

平成26年度

経済観光部 施策の概要

旭川市



## ＝ 目 次 ＝

I 施策の方向	1	ものづくり産業支援費	28
1 平成26年度経済観光部施策の方向	3	新製品開発・販路拡大支援費	28
II 機構及び事務分掌	5	ものづくり人材育成費	28
1 機 構	7	連携促進・創業支援推進費	29
2 事務分掌	8	食品産業支援センター事業費	29
III 平成26年度予算	11	デザインギャラリー及び コレクション館管理負担金	29
1 旭川市一般会計当初予算	13	ユジノサハリンスク市 農業パーク等技術支援費	29
2 経済観光部当初予算総括	14	技能のまちづくり推進費	30
3 事業費一覧	15	家具等ITサービス活用人材支援費	30
IV 主要施策	19	(2) 技術基盤	30
1 商 業	21	(3) 産業立地拠点	31
(1) 商業活動の促進	21	【旭川工業団地】	
【平成24年経済センサス結果】		【旭川リサーチパーク】	
商業行政費(経常費)	21	(4) 企業立地	33
商業振興費	22	【旭川市企業誘致推進協議会】	
【旭川流通団地・旭川物流基地】		【旭川地域産業活性化協議会】	
(2) 中心市街地の活性化	23	企業誘致費	33
【小売業の状況・人口の推移(中央・大成地区)】		首都圏企業誘致強化費	33
中心市街地活性化対策費	23	旭川地域企業誘致東京サテライト オフィス(仮称)開設費	34
まちなかマネジメント賑わい創出事業費	23	【誘致・立地状況】	
共通利用駐車場等運営費	24	3 中小企業	35
中心市街地		【平成24年経済センサス - 活動調査結果】	
カルチャーコミュニティ推進費	24	【従業者規模別の状況】	
中心市街地出店促進費	24	【企業倒産の推移】	
北の恵み 食べマルシェ開催負担金	24	(1) 経営基盤	36
地域マルシェ等開催費	25	【商工会議所・商工会一覧】	
2 工 業	26	地域企業経営者等育成補助金	36
【平成24年工業統計調査結果】		旭川地域中小企業等経営力向上事業費	36
(1) 地域産業育成	26	(2) 融資制度	37
地域企業育成費	26	中小企業振興資金融資事業費	37
旭川市工業等振興促進条例	27	平成26年度旭川市中小企業融資制度一覧	39

4	地場産品販路拡大	42	旭川しごとサポートプラザ事業費	55
	地場産品販路開拓推進費	42	高齢者就業機会確保推進費	55
	道北地域旭川地場産業振興センター 運営補助金	42	【公益社団法人 旭川市シルバー人材センター】 がんばる若者等就職支援費	56
	海外経済交流推進費	43	季節労働者通年雇用促進費	57
	ユジノサハリンスク経済交流推進費	43	就業支援ITセミナー費	57
	旭山動物園グッズ開発支援事業	44	季節労働者冬期雇用対策費	57
	台湾朝もぎプロジェクト推進費	44	女性再就職支援費	57
	旭川地酒普及促進支援費	44	高齢者就労機会創出推進費	58
	家具等首都圏販路拡大支援費	44	若年無業者就労支援費	58
	国際家具デザインフェア 旭川2014開催費	45	(2) 勤労者の福祉の向上	58
	旭川地域グルメブランド構築事業費	45	勤労者資金貸付金	58
	地場農産物等活用ペットフード 開発事業費	45	中小企業福祉事業補助金	59
			【一般財団法人 旭川市勤労者共済センター】	
			(3) 人材の確保	60
			労働行政費(経常費)	60
5	観光	46	V 関係施設	61
	【観光入込客数の推移及び外国人宿泊延数】 【平成25年度観光入込客数】		1 旭川市工芸センター	63
	(1) 誘致宣伝活動	46	2 旭川市工業技術センター	66
	観光客誘致宣伝費	46	3 旭川市旭山動物園	69
	観光情報センター運営費	47	4 一般財団法人 道北地域 旭川地場産業振興センター	74
	旭川医療観光推進費	47	5 観光案内所	76
	がんばれ!あさっぴー旭川PR事業費	47	【旭川観光物産情報センター】	
	観光スポット交通利便促進費	47	【旭川空港観光案内所】	
	外国語メニュー表記普及費	48	【旭山動物園観光情報センター】	
	上川広域観光圏整備費	48	【旭川総合観光情報センター】	
	桜岡地域ブランド化推進事業費	48	VI 条例・規則	79
	三施設連携活動費(動物園事業特別会計)	48	旭川市中小企業振興基本条例	81
	(2) イベント・コンベンション	49	旭川市中小企業審議会規則	85
	【イベント・コンベンションの開催実績】		旭川市地酒の普及の促進に関する条例	86
	イベント推進費	50	旭川市工業等振興促進条例	87
	旭川観光コンベンション協会補助費	52	旭川市工業等振興促進条例施行規則	93
	(3) 観光関連団体	53	旭川市工芸センター条例	98
6	雇用・労働福祉	55	旭川市工芸センター条例施行規則	102
	【有効求人倍率の推移】			
	(1) 就労の促進	55		

旭川市工業技術センター条例	104
旭川市工業技術センター条例施行規則	108
旭川市旭山動物園条例	112
旭川市旭山動物園規則	115
VII 附属機関	119
1 旭川市中小企業審議会	121
2 旭川市工芸センター運営委員会	122
3 旭川市工業技術センター運営委員会	123
VIII 統計資料	125
1 産業別就業者数	127
2 事業所統計	128
3 商業統計	133
4 工業統計	143
5 大規模小売店舗	153
6 観光入込客数	157
IX 関係団体	159
商工指導機関関係	161
商業関係	161
商店街振興組合関係	161
工業関係	162
観光関係	163
技能・労働関係	163
金融関係	164



# I 施策の方向





## 平成 26 年度経済観光部施策の方向

日本経済は、消費と公共投資主導により緩やかな景気回復基調となっているが、地方においてはその実感は限定的であり、消費税増税や原材料の価格高騰などによる中小企業への影響が懸念され、人口減少により国内市場が縮小する中、厳しさを増す企業間、地域間競争への対応が求められている。

こうした課題を踏まえ、平成 26 年度においては次の施策を重点とした事業展開を行い、ものづくり技術の向上と対外的発信力の強化などにより雇用創出を図り、本市経済の活性化に努める。

### 1 地域の「ものづくり産業」の振興

地域の「ものづくり産業」を活性化させるため、ものづくり総合支援センターの機能を十分に活用し、起業促進、人材育成、製品開発、販路拡大のものづくり産業の企業活動全般にわたる支援を展開する。

### 2 雇用の創出と安定化

地域産業への労働力供給の円滑化のため、関係機関と連携し、職場体験による地場産業の理解促進や求職者と地元企業とのミスマッチ解消など、特に若年者に対する就労支援を強化する。

### 3 金融の円滑化

本市経済の基盤であり雇用の多くを支えている中小企業の金融の円滑化を図るため、必要な融資枠を確保するとともに、中心市街地における新規出店の促進、設備投資の促進、電気料金値上げや消費税増税の影響緩和を図るため、融資制度を拡充する。

### 4 企業誘致の推進

本社機能が集中する首都圏における企業誘致活動を強化するため、拠点となる東京サテライトオフィスを開設するとともに、企業誘致の強力なインセンティブとするため、立地企業の求めに応じたより質の高い人材を育成することにより、地域産業の基盤強化と雇用の創出につなげる。

### 5 中心市街地の活性化

中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなかの賑わいに資する事業の継続に加え、出店補助金の対象範囲を拡大するとともに、空き店舗を拠点として文化芸能を鑑賞する機会を創出することにより新たな賑わいを創出する。

### 6 地場産品の国内外への販路拡大支援

地場産品のイメージアップ、販路開拓・拡大を図るため、国内外での物産展の開催や商談会などへの出展支援のほか、首都圏のコンビニエンスストアを活用したアンテナショップを展開する。また、ユジノサハリンスク市が計画している農業パークに対し技術指導を行い、地元企業の進出促進と経済交流活性化を図る。

### 7 創業支援、新製品開発、技術・デザイン力の向上、地域ブランドの形成

売れる製品づくりや既存製品のシェア拡大を目指し、企業のプロモーション能力の向上など、競争力を強化するとともに、地域企業の新たな事業活動を支援する。また、「国際家具デザインフェア」への支援を行い、家具デザインの高度化と製品高付加価値化、家具産地としてのイメージ高揚を図る。

### 8 地域のイメージアップ、国内外観光客の誘致・受入体制強化

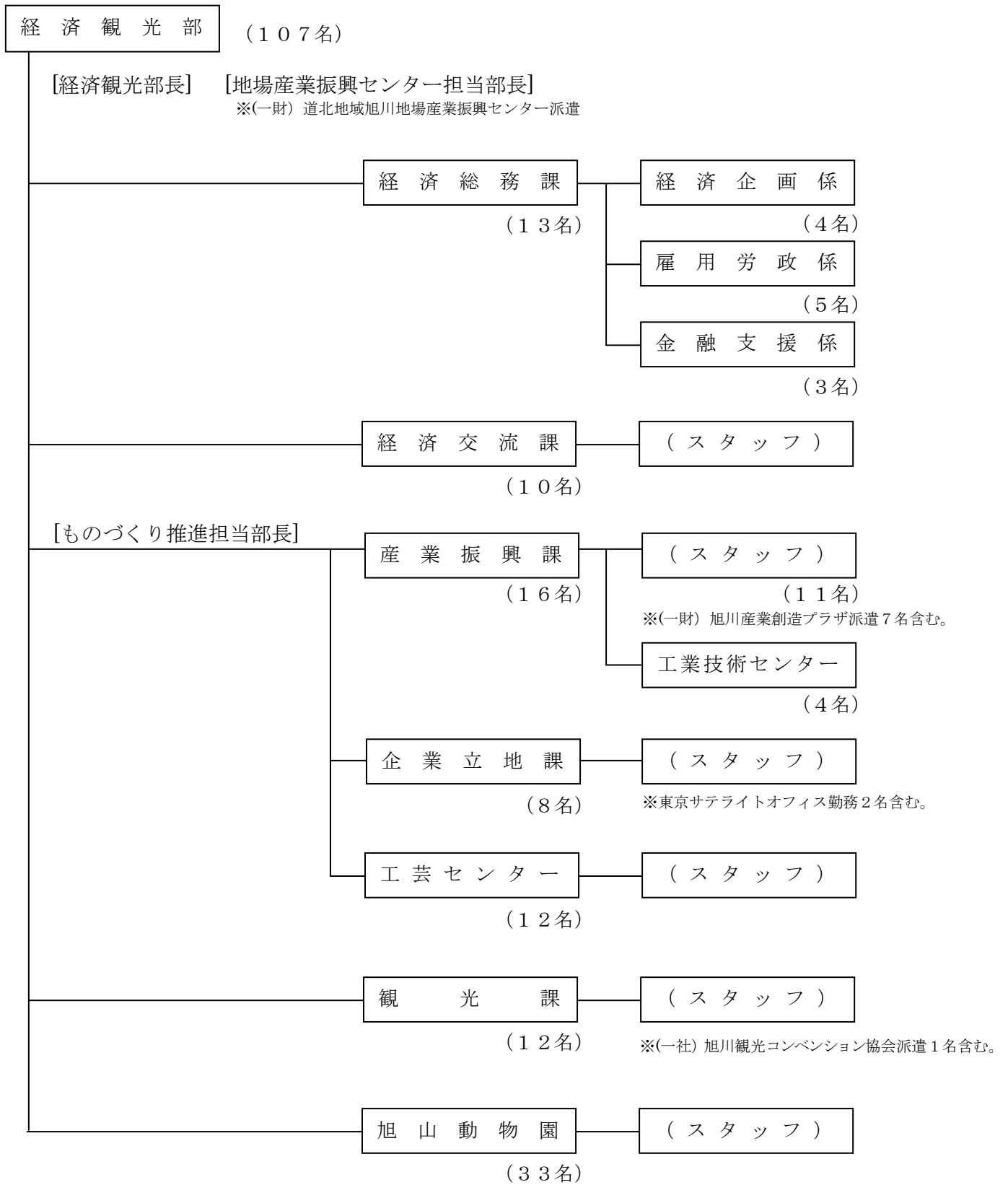
国の新たな制度に対応した観光圏を整備するため広域観光圏計画の策定を行うなど、滞在交流型観光や観光の通年化に取り組むとともに、観光客の入込が増え続けている東南アジアを中心に空港利用拡大と連動した外国人観光客誘致を促進する。



## Ⅱ 機構及び事務分掌



# 1 機 構 (平成 26 年 4 月 1 日現在)



## 2 事務分掌

### 経済総務課

#### 【経済企画係】

- (1) 産業振興に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 産業振興に係る情報収集及び調査分析に関すること。
- (3) 中小企業審議会に関すること。
- (4) 商工業指導団体に関すること。

#### 【雇用労政係】

- (1) 雇用の推進に関すること。
- (2) 雇用及び労働の情報収集及び調査に関すること。
- (3) 労働者の福祉に関すること。
- (4) 労働相談に関すること。
- (5) 労働関係機関との連絡調整に関すること。

#### 【金融支援係】

- (1) 中小企業者等の金融相談に関すること。
- (2) 中小企業融資制度に関すること。
- (3) 金融関係機関との連絡調整に関すること。

### 経済交流課

- (1) 経済交流に関すること。
- (2) 地場産品の販路拡大に関すること。
- (3) 貿易の振興に関すること。
- (4) 商業及びサービス業の振興に関すること。
- (5) 流通に関すること。

### 産業振興課

- (1) ものづくり、情報産業等の振興に関すること。
- (2) 産業関連情報の収集及び提供に関すること。
- (3) デザインの振興に関すること。
- (4) 技能者の育成に関すること。

#### 【工業技術センター】

- (1) 機械金属工業に係る生産加工技術の指導及び相談並びに製品開発支援に関すること。
- (2) 機械金属工業に係る技術者の育成指導並びに技術研修の企画及び実施に関すること。
- (3) 機械金属工業に係る先端技術の調査研究及び普及並びに技術情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。
- (5) 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること。
- (6) その他センターに関すること。

## 企業立地課

- (1) 企業誘致及び既存企業の適地誘導等に関すること。
- (2) 産業用地及び周辺環境の整備に関すること。

## 観光課

- (1) 観光事業の振興，企画及び調査統計に関すること。
- (2) 観光資源及び施設に関すること。
- (3) 観光関係業者の育成に関すること。
- (4) 観光情報センターに関すること。
- (5) 観光客の誘致，宣伝及び相談に関すること。
- (6) 観光団体に関すること。
- (7) 観光イベントに関すること。
- (8) コンベンション及び映画等の撮影に係る誘致等に関すること。
- (9) 旭川空港の利用促進に関すること。

## 工芸センター

- (1) 木工芸及び窯業に係る技術の調査研究，相談，指導及び普及に関すること。
- (2) 木工芸品及び窯業製品に係る設計，意匠，試作及び研究開発に関すること。
- (3) 木工芸及び窯業に係る技術者の育成に関すること。
- (4) 木工芸及び窯業に係る展示会，講習会等の開催に関すること。
- (5) 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 施設設備の使用許可に関すること。
- (7) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。
- (8) その他センターに関すること。

## 旭山動物園

- (1) 動物園の運営計画に関すること。
- (2) 動物の飼育，健康管理及び展示に関すること。
- (3) 動物園の広報及び教育活動に関すること。
- (4) 各種事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 動物園入園者の対応に関すること。
- (6) 野生動物の保護，調査及び研究に関すること。
- (7) 施設及び設備の維持管理及び整備に関すること。
- (8) 入園料，使用料その他収入に関すること。
- (9) 関係団体に関すること。
- (10) その他動物園に関すること。





### Ⅲ 平成 26 年度予算



# 1 旭川市一般会計当初予算

【歳入】

(単位：千円・%)

科目	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	前年比
1 市税	39,600,000	38,700,000	900,000	2.3
2 ゴルフ場利用税交付金	17,200	17,200	0	0.0
3 自動車取得税交付金	110,000	259,000	△ 149,000	△ 57.5
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金	174,000	146,300	27,700	18.9
5 地方特例交付金	131,000	134,000	△ 3,000	△ 2.2
6 地方交付税	35,380,000	36,081,000	△ 701,000	△ 1.9
7 交通安全対策特別交付金	69,000	76,000	△ 7,000	△ 9.2
8 地方譲与税	1,228,000	1,244,000	△ 16,000	△ 1.3
9 利子割交付金	98,000	99,000	△ 1,000	△ 1.0
10 配当割交付金	75,000	43,000	32,000	74.4
11 株式等譲渡所得割交付金	13,000	8,000	5,000	62.5
12 地方消費税交付金	4,597,000	3,756,000	841,000	22.4
13 分担金及び負担金	1,098,667	1,110,369	△ 11,702	△ 1.1
14 使用料及び手数料	3,342,091	3,417,169	△ 75,078	△ 2.2
15 国庫支出金	33,931,225	31,903,531	2,027,694	6.4
16 道支出金	7,947,939	7,245,810	702,129	9.7
17 財産収入	660,392	116,213	544,179	468.3
18 寄附金	25,083	329,567	△ 304,484	△ 92.4
19 繰入金	1,623,832	839,630	784,202	93.4
20 繰越金	1	1	0	0.0
21 諸収入	11,898,570	13,009,010	△ 1,110,440	△ 8.5
22 市債	14,180,000	17,225,200	△ 3,045,200	△ 17.7
歳入合計	156,200,000	155,760,000	440,000	0.3

【歳出】

(単位：千円・%)

科目	平成 26 年度	平成 25 年度	増減額	前年比
1 議会費	524,558	533,953	△ 9,395	△ 1.8
2 総務費	5,664,414	4,333,522	1,330,892	30.7
3 民生費	66,446,131	63,113,094	3,333,037	5.3
4 衛生費	9,990,078	10,172,962	△ 182,884	△ 1.8
5 労働費	140,056	169,150	△ 29,094	△ 17.2
6 農林水産業費	1,425,688	1,341,757	83,931	6.3
7 商工費	8,634,745	9,188,804	△ 554,059	△ 6.0
8 土木費	15,169,460	19,694,649	△ 4,525,189	△ 23.0
9 消防費	715,917	721,402	△ 5,485	△ 0.8
10 教育費	10,237,120	9,764,188	472,932	4.8
11 災害復旧費	1,200	1,200	0	0.0
12 公債費	18,330,633	18,305,319	25,314	0.1
13 職員費	18,870,000	18,370,000	500,000	2.7
14 予備費	50,000	50,000	0	0.0
歳出合計	156,200,000	155,760,000	440,000	0.3

## 2 経済観光部当初予算総括

(単位：千円・%)

款・項・目	H26年度予算	H25年度予算	比較	前年比
5 労働費	90,056	108,713	△ 18,657	△ 17.2
1 労働費	90,056	108,713	△ 18,657	△ 17.2
1 労政費	59,980	57,433	2,547	4.4
2 緊急地域雇用対策費	30,076	51,280	△ 21,204	△ 41.3
7 商工費	8,634,745	9,188,804	△ 554,059	△ 6.0
1 商工費	8,634,745	9,188,804	△ 554,059	△ 6.0
1 商業振興費	7,869,286	8,435,287	△ 566,001	△ 6.7
2 工業振興費	240,946	150,701	90,245	59.9
3 企業誘致費	32,059	20,544	11,515	56.1
4 観光費	172,764	169,593	3,171	1.9
5 工芸センター費	75,397	75,209	188	0.2
6 工業技術センター費	30,179	27,276	2,903	10.6
7 動物園費	214,114	310,194	△ 96,080	△ 31.0
経済観光部 歳出合計	8,724,801	9,297,517	△ 572,716	△ 6.2
動物園事業特別会計	1,370,057	2,005,605	△ 635,548	△ 31.7

市予算(一般会計)	156,200,000	155,760,000	440,000	0.3
-----------	-------------	-------------	---------	-----

### 3 事業費一覧

〔一般会計〕

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
労政費	労働行政費【経常費】	771	60
	高年齢者就業機会確保推進費	8,980	55
	技能のまちづくり推進費	3,381	30
	がんばる若者等就職支援費	4,458	56
	旭川しごとサポートプラザ事業費	4,195	55
	勤労者資金貸付金	19,850	58
	中小企業福祉事業補助金	4,500	59
	季節労働者通年雇用促進費	1,345	57
	(新) 旧旭川共同職業訓練センター(平屋建物)解体費	12,500	—
緊急地域雇用 対策費	就業支援ITセミナー費	1,000	57
	季節労働者冬期雇用対策費	2,833	57
	旭川地域グルメブランド構築事業費	9,279	45
	地場農産物等活用ペットフード開発事業費	8,579	45
	桜岡地域ブランド化推進事業費	8,385	48
	(新) 家具等ITサービス活用人材支援費〔補正予算〕	13,966	30
	(新) 女性再就職支援費〔補正予算〕	11,102	57
	(新) 高年齢者就労機会創出推進費〔補正予算〕	10,482	58
	(新) 若年無業者就労支援費〔補正予算〕	13,687	58
	(新) 旭川地域中小企業等経営力向上事業費〔補正予算〕	5,268	36
商業振興費	振興行政費【経常費】	29,043	—
	金融相談行政費【経常費】	192	—
	商業行政費【経常費】	5,977	21
	中小企業振興資金融資事業費	7,659,471	37
	地域企業経営者等育成補助金	1,800	36
	商業振興費	2,900	22
	道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	13,000	42
	地場産品販路開拓推進費	10,844	42
	海外経済交流推進費	8,288	43
	地域マルシェ等開催費	1,104	25
	北の恵み食べマルシェ開催負担金	53,000	24
	ユジノサハリンスク経済交流推進費	14,729	43
	中心市街地活性化対策費	4,050	23
	まちなか活性化事業基金積立金	104	—

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
商業振興費	まちなかマネジメント賑わい創出事業費	37,000	23
	中心市街地出店促進費	16,097	24
	共通利用駐車場等運営費	1,893	24
	(新) 台湾朝もぎプロジェクト推進費	1,000	44
	(新) 中心市街地カルチャーコミュニティ推進費	8,794	24
工業振興費	産業振興行政費【経常費】	4,185	—
	ものづくり人材育成費	4,192	28
	デザイン振興基金積立金	106	—
	地域企業育成費	169,444	26
	食品産業支援センター事業費	2,443	29
	ものづくり産業支援費	2,180	28
	新製品開発・販路拡大支援費	17,659	28
	連携促進・創業支援推進費	3,360	29
	デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金	14,819	29
	国際家具デザインフェア旭川2014開催費	9,000	45
	(一財)旭川産業創造プラザ補助金	9,758	—
	(新) ユジノサハリンスク市農業パーク等技術支援費	3,000	29
	(新) 旭川地酒普及促進支援費	800	44
企業誘致費	企業誘致費	12,531	33
	首都圏企業誘致強化費	3,894	33
	(新) 旭川地域企業誘致東京サテライトオフィス(仮称)開設費	15,634	34
観光費	観光振興行政費【経常費】	11,848	—
	観光客誘致宣伝費	18,824	46
	イベント推進費	74,042	50
	観光情報センター運営費	25,516	47
	がんばれ!あさっぴー旭川PR事業費	2,623	47
	旭川医療観光推進費	500	47
	旭川観光コンベンション協会補助費	34,750	52
	(新) 外国語メニュー表記普及費	400	48
	(新) 上川広域観光圏整備費	3,969	48
	(新) 観光スポット交通便利促進費	292	47

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
工芸センター費	木工芸指導行政費【経常費】	3,997	—
	施設管理費【経常費】	66,650	—
	家具等首都圏販路拡大支援費	4,750	44
工業技術センター費	施設管理費【経常費】	14,808	—
	技術指導行政費【経常費】	13,021	—
	工業技術センター設備整備費	2,350	—
動物園費	動物園事業特別会計繰出金	214,114	—

(新) 平成 26 年度新規事業

〔動物園事業特別会計〕

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
総務管理費	施設管理費【経常費】	903,957	—
	施設整備費	172,527	—
	旭山動物園施設整備基金積立金	65,467	—
	(新) 三施設連携活動費	1,000	48
元金	長期債元金償還金	186,482	—
利子	長期債利子	35,624	—
予備費	予備費	5,000	—

(新) 平成 26 年度新規事業





## IV 主要施策



# 1 商 業

## (1) 商業活動の促進

平成 24 年の経済センサスにおいて、市内の小売業、卸売業を合わせた事業所数は 2,810 事業所で、従業者数は 24,705 人、年間消費販売額は 8,660 億円となっている。

内訳を見ると、卸売業では、事業所数は 832 事業所で、従業者数は 7,182 人、年間消費販売額は 5,325 億円となっている。また、小売業の事業所数は 1,978 事業所で、従業者数は 17,523 人、年間消費販売額は 3,335 億円となっている。

本市の商業は、交通の要衝にあるという立地条件から道内及び本州方面を結ぶ流通拠点として発展してきたが、近年は郊外型大型店の進出や消費者のライフスタイルの変化等により地域商店街の衰退が続いている状況にあることから、旭川市商店街振興組合連合会や旭川商店街サポートセンターの活動支援を通じ、商店街の活性化と魅力ある商業環境の実現を図る。

### 【平成 24 年経済センサス結果】

(単位：事業所・人・百万円)

	事業所数	従業者数	年間商品販売額
総 数	2,810	24,705	866,008
(卸 売 業)	832	7,182	532,532
(小 売 業)	1,978	17,523	333,475

### 商業行政費（経常費）

【目 的】 商店街や卸売業界が行う事業運営への支援を通じ、商業行政の振興を図る。  
また、本市製品の海外市場開拓のため、貿易促進団体等に加入して、情報の収集や提供を行うとともに、セミナーや研修会の開催を通して貿易の振興を図る。

【予 算 額】 5,977 千円

【事業概要】 ①旭川市商店街振興組合連合会補助金（予算額 1,500 千円）

商業環境の変化に対応した商店街活動に向けての調査研究、情報収集、研修等の事業への一部助成

〔支出先〕 旭川市 5 条通 8 丁目 1253-1 エヌシービル 1 階  
旭川市商店街振興組合連合会 理事長 宮口 幸治

②旭川卸商連盟補助金（予算額 200 千円）

本市卸売業界の連携強化、経営合理化及び総合的改善発展を進める旭川卸商連盟の事業運営への一部助成

〔支出先〕 旭川市常盤通 1 丁目 旭川商工会議所内  
旭川卸商連盟 会長 山口 誠二

③北海道国際ビジネスセンター負担金（予算額 100 千円）

道内中小企業の海外取引や海外進出を支援する同センター（行政や経済団体で構成）に対する負担金

〔支出先〕 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 1 階  
北海道国際ビジネスセンター 会長 滝沢 靖六

④北海道貿易物産振興会負担金（予算額 240 千円）

国内各地で開催する北海道物産展及び道産品販路拡大の窓口である同会に対する負担金

〔支出先〕 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 1 階  
一般社団法人 北海道貿易物産振興会 会長 滝沢 靖六

⑤日本貿易振興機構北海道貿易情報センター負担金（予算額 100 千円）

貿易に関する各種情報資料等の提供を行う同センターに対する負担金

〔支出先〕 東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 マーク森ビル 6 階  
独立行政法人 日本貿易振興機構 副理事長 横尾 英博

（経済交流課）

**商業振興費**

【目的】 旭川商店街サポートセンターへの支援等を通じ、商店街活動の促進及び本市商業の振興を図る。

【予算額】 2,900 千円

【事業概要】 旭川商店街サポートセンター補助金（予算額 2,700 千円）

商店街が横断的な連携のもとに組織する旭川商店街サポートセンターの活動を支援し、地域コミュニティの核である商店街の活性化を推進する。

〔支出先〕 旭川市 5 条通 8 丁目 1253-1 エヌシービル 1 階  
旭川市商店街振興組合連合会内  
旭川商店街サポートセンター 会長 宮口 幸治

（経済交流課）

**【旭川流通団地・旭川物流基地】**

	旭川流通団地	旭川物流基地
事業主体	旭川市	㈱旭川北インター開発公社
開発手法	旭川市施行土地区画整理事業 ㈱旭川振興公社直轄事業	土地区画整理事業（個人施行）
造成年度	・基盤造成 S43～S48 年度 ・企業誘導 S43～S52 年度	・基盤造成 H7～H8 年度 ・企業誘導 H8～H9 年度
位置	旭川市流通団地 1～4 条 2～5 丁目 旭川市永山町 6 丁目	旭川市東鷹栖 4 線 10 号
団地面積	865,000 m <sup>2</sup>	288,255 m <sup>2</sup> （第 1 工区）
公共用地	184,100 m <sup>2</sup>	64,268 m <sup>2</sup>
宅地	680,900 m <sup>2</sup>	223,987 m <sup>2</sup>
その他施設等	JR 貨物駅・ヤード 計 485,000 m <sup>2</sup>	第 2, 3 工区 計 約 600,000 m <sup>2</sup> （未開発）
全体面積	1,350,000 m <sup>2</sup>	約 900,000 m <sup>2</sup> （段階的開発）

（経済交流課）

## (2) 中心市街地の活性化

大型店の郊外立地や消費者のライフスタイルの変化などにより、本市では近年、平和通買物公園や銀座商店街などの中心市街地においても、商業集積や都市機能の低下など空洞化が進んでいる。

そのような中で平成23年3月に認定された「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市機能を充実させ、人が集まり賑わいのある魅力的な都市空間を創出するため、商店街やまちなかマネジメント協議会などと連携した事業を展開し、中心市街地の活性化を図る。

### 【小売業の状況（中央・大成地区）】 （資料：統計旭川）

	H11	H14	H16	H19	H24
事業所数（店）	882	745	685	618	384
年間商品販売額（百万円）	124,842	95,977	86,814	70,123	46,462

### 【人口の推移（中央・大成地区）】 （資料：住民基本台帳）

	H21	H22	H23	H24	H25
中央・大成地区人口（人）	8,863	8,725	8,715	8,724	8,805

### 中心市街地活性化対策費

【目的】 「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づいた施策を展開することにより、都市機能の充実や魅力的で賑わいのある都市空間を創出し、中心市街地の活性化を推進する。

【予算額】 4,050 千円

【事業概要】 ①旭川平和通買物公園企画委員会補助金（予算額 2,850 千円）

旭川平和通買物公園の企画、運営並びに買物公園内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し、市民の広場としての機能の充実、地域コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

〔支出先〕 旭川市5条通8丁目 エヌシービル1階  
旭川平和通買物公園企画委員会 委員長 大西 勝一

②銀座仲見世通り運営委員会補助金（予算額 950 千円）

銀座仲見世通りの企画、運営並びに仲見世通り内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し、市民の広場としての機能の充実、地域コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

〔支出先〕 旭川市3条通15丁目 銀ビル2階  
銀座仲見世通り運営委員会 委員長 宮口 幸治

（経済交流課）

### まちなかマネジメント賑わい創出事業費

【目的】 旭川まちなかマネジメント協議会により、まちなかにたまりと賑わいを創出する。

【予算額】 37,000 千円

【事業概要】 中心商店街の活性化を図るため、旭川まちなかマネジメント協議会により、賑わい創出の企画・プロデュースを行うほか、市民団体などが中心部で実施するイベントに関する各種申請・協議等の支援等を行い、賑わいの創出を図る。  
(経済交流課)

### 共通利用駐車場等運営費

【目的】 共通利用駐車場の拡充を進めることで、市民等が利用しやすい駐車場環境を整備し、中心市街地への来街者の増加を図る。

【予算額】 1,893 千円

【事業概要】 市民等が利用しやすい共通利用駐車場制度の運用に対して支援する。  
(経済交流課)

### 中心市街地カルチャーコミュニティ推進費

【目的】 本市中心市街地の中心軸である買物公園の4条通以北界限において、新たに文化的側面における賑わいを創出することにより、中心市街地への来街者の増加を図る。

【予算額】 8,794 千円

【事業概要】 中心市街地の賑わい創出を図るため、市内の文化関係者等から構成される団体を支援し、空き店舗を活用した文化芸術等の興行を実施する。  
(経済交流課)

### 中心市街地出店促進費

【目的】 中心市街地の空き店舗の活用を促進することで、賑わいの創出や商業機能の向上を図り、中心市街地の活性化を目指す。

【予算額】 16,097 千円

【事業概要】 中心市街地の空き店舗及び集合住宅の店舗部分への出店希望者に対し家賃の補助を行うとともに、出店希望者への情報提供及び相談業務等を行う。  
(経済交流課)

### 北の恵み 食べマルシェ開催負担金

【目的】 中心市街地の賑わい創出と既存店舗等との協働による活性化や、多彩で豊かな食の供給基地である北・北海道の魅力を全国に向けてアピールし、新たな地域グルメの創造・発信など、地域の食分野の創出を図る。

【予算額】 53,000 千円

【事業概要】 北・北海道地域における農畜海産物やそれらの加工品、自慢料理などを集結させた巨大な食の市場を中心市街地に出現させるとともに、自慢の逸品マルシェやパフォーマンス・ミックス（ステージイベント）などの関連事業を実施する。  
また、共催事業として屋内マルシェ、駅マルシェ、銀座食べマルシェ、SORAマルシェを開催する。

(経済交流課)

## 地域マルシェ等開催費

【目 的】 商店街等が農業者や市民組織等と連携して開催する地域の食の魅力を発信するイベントを開催することに対し支援を行うことで、地域の商工業の振興，商店街の賑わい創出と活性化を図る。

【予 算 額】 1,104 千円

【事業概要】 商店街等が農業者や市民組織等と連携して開催する地域性豊かで特色ある「地域マルシェ」の企画を募集し，コンペ形式で商店街等を選定し，開催の補助をする。  
(経済交流課)

## 2 工 業

平成 24 年工業統計調査によると、事業所数は 377 事業所で前年の調査に比べて 6.9%（28 事業所）の減、従業者数は 8,681 人で 0.1%（6 人）の増、製造品出荷額等は 1,679 億 1,186 万円で 5.0%（88 億 2,230 万円）の減、粗付加価値額は 598 億 5,314 万円で 4.5%（101 億 1,599 万円）の減となっている。

### 【平成24年工業統計調査結果】（従業者4人以上の事業所）

	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等 （万円）	粗付加価値額 （万円）
総 数	377	8,681	16,791,186	5,985,314
前年増減	△6.9%	△0.1%	△5.0%	△4.5%
全道シェア	6.6%	5.2%	2.7%	4.1%

### (1) 地域産業育成

本市の工業は地域資源型産業が集積しており、その大部分が中小企業である。これら中小企業の育成振興が地域経済の活性化につながることから、技術のレベルアップや企業活動の基盤整備を図るための施策、また地域資源を活かした研究開発やブランド創出等に対する支援、デザインを重視した産業活動の支援、さらに新事業・新産業への創出支援など地域産業の高度化に向けた事業を展開する。

#### 地域企業育成費

【目 的】 旭川市工業等振興促進条例に基づき、工場等を新增設する者に対し助成を行い、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 169,444 千円

【事業概要】 製造業等の立地誘導、集積を図るため「旭川市工業等振興促進条例」に基づき市内に工場等を新設又は増設した場合に優遇措置（課税免除及び助成金）を行う。

- ・課税免除（固定資産税・都市計画税を 3 年間、環境配慮型施設の場合は 5 年に延長）
- ・工場等設置助成金（事業所税相当額を 3 年間助成）
- ・土地取得助成金（土地取得価額の 25/100 に相当する額、1 億円限度）
- ・工場等改修助成金（賃借物件の改修費の 50/100 に相当する額、2,000 万円限度）  
※土地取得助成金と工場等改修助成金は選択
- ・環境配慮型施設整備助成金（環境配慮型施設の整備費の 50/100 に相当する額、5,000 万円限度）
- ・雇用助成金（雇用者 1 人当たり 30 万円以内を 3 年間助成、各年度 3,000 万円限度）
- ・操業前研修助成金（操業前研修を受講した雇用者 1 人当たり 20 万円以内、500 万円限度）
- ・操業助成金（操業に係る費用の 50/100 に相当する額 3 年間、500 万円限度）  
※操業に係る費用は、ビル賃借料・通信回線使用料・上下水道使用料・電気料金  
のいずれか 1 つを選択



【年度別助成金交付企業数及び交付額】

年度	H21	H22	H23	H24	H25
企業数 (社)	1	2	3	5	6
交付額 (千円)	11,543	15,803	21,964	17,602	70,397

(企業立地課)

旭川市工業等振興促進条例

【目的】 本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設を新設し、又は増設する者に対し課税免除及び助成の措置を行い、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

【事業概要】

・対象業種 工場（製造業・再生可能エネルギー供給業）、事業所（ソフトウェア業等16業種）、特定事業用施設（物流関連業、IT業の一部、特定産業支援業）、試験研究施設

・要件 新設・増設～投資額2,500万円以上、雇用増5人以上

(特定産業支援業の場合)

新設・増設～投資要件不要、雇用増20人以上（中心市街地は10人以上）

※被雇用者の年収が130万円以上

(震災に係る特別措置)

投資要件不要、雇用増5人以上（雇用保険・年金・健康保険の加入、年収130万円以上が見込まれる者）

※課税免除、工場等設置助成金、土地取得助成金、工場等改修助成金、雇用助成金、操業助成金のみ対象

※平成28年3月31日までの時限措置

(震災に係る特別措置（被災者を雇用した市内企業）)

投資要件不要、雇用増1人以上（雇用保険・年金・健康保険の加入、年収130万円以上が見込まれる者）

※雇用助成金のみ対象

※平成28年3月31日までの時限措置

・優遇措置

1 課税免除

固定資産税・都市計画税を3年間免除

※環境配慮型施設の場合は5年間に延長

※震災に係る特別措置の場合は3年間

2 工場等設置助成金

事業所税相当額を3年間助成

3 土地取得助成金

土地取得価額の25%を助成、限度額1億円

※旭川リサーチパーク又は工業専用地域（旭川工業団地等）で、敷地面積3,000㎡以上

※土地取得から2年以内に建設着手すること

- 4 工場等改修助成金  
1,000万円以上の賃借物件改修費の50%を助成, 限度額2,000万円
- 5 環境配慮型施設整備助成金  
5,000万円以上の環境配慮型施設整備費(対象固定資産等の総計が1億5千万円超の場合)の50%を助成, 限度額5,000万円
- 6 雇用助成金  
雇用者1人当たり30万円以内を3年間助成, 1年当たり限度額3,000万円
- 7 操業前研修助成金(特定産業支援業に限る)  
操業前研修受講者1人当たり20万円以内を助成, 限度額500万円
- 8 操業助成金  
操業にかかる費用(建物賃借料・電気料金・上下水道使用料・通信回線使用料から1つ選択)の50%を3年間助成, 1年当たり限度額500万円

※ 3・4は、いずれかを選択適用

(企業立地課)

### ものづくり産業支援費

【目的】 企業の活発な新事業展開を推進していく環境の整備及び啓発的な取組を通じて市民に地元産業について知ってもらうことにより、市全体で地域産業を支援していく環境の素地づくりを行う。

【予算額】 2,180 千円

【事業概要】

- ・旭川発明協会補助金
- ・ビジネスシーズ整備事業
- ・あさひかわ産品体験ツアーの実施
- ・鉄工技術啓発普及事業補助金

(産業振興課)

### 新製品開発・販路拡大支援費

【目的】 中小企業が行う新製品開発, 研究から販路拡大までの事業段階を一体的に支援し, 生産, 販売, 収益の拡大を通じて, 域外からの外貨獲得を目指し, 地域経済の活性化及び雇用の拡大を図る。

【予算額】 17,659 千円

【事業概要】

- ・新製品等開発・研究促進補助金
- ・あさひかわ産品プロモーション戦略補助金
- ・道内外展示会出展事業
- ・元気ものづくり大賞

(産業振興課)

### ものづくり人材育成費

【目的】 ものづくりの技能者・技術者の技術向上, 技術伝承, 経営視点の向上を図るため, 講習会を開催する。併せて, 木製品の知識を市民に伝える機会を設ける。

【予算額】 4,192 千円

【事業概要】

- ・技能者・技術者研修
- ・販売力強化セミナー
- ・旭川木工スクール

(産業振興課)

## 連携促進・創業支援推進費

- 【目的】 新規創業者などが行う新商品・新サービスの開発などの取り組みや、企業間の連携による新事業展開などの取り組みを支援することにより、新分野進出による経営革新や創業を促進し、地域企業・経済の活性化を図る。
- 【予算額】 3,360 千円
- 【事業概要】
- ・ビジネスプランコンテストの実施
  - ・ものづくりチャレンジ事業の実施
- (産業振興課)

## 食品産業支援センター事業費

- 【目的】 本市の基幹産業である農業と食品加工業の連携によって、地場農産物等を活用した付加価値の高い、市場競争力のある加工食品の開発を促進し、地域経済を活性化させるため、地域関係機関（産業支援機関、学術機関等）と連携した支援体制（食品産業支援センター）を構築し、加工食品開発事業を推進する。
- 【予算額】 2,443 千円
- 【事業概要】
- ・旭川食品産業支援センター運営負担金
  - ・試験分析の実施に必要な機器の設置及び管理
- (産業振興課)

## デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金

- 【目的】 産業デザインを主体とした、企画展示・発表の場としてのデザインギャラリー及び産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示するコレクション館の運営を行うことにより、地場産業のデザイン振興やデザインマインドの高揚を図る。
- 【予算額】 14,819 千円
- 【事業概要】
- ①デザインギャラリー及びコレクション館管理負担金（予算 14,319 千円）
- デザインの振興及びデザインギャラリー・コレクション館の管理運営を行う費用の一部を負担し、地域のデザイン活動の振興を図る。
- 〔支出先〕 旭川市宮下通 1 1 丁目 蔵囲夢 内  
旭川デザイン協議会 会長 伊藤 友一
- ②旭川クラフト展負担金（予算 500 千円）
- 市民やバイヤーなどの認知度向上を目的とした、旭川地域で生まれ育ったクラフトを一堂に介す展示会の開催費用の一部を負担し、地域クラフト産業の振興や地域経済活性化を図る。
- 〔支出先〕 旭川市宮下通 1 1 丁目 蔵囲夢 内  
旭川デザイン協議会 会長 伊藤 友一
- (産業振興課)

## ユジノサハリンスク市農業パーク等技術支援費

- 【目的】 ユジノサハリンスク市への農業に係る技術指導などの経済交流を通じて、本市企業が保有する技術や製品などの海外進出を図ることにより、本市経済の活性化を図る。

【予 算 額】 3,000 千円

【事業概要】 ・公設卸売市場の経営ノウハウの提供及び指導  
・農作物栽培技術の提供及び技術支援

(産業振興課)

### 技能のまちづくり推進費

【目 的】 優れた技能の伝承及び次代を担う若手技能者の育成が重要であることから、事業内訓練施設に対する補助金、技能五輪全国大会派遣に対する助成、技能イベントの開催支援、優秀技能者表彰等を実施し、技能の振興を図る。

【予 算 額】 3,381 千円

【事業概要】 ・卓越・中堅優秀技能者表彰 ・若手優秀技能者表彰  
・技能イベント開催費助成 ・技能五輪全国大会派遣助成等  
・事業内訓練施設運営費補助金

(産業振興課)

### 家具等 I T サービス活用人材支援費

【目 的】 旭川家具やクラフトなどの木製品を I T を活用して効果的に発信、販売できる人材を育成するため、求職者を雇用し、必要な知識・技術等を習得する研修を O F F - J T (講義等) と O J T (職場実習) により実施する。

【予 算 額】 13,966 千円

【事業概要】 ・ I T 技術技能の基礎研修, 実地研修の実施  
・木製品製造企業における実地研修の実施

(工芸センター)

## (2) 技術基盤

公設試験研究機関は、地域企業の研究開発の支援機関として大きな役割を担っており、本市には木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質改善等の研究指導を行う旭川市工芸センター、機械金属及び関連工業の技術指導、研究開発、情報提供を行う旭川市工業技術センターがある。

これら施設の技術指導用機器の拡充などを通して試験研究の推進、技術指導の強化を図り地域企業、工業の振興発展に努めている。

#### [旭川市工芸センター]

※ V 関係施設

1 旭川市工芸センター (P. 63~P. 65) に記載

#### [旭川市工業技術センター]

※ V 関係施設

2 旭川市工業技術センター (P. 66~P. 68) に記載

### (3) 産業立地拠点

都市計画法上の用途地域の適切な運用とともに、旭川工業団地や工場適地、旭川リサーチパークなどを産業立地の誘導拠点とし、効率的な企業配置による快適な都市空間づくりに努める。

#### 【旭川工業団地】

市内企業の規模拡張等に伴う移転用地の確保と、誘致企業の立地の受け皿として整備

##### ①団地の概要

	旭川工業団地（1期）	旭川工業団地（2期）	旭川工業団地（3期）
開発場所	旭川市工業団地 1条1, 2丁目 2条1, 2丁目 3条1, 2丁目	旭川市工業団地 4条1, 2丁目 5条2丁目	旭川市工業団地 4条3丁目 5条3丁目
開発面積	54.4 h a	22.5 h a	20.6 h a
用途地域	工業専用地域 (一部準工業地域)	工業専用地域	工業専用地域
造成年度	昭和63年度～ 平成3年度	平成3年度	平成7年度
分譲開始年度	昭和63年度	平成3年度	平成7年度

##### ②分譲面積

項目	面積 (㎡)	比率 (%)
造成面積	974,324	—
可処分面積	792,589	100.0
分譲面積	792,589	100.0

##### ③市内・市外別企業数

区分	企業数	内 訳	
		市内企業	市外企業
分 譲	160社	121社	39社

※ 市外とは、本社所在地が旭川市以外のものである。

④業種別分譲企業数

業 種	企業数	内 訳		
		市内企業	市外企業	左のうち 誘致企業
食 料 品 製 造 業	7	5	2	2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	2	0	0
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	18	16	2	1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	1	1	1
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	7	5	2	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	5	4	1	1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	1	1	0
金 属 製 品 製 造 業	36	27	9	4
一 般 機 械 器 具 製 造 業	15	10	5	3
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	6	0	0
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1	0	1	0
そ の 他 の 製 造 業	3	3	0	2
試 験 研 究 施 設	1	1	0	0
そ の 他	55	40	15	1
計	160	121	39	16

【旭川リサーチパーク】

旧頭脳立地法に基づく特定事業立地の受け皿となる中核的業務用地として整備

所 在 地 旭川市緑が丘東1条3丁目～4丁目  
 面 積 17.3ha（うち分譲面積13.5ha 17区画）  
 分譲済面積 13.5ha（分譲済区画数 17区画）

## (4) 企業立地

企業誘致は、地場企業の技術向上と誘致企業との相互補完によるバランスのとれた産業構造を作り上げるとともに、地域経済の活性化を促し雇用の創出を図るものである。

企業誘致推進の実践組織として、昭和 44 年度に地元経済界を中心として「旭川市企業誘致推進協議会」を設立し、産官一体となった誘致活動を展開している。

### 【旭川市企業誘致推進協議会】

設 立	昭和 44 年 8 月
構 成	旭川市 5 名 地元経済界 14 名 計 19 名
会 長	新谷 龍一郎（旭川商工会議所会頭）
事 務 局	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 旭川リサーチセンター 旭川市経済観光部企業立地課
目 的	本市経済の発展を図るため企業誘致を積極的に推進し、本市の総合開発に資する。

### 【旭川地域産業活性化協議会】

設 立	平成 19 年 12 月
構 成	北海道上川総合振興局，旭川市，鷹栖町，東神楽町，東川町，旭川商工会議所，あさひかわ商工会，鷹栖町商工会，東神楽町商工会，東川町商工会，独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校，独立行政法人中小企業基盤整備機構，（一財）旭川産業創造プラザ，旭川家具工業協同組合
会 長	西川 将人（旭川市長）
事 務 局	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目 旭川リサーチセンター 旭川市経済観光部企業立地課
目 的	企業立地促進法に基づく基本計画の実施に関し必要な事項について協議及び事業を行い、旭川地域の産業集積の形成及び産業集積の活性化に資する。

## 企業誘致費

【目 的】 企業誘致の推進により、地場産業の高度化を促進し、地域経済の活性化を図る。

【予 算 額】 12,531 千円

【事業概要】 ①旭川市企業誘致推進協議会負担金（予算額 7,276 千円）  
②旭川地域産業活性化協議会負担金（予算額 2,420 千円）

誘致折衝中の企業や新規発掘を目指した企業訪問，企業の立地や設備投資動向に係る情報収集，誘致企業へのフォローアップとともに，地域特性や都市機能等の旭川の魅力を広く PR するなどの誘致活動を展開するほか，立地・誘致企業向けの人材育成研修や，事業用地適地調査を行う。

（企業立地課）

## 首都圏企業誘致強化費

【目 的】 本市での企業立地を促進し，産業基盤の強化と雇用の拡大を図るため，本社機能が集中する首都圏における企業誘致活動を強化する。

【予 算 額】 3,894 千円

【事業概要】 首都圏において市長自らが PR 活動を行う企業誘致セミナーの開催や，首都企業情報の収集等を行う。

（企業立地課）

## 旭川地域企業誘致東京サテライトオフィス（仮称）開設費

【目的】 企業誘致による地域産業の活性化を図る。

【予算額】 15,634 千円

【事業概要】 本社機能が集中する首都圏における企業誘致活動の拠点となる事務所を企業立地法に基づく基本計画の区域である 1 市 3 町（旭川市，鷹栖町，東神楽町，東川町）が連携して開設し，企業誘致活動を行うほか，観光，地場産品の P R 活動を支援する。

【事業主体】 旭川地域産業活性化協議会

【所在地】 東京都千代田区永田町 2 丁目 17-17 永田町ほっかいどうスクエア 3 1 1 号室  
(企業立地課)

### 【誘致・立地状況】

①誘致企業件数：41 社（昭和 60 年度から平成 25 年度）

業 種	件数（単位：社）
食料品製造業	4
機械・金属製品製造業	13
家具等製造業	1
I T 関連（情報サービス業等）	10
その他	13
合 計	41

②立地企業件数：2 社（平成 25 年度）

業 種	件数（単位：社）
食品関連産業	0(0)
機械・金属関連産業	1(1)
家具等インテリア関連産業	0(0)
I T 関連産業	0(0)
その他	1(1)
合 計	2(2)

括弧内は市外企業の立地件数



### 3 中小企業

平成 24 年の経済センサス - 活動調査によると、平成 24 年 2 月 1 日現在の本市の事業所数は 14,892 事業所、従業者数は 138,204 人であった。

このうち、中小事業所は 14,719 事業所と事業所全体の 98.84% を占め、従業者数は 113,405 人と全従業者数の 82.06% を占めているなど、本市経済、雇用の面で重要な役割を担っている。

#### 【平成 24 年経済センサス - 活動調査】

(単位：事業所・人)

	事業所数		従業員数	
	総数	前回増減	総数	前回増減
総数	14,892	△785	138,204	△9,804
1次産業	52	△12	659	△93
2次産業	2,250	△132	22,366	△2,246
3次産業	12,590	△641	115,179	△7,465

※前回は平成 21 年経済センサス-基礎調査

#### 【従業者規模別の状況】

(単位：事業所・人・%)

事業所全体		中小事業所		小規模事業所	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
14,892 (100.0)	138,204 (100.0)	14,719 (98.84)	113,405 (82.06)	10,743 (72.14)	37,902 (27.42)

※中小事業所＝従業者数 300 人未満（卸売・サービス業は 100 人未満、小売・飲食業は 50 人未満）

※小規模事業所＝従業者数 20 人未満（卸売・小売・飲食・サービス業は 5 人未満）

#### 【企業倒産の推移】

(単位：件・百万円)

	倒産件数				負債額			
	総数	商業	工業	その他	総額	商業	工業	その他
平成 15 年	58	18	7	33	48,640	43,261	1,327	4,052
平成 16 年	45	16	3	26	10,070	2,575	2,867	4,628
平成 17 年	23	8	3	12	6,527	1,578	722	4,227
平成 18 年	20	7	3	10	2,847	667	1,015	1,165
平成 19 年	21	7	6	8	6,126	2,741	1,207	2,178
平成 20 年	45	12	7	26	19,220	2,080	1,201	15,939
平成 21 年	34	5	6	23	6,951	198	2,481	4,272
平成 22 年	32	8	5	19	3,929	700	1,560	1,669
平成 23 年	25	7	3	15	3,058	442	345	2,271
平成 24 年	32	13	3	16	2,892	1,582	169	1,141
平成 25 年	25	11	1	13	9,700	1,558	20	8,122

※帝国データバンク調べによる

## (1) 経営基盤

中小企業は、規模の小ささ、技術力の低さ、資金力の弱さ等の面で不利な立場にあり、企業体質が弱いことからその強化が必要である。

このため、経営指導員を配置し、経営改善普及事業を実施している商工会議所や市内の商工会、また、中小企業等の組織化の推進・支援を行っている北海道中小企業団体中央会に対する助成を通じ、中小企業の経営基盤強化や生産性の向上を促進している。

また、本市には中小企業の人材養成機関である中小企業大学校旭川校があることから、同校で実施している研修受講に係る支援を通じ、経営者等の育成を図っている。

### 【商工会議所・商工会一覧】

名 称 代 表 者	住 所	会 員 数	H26年度 旭川市補助金 (千円)
旭川商工会議所 会頭 新谷 龍一郎	070-8540 旭川市常盤通1丁目	3,911	7,900
あさひかわ商工会 会長 中村 彰利	079-8412 旭川市永山2条19丁目	1,656	18,099

※代表者は平成26年度総会終了後の者。

※会員数は平成26年4月1日現在。

※平成20年4月1日に四商工会（旭川北、旭川東、永山、旭川南の各商工会）が合併し、あさひかわ商工会となった。

### 地域企業経営者等育成補助金

【目 的】 市内中小企業の経営者等と新たに事業にチャレンジする起業者の育成を図り、地域企業の経営強化と事業拡大、新規創業の促進等を図る。

【予 算 額】 1,800 千円

【事業概要】 市内中小企業の経営者等を対象に、中小企業大学校旭川校等が行う研修会に係る受講料の助成を行う。

(経済総務課経済企画係)

### 旭川地域中小企業等経営力向上事業費

【目 的】 旭川地域の中小企業等の経営力を高めて、売上・収益の増加につなげ従業員の賃金の向上等の処遇改善を図る。

【予 算 額】 5,268 千円

【事業概要】 旭川地域の中小企業等に対して、個別にきめ細かなコンサルティングを行い、その課題解決にふさわしい専門家とともに適切な個別アドバイスを行い、本地域の経済成長力の底上げと好循環の実現を目指す。

(産業振興課)

## (2) 融資制度

中小企業融資制度の目的は、市内中小企業の経営の安定、経営基盤の強化の促進等を図るために、円滑な資金の供給を行うものである。

平成 26 年度は、中心市街地における新規出店の促進、設備投資の促進、電気料金の値上がりや消費税増税の影響緩和を図るため、融資対象の拡大など制度改正を行い、中小企業者の資金調達を支援する。

### 中小企業振興資金融資事業費

【事業概要】 多様な目的・用途に応じた 12 種類の資金メニューを設けて、中小企業者に対する融資の円滑化に努めている。市は、融資のための原資を、市内の金融機関に預託し、金融機関が融資枠の範囲内で、市の定めた融資条件により融資をしている。

【予算額】 7,659,471 千円

#### ■預託額

(単位：千円)

	資金名	予算額 (預託額)	融資枠
①	一般事業資金	2,880,000	6,190,000
②	緊急対策資金	410,000	690,000
③	大型設備等導入資金	1,640,000	3,280,000
④	企業立地促進資金		
⑤	経営革新・販路拡大等支援資金	90,000	1,020,000
⑥	新規創業支援資金	870,000	1,630,000
⑦	労働環境整備資金	60,000	120,000
⑧	おもてなし環境整備資金	20,000	70,000
⑨	中心市街地新規出店支援資金	130,000	250,000
⑩	ニューパワーアップ資金	1,430,000	2,550,000
⑪	借換資金	30,000	190,000
⑫	小規模企業特別対策資金	30,000	70,000
	計	7,590,000	16,060,000

※ 平成26年度の融資枠は、予算額に年度当初の預託倍率（数値は掲載省略）を乗じて算出したものである。

■補助金

(単位：千円)

	名 称	予算額
信用保証料補助金	一般事業資金信用保証料補助金	7,353
	緊急対策資金信用保証料補助金	3,252
	経営革新・販路拡大等支援資金信用保証料補助金	4,649
	新規創業支援資金信用保証料補助金	4,202
	中心市街地新規出店支援資金信用保証料補助金	2,264
利子補給金	緊急対策資金（東日本大震災関連融資）利子補給金	1,940
	大型設備等導入資金（ものづくり支援融資）利子補給金	1,764
	企業立地促進資金利子補給金	2,922
	経営革新・販路拡大等支援資金利子補給金	8,129
	新規創業支援資金利子補給金	4,942
	労働環境整備資金利子補給金	335
	おもてなし環境整備資金利子補給金	550
	中心市街地新規出店支援資金利子補給金	1,453
	小規模企業特別対策資金（特別経営安定化融資）利子補給金	103
	新規開業支援利子補給金 （※ ㈱日本政策金融公庫の開業資金融資を対象）	1,408
	企業立地促進利子補給金 （※ ㈱日本政策金融公庫の企業立地資金融資を対象）	2,139
合 計		47,405

【平成 25 年度融資実績】

(単位：件・千円)

資 金 名	実 績 預 託 額	平成 25 年度実績			
		新規貸付 (H26.3月末)		貸付残高 (H26.3月末)	
		件数	金 額	件数	金 額
一 般 事 業 資 金	3,238,600	385	3,502,230	582	4,269,121
緊 急 対 策 資 金	273,870	7	50,700	56	389,333
大 型 設 備 等 導 入 資 金	1,270,960	4	73,700	118	2,034,435
企 業 立 地 促 進 資 金	82,680	3	180,000	5	228,017
経 営 革 新 ・ 販 路 拡 大 等 支 援 資 金	73,850	37	473,000	53	525,251
新 規 創 業 支 援 資 金	685,390	27	266,800	138	1,122,795
労 働 環 境 整 備 資 金	20,550	0	0	7	23,094
お も て な し 環 境 整 備 資 金	860	0	0	5	2,990
中 心 市 街 地 新 規 出 店 支 援 資 金	77,610	8	31,000	31	115,464
ニ ュ ー パ ワ ー ア ッ プ 資 金	1,343,320	105	1,042,440	286	1,848,269
借 換 資 金	24,380	2	65,000	8	125,414
小 規 模 企 業 特 別 対 策 資 金	5,530	0	0	12	7,513
計	7,097,600	578	5,684,870	1,301	10,691,696

※ 新規貸付は、平成25年度において貸付けしたものである。

(経済総務課金融支援係)

平成26年度 旭川市中小企業融資制度一覽

資金名	融資対象者	使途区分	貸付条件				取扱金融機関	備考
			貸付限度額 (既往の貸付残高を含めた限度額となります)	貸付期間	据置期間	貸付利率 (H26.4.1現在)		
長期融資	業種 北海道信用保証協会が定める保証対象業種に該当するもの * 業種 北海道信用保証協会が定める保証対象業種に該当するもの * 業種 北海道信用保証協会が定める保証対象業種に該当するもの(臨時使用する従業員数が20人(商業又はカーゴ事業は5人)以下のも又は又はは常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下のも、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもの) * 信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となるもの	運転資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.9% 10年以内 年2.2%	市内の金融機関(日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	* 必要に応じて信用保証付にできる(小口零細企業特別融資は信用保証付とする) * 信用保証付補助 ・支払済み信用保証料の20%相当額(上限25万円)を補助 ・年度内繰返回補助不可 * 貸付限度額は、長期融資、短期融資、小口融資、小口零細企業特別融資の合計で8,000万円まで	
設備資金		7年以内	1年以内	5年以内 年1.8% 10年以内 年2.1%	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会のとの協議も必要) 保証協会の定めによる			
運転資金		7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9%				
設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%					
短期融資	* 営業業績 1年以上のもの * 倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とするもの * 営業業績 1年以上のもの ① 災害等関連 * 火災その他の災害、疫病の発生等により、緊急に資金を必要とするもの * 公共工事に関連した移転等の影響で、資金を必要とするもの(補償等による補償で不足する範囲に限る) * 任意整理による再建企業等に対する債務の50%以上を放棄したことにより、緊急に資金を必要とするもの * 法改正等による規制強化に伴い、緊急に機械設備の設置又は既存施設の整備改修を要するもの(消費税率改定に伴う販売管理システム等の改修に要するものを含む。) ② 景気関連 * 中小企業信用保証法第2条第5項第5号に基づく特定中小企業者の認定を受けたもの * 元請企業との取引条件悪化、物価、為替の激変等の外部環境の変化により経営に影響を受けているもの * 消費税率増徴に起因した消費者等の消費減退が主たる原因で、最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ③ 特認 * 原材料等の価格高騰又は電気料金の値上がりにより、最近3か月又は1年間の売上高に対する「売上原価(製造原価)」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期と比較して増加しているもの 注: 「売上原価(製造原価)」及び「販売費及び一般管理費」は、原材料価格の高騰の影響を受けている費目又は電気料金に限る。	運転資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.2% 10年以内 年1.5%	* 必要に応じて信用保証付にできる * 信用保証付補助 【倒産関連融資】 ・支払済み信用保証料の全額を補助 ・年度内繰返回補助不可 【災害、景気関連融資】 ・支払済み信用保証料の50%相当額を補助 ・年度内繰返回補助不可 ・年度内複数回補助不可		
設備資金		7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年2.1%				
① 一般事業資金	* 営業業績 1年以上のもの * 倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とするもの * 営業業績 1年以上のもの ① 災害等関連 * 火災その他の災害、疫病の発生等により、緊急に資金を必要とするもの * 公共工事に関連した移転等の影響で、資金を必要とするもの(補償等による補償で不足する範囲に限る) * 任意整理による再建企業等に対する債務の50%以上を放棄したことにより、緊急に資金を必要とするもの * 法改正等による規制強化に伴い、緊急に機械設備の設置又は既存施設の整備改修を要するもの(消費税率改定に伴う販売管理システム等の改修に要するものを含む。) ② 景気関連 * 中小企業信用保証法第2条第5項第5号に基づく特定中小企業者の認定を受けたもの * 元請企業との取引条件悪化、物価、為替の激変等の外部環境の変化により経営に影響を受けているもの * 消費税率増徴に起因した消費者等の消費減退が主たる原因で、最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ③ 特認 * 原材料等の価格高騰又は電気料金の値上がりにより、最近3か月又は1年間の売上高に対する「売上原価(製造原価)」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期と比較して増加しているもの 注: 「売上原価(製造原価)」及び「販売費及び一般管理費」は、原材料価格の高騰の影響を受けている費目又は電気料金に限る。	運転資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.9% 10年以内 年2.2%	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会のとの協議も必要)		
安定化対策		設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9%			
② 緊急対策資金	* 営業業績 1年以上のもの * 倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とするもの * 営業業績 1年以上のもの ① 災害等関連 * 火災その他の災害、疫病の発生等により、緊急に資金を必要とするもの * 公共工事に関連した移転等の影響で、資金を必要とするもの(補償等による補償で不足する範囲に限る) * 任意整理による再建企業等に対する債務の50%以上を放棄したことにより、緊急に資金を必要とするもの * 法改正等による規制強化に伴い、緊急に機械設備の設置又は既存施設の整備改修を要するもの(消費税率改定に伴う販売管理システム等の改修に要するものを含む。) ② 景気関連 * 中小企業信用保証法第2条第5項第5号に基づく特定中小企業者の認定を受けたもの * 元請企業との取引条件悪化、物価、為替の激変等の外部環境の変化により経営に影響を受けているもの * 消費税率増徴に起因した消費者等の消費減退が主たる原因で、最近3か月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少しているもの ③ 特認 * 原材料等の価格高騰又は電気料金の値上がりにより、最近3か月又は1年間の売上高に対する「売上原価(製造原価)」又は「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期と比較して増加しているもの 注: 「売上原価(製造原価)」及び「販売費及び一般管理費」は、原材料価格の高騰の影響を受けている費目又は電気料金に限る。	運転資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年2.1%	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会のとの協議も必要)		
③ 大型設備等導入資金		設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年2.1%			
産業活性化対策	* 営業業績 1年以上のもの * 業種拡大、生産能力拡充等のために工場の新・増設、工場等建設用地の取得及び大型機械設備の導入に資金を要するもの * 店舗の新・増設、移転及び店内施設の改善等に資金を要するもの * 店舗以外で営業のために必要な施設、設備及び土地取得に資金を要するもの * 介護事業(社会福祉法人を除く)のための施設、設備の資金を要するもの(新たに事業を営む者も可) * 生産、加工、販売のための機械設備、情報機器購入に資金を要するもの(普通車庫を除く) * 搬送用設備、大型冷蔵車など大型備品種の購入に資金を要するもの(普通車庫を除く) * 非同店舗、共同施設、集客施設等の建設・設備に資金を要するもの * 公害防止施設・設備に資金を要するもの(農業(畜産業を含む)も可) * 新製品、製造業 * 新製品の開発や生産力の向上等、事業規模拡大のために機械設備を導入する中小企業者等	設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	市内の金融機関(日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	* 必要に応じて信用保証付にできる * 信用保証付補助 【倒産関連融資】 ・支払済み信用保証料の全額を補助 ・年度内繰返回補助不可 【災害、景気関連融資】 ・支払済み信用保証料の50%相当額を補助 ・年度内繰返回補助不可 ・年度内複数回補助不可	
ものづくり支援融資	設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会のとの協議も必要)			
ものづくり支援融資	* 営業業績 1年以上のもの * 業種拡大、生産能力拡充等のために工場の新・増設、工場等建設用地の取得及び大型機械設備の導入に資金を要するもの * 店舗の新・増設、移転及び店内施設の改善等に資金を要するもの * 店舗以外で営業のために必要な施設、設備及び土地取得に資金を要するもの * 介護事業(社会福祉法人を除く)のための施設、設備の資金を要するもの(新たに事業を営む者も可) * 生産、加工、販売のための機械設備、情報機器購入に資金を要するもの(普通車庫を除く) * 搬送用設備、大型冷蔵車など大型備品種の購入に資金を要するもの(普通車庫を除く) * 非同店舗、共同施設、集客施設等の建設・設備に資金を要するもの * 公害防止施設・設備に資金を要するもの(農業(畜産業を含む)も可) * 新製品、製造業 * 新製品の開発や生産力の向上等、事業規模拡大のために機械設備を導入する中小企業者等	設備資金	7年以内	1年以内		5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	市内の金融機関(日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	* 必要に応じて信用保証付にできる * 信用保証付補助 【倒産関連融資】 ・支払済み信用保証料の全額を補助 ・年度内繰返回補助不可 【災害、景気関連融資】 ・支払済み信用保証料の50%相当額を補助 ・年度内繰返回補助不可 ・年度内複数回補助不可
ものづくり支援融資	設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会のとの協議も必要)			
ものづくり支援融資	* 営業業績 1年以上のもの * 業種拡大、生産能力拡充等のために工場の新・増設、工場等建設用地の取得及び大型機械設備の導入に資金を要するもの * 店舗の新・増設、移転及び店内施設の改善等に資金を要するもの * 店舗以外で営業のために必要な施設、設備及び土地取得に資金を要するもの * 介護事業(社会福祉法人を除く)のための施設、設備の資金を要するもの(新たに事業を営む者も可) * 生産、加工、販売のための機械設備、情報機器購入に資金を要するもの(普通車庫を除く) * 搬送用設備、大型冷蔵車など大型備品種の購入に資金を要するもの(普通車庫を除く) * 非同店舗、共同施設、集客施設等の建設・設備に資金を要するもの * 公害防止施設・設備に資金を要するもの(農業(畜産業を含む)も可) * 新製品、製造業 * 新製品の開発や生産力の向上等、事業規模拡大のために機械設備を導入する中小企業者等	設備資金	7年以内	1年以内		5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	市内の金融機関(日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	* 必要に応じて信用保証付にできる * 信用保証付補助 【倒産関連融資】 ・支払済み信用保証料の全額を補助 ・年度内繰返回補助不可 【災害、景気関連融資】 ・支払済み信用保証料の50%相当額を補助 ・年度内繰返回補助不可 ・年度内複数回補助不可
ものづくり支援融資	設備資金	7年以内	1年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	金融機関との協議により定める(信用保証付の場合は、保証協会のとの協議も必要)			

資金名	融資対象者	貸付条件						取敢金融機関	備考
		使途区分	貸付限度額 (既往の貸付残高を含めた限度額となります)	貸付期間	貸付利率 (H26.4.1現在)		保証人・担保		
					固定金利	変動金利			
④企業立地促進資金	*「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業（大企業も可）	運転資金 設備資金	運転資金 8,000万円 設備資金 2億円 (※運・設併用可)	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内 (機械設備 のみの場合 は10年以 内)	運・設とも 2年以内	5年以内 年1.6% 10年以内 年1.9% 15年以内 年2.1%	—	*利子補給 ・借入当初3年間の支払済み 利子の全額を補助	
	⑤ 経営革新・販路拡大 等支援融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 1年以上のもの</li> <li>*雇用の維持・拡大を図り、次のいずれか以上に取組むもの</li> <li>*経営革新に取組むもの</li> <li>*新分野進出・事業転換に取組むもの</li> <li>*新製品、新サービスの事業化などに取組むもの</li> <li>*新技術の導入・技術革新により業務改善に取組むもの</li> <li>*販路拡大に取組むもの</li> <li>*従業員への異動のため、研修・職業訓練に取組むもの</li> <li>*体質強化のため合併など企業再編や事業承継に取組むもの</li> <li>*省エネ・省エネ設備の導入や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減させる施設等を導入するもの</li> <li>*その他経営の多角化・経営体質強化に取組むもの</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円	7年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.9% 7年以内 年2.2%	—	*必要に応じて信用保証付に できる *信用保証料補助 *支払済み信用保証料の50% 相当額を補助 *年度内複数回補助不可 *利子補給 ・借入当初7年間の支払済み 利子のうち年1.0%相当額を補 助
⑥新規創業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 1年以上のもの</li> <li>*北海道信用保証協会の「経営力強化保証」の対象となる中小企業者等</li> <li>*金融機関及び認定経営革新等支援機関（「中小企業経営力強化支援法」に基づき認定を受けた機関）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者であって、経営改善、経営革新等の事業計画の実施に資金を必要とするもの</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて 4,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転資金 5年以内</li> <li>設備資金 7年以内</li> <li>※市制度融 資残高を全 く保証付き 既往借入残 高を借り換 える場合は 10年以内</li> </ul>	運・設とも 1年以内	金融機関所定の利率	—	*経営力強化保証制度の保証 付きとする *信用保証料補助 *支払済み信用保証料の50% 相当額を補助 *利子補給 ・借入当初2年間の支払済み 利子について、原則として全 額（年2.2%相当額を上限） 補助	
	*市内で新規に事業を営もうとしているもの、又は開業後1年未満のもの *既存企業を分社化して新たな事業を起こし、経営の多角化を図るもの *業種 遊興娯楽関係業種でないもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて 4,000万円	10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%	—	*必要に応じて信用保証付に できる *市の定める業種・事業につ いては、2年間全額利子補給、 信用保証料全額補助	
⑦労働環境整備資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 1年以上のもの</li> <li>*作業環境の改善、ITの活用、福利厚生など労働環境の整備等に資 金を必要とする中小企業者等</li> <li>*ハリアーフリー対策のため工場等の改修に資金を必要とする中小企業者等</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて 3,000万円	10年以内	運・設とも 1年以内	5年以内 年1.5% 10年以内 年1.8%	—	*必要に応じて信用保証付に できる *利子補給 ・借入当初3年間の支払済み利 子のうち年1.0%相当額を補 助	
	*おもてなし環境整備資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 1年以上のもの</li> <li>*ホスピタリティの向上、ユニバーサルデザイン導入、顧客満足度の向上 等のための店舗小規模改修や備品の更新、人材育成等に資金を必要とす る中小企業者等</li> <li>*新たな観光サービス業の事業化に資金を必要とする中小企業者等</li> <li>*業種 小売業、飲食店、宿泊業、不動産賃貸業、不動産管理業（いずれ も北海道信用保証協会の対象業種の範囲内に限る。）のほか、観光振興に 寄与する事業者として市長が特に認めたもの</li> <li>*市税を滞納していないもの</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて 500万円	5年以内	運・設とも 1年以内	年3.0%	—	*必要に応じて信用保証付に できる *利子補給 ・借入当初3年間の支払済み利子 の全額を補助

産業活性化対策

資金名	融資対象者	貸付条件					取扱い金融機関	備考	
		用途区分	貸付限度額 (既往の貸付残高を 含めた限度額)	貸付期間	据置期間	貸付利率 (H26.4.1現在)			
						固定金利			変動金利
産業活性化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>*旭川市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域内で新たに事業を営もうとしているもの、又は市内の既存企業で同区域内に店舗等を出店・移転する中小企業者等</li> <li>*業種 小売業、飲食店、その他中心市街地の賑わい創出に寄与すると認められる業種</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・股あわせて 4,000万円	10年以内	運・股とも 1年以内	5年以内 年1.4% 10年以内 年1.7%	市内の金融機関 (日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	*必要に応じて信用保証付にできる *信用保証料補助 *支払済み信用保証料に対する補助 新規創業案件：全額補助 既存企業案件：2/3相当額 ・年度内複数回補助不可 ・利子補給 ・借入当初2年間の支払済み利子に対する補助 新規創業案件：全額補助 既存企業案件：1.0%相当額	
金融環境調整対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 1年以上のもの</li> <li>*売上高 又は1年間の売上高 (生産高) が前年同期と比較して減少しているもの</li> <li>*最近3か月又は1年間の売上高 (生産高) が前年同期と比較して減少しているもの</li> <li>*短期借入金等を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの</li> <li>*長期または短期の借入金、前年同期または前前年同期と比較し、減少しているもの</li> <li>*金融機関の変更や取引状況に変化を生じているもの</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・股あわせて 3,000万円	7年以内	運・股とも 1年以内	5年以内 年1.3% 7年以内 年1.6%	市内の金融機関 (日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	*必要に応じて信用保証付にできる	
⑩借換資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 1年以上のもの</li> <li>*市前年度貸付金及び通制度資金又は保証協会の保証付き融資残高のある中小企業者等</li> <li>*借換により経営の安定や改善が見込まれるもの</li> </ul>	運転資金	運・股あわせて 500万円 *既往の当初貸付額と合わせて500万円以内	10年以内	3年以内	年3.0%以内	市内の金融機関 (日本政策金融公庫、労働金庫、農業協同組合を除く)	*必要に応じて信用保証付にできる	
⑫小規模企業特別対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業実績 市内で1年以上のもの</li> <li>*売上高 1億5千万円 (小売業、飲食店、サービス業は1億円) 以下の小規模企業者</li> <li>*常用従業員数10人 (商業、サービス業は5人) 以下の小規模企業者</li> <li>*市民税 (法人市民税) を滞納していないもの</li> <li>*業種 建設業、製造業、卸・小売業、運輸・通信業、飲食店 (食事の提供を主とするもの)、不動産、保険業、サービス業、NPO法人</li> <li>*営業実績 市内で1年以上のもの</li> <li>*売上高 1億円 (小売業、飲食店、サービス業は 6千万円) 以下の小規模企業者</li> <li>*常用従業員数 5人 (商業、サービス業は3人) 以下の小規模企業者</li> <li>*市民税 (法人市民税) を滞納していないもの</li> <li>*業種 建設業、製造業、卸・小売業、運輸・通信業、飲食店 (食事の提供を主とするもの)、不動産、保険業、サービス業</li> </ul>	運転資金 設備資金 特別融資安定化融資	運・股あわせて 200万円 *既往の当初貸付額と合わせて200万円以内	5年以内 3年以内	運・股とも 6か月以内 3か月以内	年1.7% 年7.0%	北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 秋田銀行 中央信用組合 市内各信用金庫	*経営安定化融資と特別経営安定化融資の併用は不可 *市が委嘱している中小企業診断士等による企業調査あり *融資期間中、取扱金融機関を通じて定期的にモニタリングあり *利子補給 【特別経営安定化融資に限る】 ・借入当初3年間の支払済み利子のうち1/2相当額を補助	

(貸付利率は平成26年4月1日現在。貸付利率は、金融情勢により変わることがある。)

## 4 地場産品販路拡大

地域の優れた素材から産み出された「旭川産品」の販路拡大を図るため、道内外の市場に対する商品の紹介・宣伝、市場ニーズ等のマーケット情報の提供を行うなど、地域企業のビジネスチャンスの拡大に向けた事業展開を進めていく。

### 地場産品販路開拓推進費

【目的】 旭川産品の域内活用の促進と道外への販路開拓、拡大を進め、地場企業の振興を図る。

【予算額】 10,844 千円

【事業概要】 ①北海道の物産と観光展主催会場負担金（予算 1,550 千円）

本市で生産されている産品を広く道外に紹介、宣伝、販売するため、参加市と北海道及び北海道貿易物産振興会が共催する「北海道の物産と観光展」（31 会場）の負担金

〔支出先〕 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 1 階  
一般社団法人 北海道貿易物産振興会 会長 滝沢 靖六

②旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会負担金（予算 1,625 千円）

バイヤー招へいによる商談会の開催や、首都圏の大規模展示会への出展等の取組を通じて、地場産品の商機創出と販路拡大を図る。

〔支出先〕 旭川市神楽 4 条 6 丁目 1-12 道の駅あさひかわ 2 階  
一般社団法人 旭川物産協会  
旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会 委員長 中川 竹志

③SORAマルシェ開催費（予算 3,000 千円）

「空の駅」の整備に向けた取組の一環として、旭川空港の利用促進及び活性化を図るため、旭川空港において上川中部地域の物産等の販売を行う。

④アンテナショップ設置費（予算 3,800 千円）

コンビニエンスストアを活用したアンテナショップの展開により、地場産品の販路拡大を図る。

（経済交流課）

### 道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金

【目的】 本市及び道北地域における地場産業振興のための中核施設であり、道の駅としての役割も果たす一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センターの運営を支援し、道北地域の地場産業の振興及び育成を図る。

【予算額】 13,000 千円

【事業概要】 一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センターの補助金の交付を行い、その活動を支援する。

（経済交流課）

〔一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター〕

※ V 関係施設

4 一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター（P.74～P.75）に記載

（経済交流課）



## 海外経済交流推進費

【目的】 海外における物産展等への出展や、海外バイヤーを招へいしての商談会等の開催を通じ、地場産品の海外市場における商機創出及び販路拡大を図る。

【予算額】 8,288 千円

【事業概要】 ①海外交流・販路拡大事業負担金（予算 4,700 千円）

海外市場における地場産品の販路開拓及び定着を目的として物産展などへの出展等を実施するあさひかわ海外経済交流推進委員会への負担金

〔支出先〕 旭川市神楽4条6丁目1-12

道北地域旭川地場産業振興センター2階

あさひかわ海外経済交流推進委員会 副委員長 中川 竹志

②姉妹都市韓国・水原市への企業調査団引率派遣費等（予算 516 千円）

③海外取引支援補助金（予算 2,644 千円）

海外市場における地場産品の販路開拓を進めるため、海外との商談展開等への支援策として、海外取引等の通訳を配置する、あさひかわ海外経済交流推進委員会への補助金

④輸出に係る物流の実証検証（予算 344 千円）

海上輸送において、共同コンテナのシステム構築に向けた、実証検証に取り組む。

（経済交流課）

## ユジノサハリンスク経済交流推進費

【目的】 旭川市と友好都市提携を結ぶユジノサハリンスク市において道北地域の物産展を開催することにより、両地域の経済交流の発展とともに、道北地域の物産の販路拡大と、稚内・コルサコフ間フェリー航路を活用した物流ルートの確立を図る。

【予算額】 14,729 千円

【事業概要】 ①ユジノサハリンスク道北物産展開催実行委員会負担金（予算 11,000 千円）

道北9市と連携して道北各地の物産販売や観光プロモーション・地域の紹介などを行う「ユジノサハリンスク道北物産展」を開催する。

〔支出先〕 旭川市神楽4条6丁目1-12

道北地域旭川地場産業振興センター2階

ユジノサハリンスク道北物産展開催実行委員会

副会長 中川 竹志

②国際交流委員（ロシア語）の配置（予算 3,429 千円）

ユジノサハリンスク市との協定書に基づき実施する道北物産展等に係る通訳や翻訳業務事業の実現のため、ロシア語が可能な国際交流員1人を配置する。

（経済交流課）

### 旭山動物園グッズ開発支援事業

【目的】 市内の事業者等が製造・販売する商品等に旭山動物園の名称使用を承認し、商品開発や販路開拓など、市内事業者等のビジネスチャンスの拡充を図る。

【事業概要】 旭山動物園等の名称使用の承認

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ承認件数 (件)	100	57	46	24
承認商品数 (点)	153	76	62	42

(経済交流課)

### 台湾朝もぎプロジェクト推進費

【目的】 旭川地域産品の新規販路の獲得や新たな輸送手段の確立のほか、台湾に対する圏域の認知度向上を図る。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】 旭川圏域のもぎたての農産物を国際定期便等を利用し、新鮮なうちに台北市内に届ける農産物輸出の新たな取組と、統一阪急台北店での物産展開催の支援を行う。

(経済交流課)

### 旭川地酒普及促進支援費

【目的】 酒造りは本市の伝統産業の 1 つであり、観光資源として大きな潜在力を秘めている地酒について、条例の制定を契機に各種イベントの活用により市内外へと PR を行い、飲食業種や観光面などへの波及効果を通じて地域産業の振興及び地域経済活性化を図る。

【予算額】 800 千円

【事業概要】

- ・新たな地酒関連イベントの実施
- ・既存の食関連イベントを活用した地酒の普及促進事業の実施
- ・酒造・酒販業界との連携による事業の実施
- ・地酒関連ものづくりへの支援事業

(産業振興課)

### 家具等首都圏販路拡大支援費

【目的】 旭川地域の優れた木製品を一堂に展示し、資源立地型産業の優位性をアピールするとともに、ユーザーから直接意見を聞きながら販路拡大を図る。

【予算額】 4,750 千円

【事業概要】 **家具等首都圏販路拡大支援費補助金**

業界全体で首都圏での展示会 (IFFT) に出展する旭川家具工業協同組合に事業費の一部を助成する。

〔支出先〕 旭川市永山 2 条 1 0 丁目

旭川家具工業協同組合 理事長 渡辺 直行

(工芸センター)

## 国際家具デザインフェア旭川 2014 開催費

【目 的】 本市の主要な地場産業の一つである家具製造業のデザインの高度化と製品の付加価値化を図り、家具産地としてのイメージの高揚とデザインによる国際交流の促進、市民の家具デザインへの理解の浸透を図る。

【予 算 額】 9,000 千円

【事業概要】 第9回目となる国際家具デザインフェア旭川の開催に向けて、開催委員会の行う事業開催に係る経費の一部を支援する。

〔支出先〕

国際家具デザインフェア旭川開催委員会  
会長 長原 實

〔平成 26 年度事業内容〕

- ・国際家具デザインコンペティション表彰式
- ・入賞入選作品展示
- ・デザインシンポジウム（審査委員による講演会）

〔催事概要〕

名称：国際家具デザインフェア旭川 2014  
会期：平成 26 年 6 月  
会場：旭川市科学館ほか

(工芸センター)

## 旭川地域グルメブランド構築事業費

【目 的】 地場食材等の消費拡大と販路拡大を図るため、イベント等への出店により、ご当地グルメのPR活動と販路開拓に取組み、ご当地定番メニューとしてのイメージ確立と新たなご当地グルメ開発の誘発を目指す。

【予 算 額】 9,279 千円

【事業概要】

- ・旭川近隣町で開催されるイベント出店
- ・札幌や首都圏でのイベント出店によるPR活動の実施
- ・新旧ご当地グルメのプロモーショングッズの作成

(産業振興課)

## 地場農産物等活用ペットフード開発事業費

【目 的】 地場野菜やエゾシカ肉等を活用したペットフードの商品開発と販売促進活動を行うことにより、地場農産物等の付加価値化と販路拡大を図る。

【予 算 額】 8,579 千円

【事業概要】

- ・地場産食材等を活用したペットフードの開発、試験販売、販売促進活動

(経済総務課雇用労政係)

## 5 観 光

観光の振興は、各種関連産業への経済波及効果を伴って地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、まちのイメージアップを図るうえでも重要な役割を担っている。

近年、生活様式の変化や価値観の多様化及び余暇の増大等が相まって、優れた魅力を秘める「北海道の雄大な自然」との触れ合いの中でのレジャーやレクリエーションを求める人々が増加している。

観光客のニーズも、こうした時代背景をもとに、より内容の充実した観光レジャーを指向し、通過型から滞在型へ、見る観光からスポーツ・文化・グルメ・イベントなど体験する観光へと質的な変化が見られるとともに、団体ツアーから個人・家族へと形態の変化があることも最近の特徴である。

これらのニーズに対応するためには今後とも近隣市町村等との連携を図るとともに、広域観光団体の活用を図るなど、広域観光振興をより一層推進することが必要である。

### 【観光入込客数の推移及び外国人宿泊延数】

(単位：人・泊)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
観光入込客数	6,365,200	6,071,400	5,410,300	5,763,800	5,333,200
外国人宿泊延数	37,911	50,475	25,123	31,223	48,667

### 【平成 25 年度観光入込客数】

(単位：人)

総 数	日帰・宿泊別		道内・道外別		季 節 別	
5,333,200	日帰り・通過客	4,795,800	道内客	2,987,400	春季(4～5月)	547,300
					夏季(6～9月)	3,077,700
	宿泊客	537,400	道外客	2,345,800	秋季(10～11月)	670,300
					冬季(12～3月)	1,037,900

### (1) 誘致宣伝活動

本市への観光客を誘致するため、各種誘致宣伝事業を展開し、本市の知名度アップと観光客増大を図るとともに、大雪圏等の広域観光を推進するため、関係機関、団体との連携を深め、圏域全体の一体的な観光客誘致宣伝活動の展開を図る。

#### 観光客誘致宣伝費

【目 的】 各種観光誘致宣伝活動を実施し、観光客の入込増加と滞在化推進、本市の知名度・イメージの向上を図る。

【予 算 額】 18,824 千円

#### 【事業概要】 ①各種観光客誘致宣伝活動

- ・旅行エージェント等招へい
- ・マスコミ等取材対応
- ・各種宣伝媒体を活用したPR事業
- ・観光大使事業

#### ②観光宣伝印刷物作成

リーフレット等の作成

#### ③着地型観光の推進

(観光課)

## 観光情報センター運営費

【目的】 旭川駅に観光物産情報センターを、買物公園に総合観光情報センター（愛称：あさテラス）を設置して、最新で詳細な観光情報を提供するとともに、観光物産情報センターには拠点機能をもたせ、各観光情報センター間、観光スポット間の連携を図り、観光客の利便性の向上や滞在時間の延伸を図る。

【予算額】 25,516 千円

【事業概要】 ・旭川駅に観光物産情報センターを、買物公園のフードテラスに総合観光情報センターを設置し運営  
・外国人観光客に対応できるスタッフの配置、ビジットジャパン案内所全国ネットワークへの参加等

（観光課）

## 旭川医療観光推進費

【目的】 本市の特性である周辺の豊かな自然環境や保養資源などの観光施設と、集積する医療機関を生かした医療観光を推進するため、中華圏及びロシアの富裕層をターゲットとしたプロモーション活動を実施する。

【予算額】 500 千円

【事業概要】 プロモーションの実施

（観光課）

## がんばれ！あさっぴー旭川PR事業費

【目的】 本市のイメージと知名度の向上を図るため、本市シンボルキャラクターの「あさっぴー」を活用したPR活動を行う。

【予算額】 2,623 千円

【事業概要】 あさっぴーと新たに設定されるサブキャラクターを主体的に活用した観光プロモーション等を実施し、旭川の知名度の向上とイメージアップを図る。

（観光課）

## 観光スポット交通利便促進費

【目的】 観光客の滞在時間や宿泊数の増大と消費拡大を図るため、観光スポット行きの路線バスの利便性を向上させるとともに、民間事業者が実施する関連取組についても周知等を行い、より多くの観光スポットに観光客が訪れるように促す。

【予算額】 292 千円

【事業概要】 ・「観光スポット路線バス乗降シート」の作成・配布  
・2次交通の利便性向上に係る取組の周知等協力

（観光課）

## 外国語メニュー表記普及費

【目的】 多様な切り口による情報発信を強化し、観光資源のブラッシュアップを図ることで、旭山動物園に集中する観光客の滞在促進を図る。事業のアイコンとしてあさっぴーを活用することで、旭川の観光の魅力を国内外の観光客に対して「見える化」を推進する。

【予算額】 400 千円

【事業概要】 様々な視点で構築した観光資源をマップに落とし込み、Web上で展開して滞在型観光の促進を図る。事業のアイコンとしてあさっぴーを活用し、観光スポットにわかりやすく掲示することで、街の魅力の「見える化」を図るとともに、地元事業者の積極的な参加を促す。

(観光課)

## 上川広域観光圏整備費

【目的】 旭川圏域の関係者が連携し、地域の幅広い観光資源を活用し、地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞り交流型観光を行うことのできる「観光圏」の整備を推進する。

【予算額】 3,969 千円

【事業概要】 関係機関・団体等で構成する大雪広域観光圏推進協議会を設置し、整備計画・整備実施計画を策定するとともに、計画に基づく事業等を実施する。

(観光課)

## 桜岡地域ブランド化推進事業費

【目的】 東旭川町桜岡地域のブランド力、発信力を強化し、新たな観光スポットとしての確立を目指すため、観光案内所等の設置や地域の魅力を活かした新たな観光メニューの開発等を行う。

【予算額】 8,385 千円

【事業概要】

- ・新たな体験型観光メニューの企画開発
- ・観光案内所及び農産物直売所の設置、観光案内マップ等の作成
- ・桜岡地域をPRするイベント等の開催

(経済総務課雇用労政係)

## 三施設連携活動費(動物園事業特別会計)

【目的】 「文化」「教育」「創造」を発信し、相互に協力・発展していくために旭川市旭山動物園、武雄市図書館、金沢21世紀美術館の3施設で締結した「文化施設連携パートナーシップ協定」に基づき、様々な事業を実施する。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】 講演会の実施、施設職員又は施設ボランティアの交流事業の実施等、連携協定に基づく各種事業を実施する。

(旭山動物園)

## (2) イベント・コンベンション

イベント・コンベンションの振興は、地域経済の活性化、情報化、国際化等の推進課題を総合的に解決する上で、大きな戦略と位置づけている。

旭川市は、平成6年に国際会議観光都市の認定を受け、同年10月、コンベンション誘致・支援組織である旭川コンベンションビューローが発足した。

また、平成25年4月1日より、社団法人旭川観光協会と旭川コンベンションビューローとの統合により一般社団法人旭川観光コンベンション協会が設立され、市との連携による「オール旭川」体制が構築され、産・学・官が一体になった、コンベンションの誘致及び主催者の支援業務に当たっている。

### 【イベント・コンベンションの開催実績】

#### 1. 規模別

(単位：件)

内訳 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
国際	10	10	9	9	9
全国	66	98	57	71	106
全道	136	123	147	150	150
道北	93	94	77	120	139
市内	351	327	294	243	228
合計	656	652	584	593	632

#### 2. 催事別

(単位：件)

内訳 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25
イベント・スポーツ	321	343	270	331	342
大会・学会・集会	120	109	94	117	111
展示・物産	40	27	46	56	47
音楽・芸能・美術	94	80	105	50	59
その他お祭り等	81	93	69	39	73
合計	656	652	584	593	632

(旭川観光コンベンション協会調べ)

## イベント推進費

【目的】 各種イベントの支援等を通じて旭川市の対外的なイメージアップと観光客の誘致を図り、地域経済の活性化及び地域文化の向上を図る。

【予算額】 74,042 千円

【事業概要】 ①北海道音楽大行進開催負担金（予算額 2,400 千円）

〔開催期日〕 平成 26 年 6 月 7 日（土）

〔会場〕（開会式）リベライン 旭川パーク・コミュニティランド  
（行進）8 条斜線～永隆橋通～1 条通

〔支出先〕北海道音楽大行進実行委員会 委員長 敦賀 幹夫  
（事務局 一社）旭川観光コンベンション協会）

年度	H21	H22	H23	H24	H25
参加団体数	97 団体	95 団体	95 団体	98 団体	106 団体
参加人数	3,663 人	4,074 人	4,042 人	4,412 人	3,901 人
観客数	145,000 人	160,000 人	120,000 人	150,000 人	151,000 人

②石狩川フェスティバル開催補助金（予算額 500 千円）

〔開催期日〕 平成 26 年 7 月 13 日（日）

〔会場〕石狩川北旭川大橋下流右岸河川敷

〔内容〕やまめ放流・釣り体験，水爆弾キャッチ，和太鼓の演奏，  
ダンスステージ，YOSAKOI，打ち上げ花火 ほか

〔支出先〕石狩川フェスティバル実行委員会 委員長 高橋 敏  
（事務局 あさひかわ商工会北支所）

③永山屯田まつり開催補助金（予算額 1,200 千円）

〔開催期日〕 平成 26 年 7 月 26 日（土）～7 月 27 日（日）

〔内容〕永山あんどん流し，永山屯田太鼓演奏等

〔支出先〕永山屯田まつり実行委員会 委員長 中村 彰利  
（事務局 あさひかわ商工会）

（単位：人）

年度	H21	H22	H23	H24	H25
観客動員数	70,000	75,000	76,000	65,000	65,000



④旭川夏まつり開催負担金（予算額 9,000 千円）

〔支出先〕旭川夏まつり実行委員会 委員長 新谷 龍一郎  
（事務局 旭川商工会議所）

I 旭川夏まつり

〔開催期日〕平成 26 年 7 月 31 日（木）～8 月 2 日（土）

〔内 容〕みこし練行，舞踊パレード，YOSAKOI ソーランナイト，ディスコナイト等

II 烈夏七夕まつり

〔開催期日〕平成 26 年 8 月 2 日（土）

〔内 容〕大小の山車を引いた練り歩き等

III 大雪さんろくまつり

〔開催期日〕平成 26 年 7 月 31 日（木）～8 月 2 日（土）

〔内 容〕さんろく露店，ステージイベント等

（単位：人）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
参加者数	16,200	15,550	33,680	33,310	25,220
観客動員数	641,000	577,550	815,000	727,000	789,000

⑤花火inKAGURA開催補助金（予算額 1,000 千円）

〔開催期日〕平成 26 年 8 月 14 日（木）

〔内 容〕花火打ち上げ，アトラクション等

〔支出先〕花火inKAGURA実行委員会 委員長 高橋 靖明  
（事務局 あさひかわ商工会南支所）

（単位：人）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
観客動員数	50,000	50,000	20,000	50,000	50,000

⑥こたんまつり開催負担金（予算額 600 千円）

〔開催期日〕平成 26 年 9 月 23 日（火）

〔会 場〕神居町神居古潭

〔内 容〕アイヌ伝統儀式・古式舞踊（カムイノミ・イノウ式），  
地元野菜直売市 ほか

〔支出先〕こたんまつり実行委員会 委員長 梶原 廣志  
（事務局 （一社）旭川観光コンベンション協会）

（単位：人）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
観客動員数	4,000	3,000	3,000	3,500	3,800

⑦旭川冬まつり開催負担金（予算額 51,500 千円）

〔開催期日〕平成27年2月6日（金）～11日（水）

〔内 容〕大雪像及び中小雪像，ステージイベント等

〔支出先〕旭川冬まつり実行委員会 委員長 新谷 龍一郎  
（事務局 旭川市経済観光部観光課）

（単位：人）

年 度	H21 (第51回)	H22 (第52回)	H23 (第53回)	H24 (第54回)	H25 (第55回)
観客動員数	935,000	954,000	681,000	871,000	876,000

⑧氷彫刻世界大会開催補助金（予算額 5,600 千円）

〔開催期日〕（制作）平成26年2月6日～8日  
（展示）平成26年2月8日～11日

〔会 場〕平和通買物公園

〔内 容〕個人戦・団体戦 各54基（予定）

〔支出先〕旭川市5条通7丁目 小河原ビル3階  
氷彫刻世界大会実行委員会 委員長 押切 清

⑨氷彫刻推進補助金（予算額 620 千円）

氷彫刻のメッカである旭川市として、氷彫刻の技術向上と文化の普及を図るため、各種氷彫刻大会の開催等を行う団体を支援する。

〔支出先〕旭川市5条通7丁目 小河原ビル3階  
特定非営利活動法人 日本氷彫刻会 会長 押切 清

（観光課）

**旭川観光コンベンション協会補助費**

【目 的】 社団法人旭川観光協会と旭川コンベンションビューローを統合し、官民一体の「オール旭川体制」を確立して本市の観光振興を図る。

【予 算 額】 34,750 千円

【事業概要】 官民一体となり総合的な観光誘致活動を図る旭川観光コンベンション協会に対し支援を行う。

〔内 容〕①（一社）観光コンベンション協会運営費補助金（予算額 8,400 千円）  
②コンベンション誘致推進事業費補助金（予算額 4,500 千円）  
③観光ガイドマップ作製事業費補助金（予算額 2,800 千円）  
④コンベンション誘致活動運営補助金（予算額 17,450 千円）  
⑤（一社）観光コンベンション協会管理費補助金（予算額 1,600 千円）

〔支出先〕旭川市5条通7丁目旭川フードテラス2階  
（一社）旭川観光コンベンション協会 会長 山下 裕久

（観光課）

### (3) 観光関連団体

団体名	住所・代表者	構成	目的
(一社)旭川観光 コンベンション協会	旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階 会長 山下 裕久	観光関係団体・ 法人等	旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、コンベンション、フィルムコミッションの誘致等及び観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進、観光旅行の容易化、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的とする。
あさひかわ観光誘致 宣伝協議会	旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階 旭川市経済観光部観光課内 会長 西野目 信雄	観光関係団体 法人等 10市町 10観光協会	旭川圏域観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が提携して具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、旭川圏域観光の振興及び旭川空港の利用拡大を図ることを目的とする。
上川地方観光連盟	旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階 (一社)旭川観光コンベンション協会内 会長 紺谷 ゆみ子	観光関係団体 23市町村 24観光協会	上川地方（上川総合振興局管内）における観光事業の健全な発展と関係団体等の連絡協調を図ることを目的とする。
(公社)北海道観光 振興機構	札幌市中央区北4条 西4丁目 伊藤加藤ビル6階 会長 近藤 龍夫	市町村 観光協会 関係団体 法人等	北海道の観光振興推進の中核機能を担い、北海道内外の関係機関・団体・企業・地域の知恵と資源を結集した複合型の総合産業の創出による「観光立国北海道」の実現を図る。 あわせて観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、もって国民一般の厚生、保健、文化生活の向上並びに経済の発展に資するとともに、国際交流に寄与することを目的とする。
大雪広域観光圏 推進協議会	旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階 (一社)旭川観光コンベンション協会内 会長 西川 将人	観光関係団体・ 法人等 8市町 8観光協会	旭川圏域における滞在交流型観光を促進するため、観光地域のブランド化を推進し、旭川圏域の観光の振興を図ることを目的とする。

団 体 名	住所・代表者	構 成	目 的
旭川空港 利用拡大期成会	旭川市常磐通1丁目 旭川商工会議所内 会長 新谷 龍一郎	道北地域の 経済団体等	旭川空港の利用拡大と空港機能の整備促進を支援し、道北地域における産業・経済・文化等の振興発展に資することを目的とする。
道内中核都市 観光連携協議会	札幌市中央区北1条 西2丁目 札幌市役所本庁舎2階 会長 高松 善行	旭川市，札幌市 函館市，帯広市 釧路市，北見市	道内各中核都市間での情報の共有を図りながら，観光行事及び観光資源を活用した連携事業としてPR，誘致促進及び周遊に関する計画の立案と，これに基づく事業の展開及びその円滑な運営を行う。

## 6 雇用・労働福祉

本市の雇用情勢は、有効求人倍率が 0.80 倍の水準まで回復しているものの、非正規雇用の増加や若年者の早期離職等が社会問題化するなど依然として厳しい状況にあり、地域産業への労働力供給の円滑化や若年者を取り巻く就業環境の整備が強く求められている。

こうした状況を踏まえ、平成 26 年度も関係機関と連携を図り、「雇用の創出と安定化」、「若年者の就労支援」を柱に各種の施策を推進していく。

### 【有効求人倍率の推移】

(単位：倍)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
全国	0.42	0.51	0.62	0.74	0.87
全道	0.35	0.41	0.46	0.57	0.74
旭川	0.37	0.46	0.55	0.70	0.80

(旭川公共職業安定所管内)

### (1) 就労の促進

全国的な景気の回復とともに管内の有効求人倍率も改善傾向にあるが、中高年齢者や若年者、離職女性等の就労に関しては依然として厳しい状況が続いていることから、就労の促進と雇用の安定化を図るため、次の施策を実施する。

#### 旭川しごとサポートプラザ事業費

【事業概要】 旭川しごとサポートプラザ(旭川勤労者福祉会館内)において、旭川市職業相談室を設置し、相談員による職業相談を行い、ハローワーク、ジョブカフェ・ジョブサロン旭川及び地域若者サポートステーションと連携しながら、職業相談、職業紹介、若年者及び中高年齢者の就職支援などを実施する。

【予算額】 4,195 千円

[ 旭川市職業相談室実績 (平成 25 年度) ]

①職業相談件数	13,435 件
②紹介件数	3,231 件
③就職者数	628 人

(経済総務課雇用労政係)

#### 高年齢者就業機会確保推進費

【事業概要】 生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進及び高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与するため、定年退職後等において、臨時的、短期的な就業を通じ、自己の労働能力を活用させる取組を行っている(公社)旭川市シルバー人材センターに対して助成を行う。

【予算額】 8,980 千円

①(公社)旭川市シルバー人材センター運営費補助金	(予算 8,880 千円)
②(公社)全国シルバー人材センター事業協会賛助会員負担金	(予算 50 千円)
③(公社)北海道シルバー人材センター連合会賛助会員負担金	(予算 50 千円)

**【公益社団法人 旭川市シルバー人材センター】**

- 〔住 所〕 旭川市春光町 3639 番 4  
 〔理 事 長〕 関 根 久 雄  
 〔設 立〕 昭和 55 年 7 月  
 〔会 員 数〕 970 人（H26. 3. 31 現在）  
 〔事業概要〕 ①臨時的，短期的な就業機会の確保，提供  
 ②臨時的，短期的な職業紹介事業  
 ③臨時的，短期的な就業に必要な知識，技能の付与

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
会 員 数 (人)	1, 316	1, 150	982	939	970
受 注 件 数 (件)	10, 016	10, 566	10, 699	10, 601	9, 600
受 注 金 額 (千円)	420, 571	399, 213	302, 835	300, 286	288, 456
就 業 延 人 数 (人)	103, 028	97, 711	81, 570	78, 304	74, 531

(経済総務課雇用労政係)

**がんばる若者等就職支援費**

**①若年者就職支援事業**

- 【事業概要】 若者や特定求職者の就職率の底上げ及び雇用の安定を図るため，若年者から一般求職者まで幅広い層を対象とする各種就職支援を行う。  
 ①若年者及び高校生向け企業見学会・企業説明会・就職支援セミナー  
 ②職業理解交流事業  
 ③ものづくりサマーキャンプ

【予 算 額】 1, 473 千円

**②若年者就職ステップアップ事業**

- 【事業概要】 厳しい就職活動や早期離職等により，就職への自信を喪失している一般就労の一步手前の若年者を対象に，就職に必要な基礎能力等の向上を図るため職場体験等（業種及び参加者のニーズに応じた 2 コースを設定）を実施する。  
 ・ 10 日間の一般就労実践コース（製造，ものづくり，食品等）  
 ・ 20 日間の社会参加体験コース（清掃，福祉介護等）

【予 算 額】 1, 005 千円

**③トライアル活用型正規雇用移行奨励金**

- 【事業概要】 旭川市内に住所を有する障害者，若年者等（45 歳未満）及び季節労働者の正規雇用を促進し，安定した雇用を支援するため，試行雇用後，正規雇用として雇い入れた市内に事業所を有する事業者に対し，一定額を助成する。

【予 算 額】 1, 980 千円

(経済総務課雇用労政係)

## 季節労働者通年雇用促進費

【事業概要】 季節労働者の通年雇用を促進するため、厚生労働省の委託を受け、季節労働者を対象とした技能講習や求人開拓など各種事業を実施する上川中部季節労働者通年雇用促進協議会に負担金を交付する。

【予算額】 1,345 千円（地域自らが実施する事業に係る負担金）

<上川中部季節労働者通年雇用促進協議会の実施事業>

[事業費] 56,030 千円

①協議会自らが提案し実施する事業（49,268 千円）

通年雇用となる求人の開拓など季節労働者の雇用確保に係る 3 事業及び技能講習の開催など季節労働者の就労推進に係る 9 事業を実施

②地域自らが実施する事業（3,988 千円）

季節労働者の就職相談や季節労働者を対象とした研修の開催など 4 事業を実施

③職場体験実習事業（2,774 千円）

民間企業と協力して季節労働者の職場体験実習を実施

（経済総務課雇用労政係）

## 就業支援 IT セミナー費

【事業概要】 障害者及び若年者の就業を促進するため、IT 関連資格取得に向けたセミナーを開催する。

【予算額】 1,000 千円

（経済総務課雇用労政係）

## 季節労働者冬期雇用対策費

【事業概要】 季節労働者の冬期就労を支援するため、直接雇用し、消防水利施設の除雪等を行う。

【予算額】 2,833 千円

（経済総務課雇用労政係）

## 女性再就職支援費

【事業概要】 結婚や出産、介護等により離職した女性の再就職を支援するため、当該求職者を雇用し、パソコンや営業スキル等の習得を図る研修と事業所での職場実習により人材育成を行う。

【予算額】 11,102 千円

（経済総務課雇用労政係）

## 高年齢者就労機会創出推進費

【事業概要】 高年齢者の就労機会創出を図るため、求職者を雇用し、高年齢者の就労支援の調整役となる人材として育成するとともに、高年齢者を対象とした技能講習会や就労支援セミナー等を開催する。

【予算額】 10,482 千円

(経済総務課雇用労政係)

## 若年無業者就労支援費

【事業概要】 若年無業者の就労機会の拡大を図るため、求職者を雇用し、就労先開拓やセミナーの企画立案等といった若年無業者の就労支援を行う人材として育成するとともに、若年無業者を対象とした職業訓練や就労支援セミナー等を開催する。

【予算額】 13,687 千円

(経済総務課雇用労政係)

## (2) 勤労者の福祉の向上

中小企業における労働条件の改善や労働福祉の向上を目的として、福利厚生事業を実施する「(一財)旭川市勤労者共済センター」の育成に努めるとともに、勤労者資金貸付事業の実施により勤労者の臨時的な資金需要に対応する。

### 勤労者資金貸付金

【事業概要】 旭川市内に居住する勤労者の健全な社会生活を維持するため、市が労働金庫に資金を預託し、勤労者の冠婚葬祭、療養、子の教育等に必要な資金を貸し付ける。

【予算額】 19,850 千円

#### [ 教育・一般資金 ]

預託金額	2,685 千円	回収見込金額	1,686 千円
融資枠	2,953 千円	前年度貸付残	1,641 千円
新規貸付金額	3,000 千円		

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
新規貸付件数 ( 件 )	3	3	0	0	0
新規貸付金額 (千円)	1,480	2,550	0	0	0



資 金 名	旭川市勤労者教育・一般資金	
貸 付 対 象	中小企業従業員用	季節労働者用
	1 市内に居住する勤労者であって、市・道民税を完納している者 2 申込日現在、その事業所に1年以上継続して勤務している者	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者で、市内に居住し、毎年一定期間(2年で通算12か月以上)同一事業所に勤務し、市・道民税を完納している者
貸 付 条 件	資 金 使 途	教育資金(本人又はその子弟で入学金・授業料等) 一般資金(医療、冠婚葬祭、耐久消費材の購入(パソコン含む)、旅行費用 その他特に必要と認められるもの)
	貸 付 限 度	100 万円
	貸 付 利 率	教育資金 年1.60%(別途保証料率加算) 一般資金 年1.60%(別途保証料率加算)
	貸 付 期 間	7 年 以 内
	返 済 方 法	元 利 均 等 毎 月 返 済
	保 証	「道労信協」による保証(必要に応じ保証人を付する)
取扱金融機関	北海道労働金庫旭川支店	
申 込 先	北海道労働金庫旭川支店	
備 考	必 要 書 類：資金申込書、市・道民税所得証明、 納税証明(市・道民税)、使途内容を証明するもの等	

(経済総務課雇用労政係)

## 中小企業福祉事業補助金

【事業概要】 勤労者の福利厚生充実と中小企業の経営安定を図るため、旭川市内に所在を有する中小企業の従業員及び事業主を対象に共済給付事業等を実施する(一財)旭川市勤労者共済センターに対して助成を行う。

【予算額】 4,500 千円

### 【一般財団法人 旭川市勤労者共済センター】

〔設 立〕 平成9年12月  
 〔事 務 局〕 旭川市5条通10丁目 旭川市5条庁舎2F  
 〔理 事 長〕 本田 和行  
 〔加入事業所数〕 537事業所(H26.3.31現在)  
 〔会 員 数〕 4,781人(H26.3.31現在)

- ①共済給付事業 会員や家族の冠婚葬祭などに対する共済金給付  
(結婚・出産祝等4種類18項目)
- ②福利厚生事業
- ・スポーツ・レクリエーション事業
  - ・健康増進事業(がん検診、保養施設利用助成ほか)
  - ・文化教養事業(各種講座、映画鑑賞券助成ほか)
  - ・その他(専門店等割引)
- ③会報誌発行 「みんなの共済」 年5回発行

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
加入事業所数	701	649	564	550	537
年度末会員数（人）	5,635	5,089	4,783	4,842	4,781
共済給付件数（件）	1,424	1,083	933	964	1,057
共済給付額（千円）	19,385	15,055	13,100	14,125	14,455

（経済総務課雇用労政係）

### （3）人材の確保

高度情報社会の到来など社会経済情勢の変化に対応するため、市内企業が求める優秀な人材の確保に努める。

#### 労働行政費（経常費）

##### Uターン・Iターン推進事業

【事業概要】 企業が求める人材の確保を推進するため、首都圏等に在住し、高度な技術、知識を有するUターン・Iターン希望者に、地元企業の技術者等の人材需要状況や企業概要等の情報を市経済総務課内に設置する「U・Iターン情報コーナー」やホームページへの掲載などにより提供する。

【予算額】 100千円

##### 【旭川市Uターン・Iターン制度活用状況】

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録企業	25社	36社	36社	47社	47社	47社
登録者	10人	10人	10人	12人	10人	10人
就職決定者	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（経済総務課雇用労政係）

## V 關係施設



# 1 旭川市工芸センター

- (1) 所在地 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内  
( TEL 0166-66-1770 , FAX 0166-66-1776 )
- (2) 沿革 昭和9年4月 技術指導機関として、木工、窯業、農産加工を含む旭川市立産業指導所を設置  
昭和18年3月 第2次世界大戦のため産業指導所を廃止  
昭和23年10月 旭川市共同作業所を設置  
昭和30年4月 旭川市共同作業所を廃止し、旭川市木工芸指導所を設置  
昭和35年10月 豊岡木工団地に移転、試験棟・木材乾燥室を建設  
昭和42年4月 窯業指導所を旭川市木工芸指導所敷地内に建設移転  
昭和51年5月 木工芸指導所、窯業指導所を統合し、旭川市工芸指導所と改称  
昭和59年3月 旭川家具事業協同組合より工芸センター（管理棟延529.52㎡）の寄付  
平成8年4月 現在地に移転  
平成9年12月 旭川市工芸センターに改称

本市の主要産業である木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

## (3) 施設の概要

延床面積 1,900.55 ㎡

室名	面積(㎡)	室名	面積(㎡)
技術開発室	203.40	材料試験室	50.05
機械加工室	363.93	製品試験室	55.14
塗装室	55.00	企画開発室	67.06
接着・金工室	70.84	コンピュータ室	66.30
木材乾燥スペース	65.02	会議室	79.46
窯業研究室	192.69	ショールーム	163.61

※室名は主な部屋のみ掲載

## (4) 事業内容

- ①情報収集提供（調査分析・情報収集提供・情報企画管理）
- ②人材育成（研修会・講習会・技術指導・交流促進）
- ③技術開発（省力化・省資源化・高付加価値化）
- ④製品開発（品種の開発・用途の開発・素材の利活用）
- ⑤試験分析（製品性能・検査分析・品質管理・生産基準）
- ⑥販売促進支援（展示会開催支援・産品等のPR）

## (5) 利用状況

(単位：件・人)

年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25
技術指導・相談		264	216	243	338	310	249
実態調査等		242	104	200	83	194	75
研修会・講習会	開催数	68 日間	43 日間	28 日間	32 日間	23 日間	35 日間
	参加延人数	613	781	386	760	665	489
機械使用	件数	772	882	729	1,028	1,081	1,209
	時間	2,204	1,689	1,133	1,583	1,713	2,160
試験分析業務		257	254	173	318	260	177

## (6) 平成 26 年度事業計画

### ①情報収集提供

#### ア 業界実態調査

企業の生産額、従業員数、製造品目、仕向け先、経営者の意向等を調査して業界の実態を把握し、情報として提供するとともに当所の事業計画に反映する。

#### イ 情報提供

各種情報の収集に努め、その提供を通じて関係業界の技術向上、市場拡大、経営の近代化を図る。

- ・工芸ニュースの発行
- ・事業報告書の発行
- ・研究報告書、調査報告書等の作成発行
- ・情報誌の閲覧
- ・ホームページの充実

#### ウ 技術交流事業

旭川地域の熟練技能者・技術者の紹介や技術交流座談会を開催する。

### ②人材育成

#### ア 研修会・個別受入研修

企業感覚と総合的技術を備えた人材を養成するため、企業の従業員を対象として、技術技能の基礎知識及び応用技術、経営感覚等について研修する。

#### イ 講習会

各種技術のレベルアップを図るため、企業の現状及び将来的課題に即したテーマを取り上げ、開催する。

#### ウ 講師派遣

旭川地域の技術力の向上を目的として、各種団体にセンター職員を講師として派遣し、業界の指導及び技術者の養成を図る。

#### エ 技術指導

企業の求めに応じ、企業実態及び生産現場に即した技術、設備、管理計画等に関し指導を行う。

#### オ ものづくり人材育成事業（旭川木工スクール）

加工からデザイン・経営まで一連の流れの講座を開催し、広い視野を持った人材の育成を図る。

### ③技術・製品開発関連

- ア 国際家具デザインフェア旭川開催支援業務  
旭川家具のブランド化に向け、第9回目となる国際家具デザインフェア旭川2014の開催業務を支援する。
- イ 品質性能及び製品開発に関する研究  
企業に必要な新技術及び在来技術の応用等の研究、並びに社会ニーズや市場実態、業界の現状課題等を踏まえた製品開発及び開発支援を行う。
  - ・旭川家具の品質向上推進事業
  - ・旭川家具道産材活用支援事業
- ウ 旭川木工コミュニティキャンプ開催支援業務  
作り手やデザイナー等道内外からの参加による交流事業の運営及び、交流から生まれる事業の展開を支援。

### ④試験分析

- ア 品質性能分析と改善指導  
製品性能のレベルアップを図るため、製品性能の試験分析及び改善指導を行い、技術の向上と商品開発研究を促進する。

### ⑤販路開拓・販売促進支援

- ア 家具等首都圏販路拡大支援事業  
首都圏での展示会に出展する旭川家具工業協同組合に事業費の一部を助成する。
- イ 展示会支援  
各種展示会の開催を支援することにより、業界の振興はもとより、産地旭川のイメージアップを図る。
  - ・旭川家具産地展開催支援
  - ・旭川クラフト展2014開催支援
  - ・旭川陶芸フェスティバル開催支援
  - ・その他各種展示会支援

## 2 旭川市工業技術センター

(1) 所在地 旭川市工業団地3条2丁目1番18号  
( TEL 0166-36-3111 , FAX 0166-36-4461 )

(2) 沿革 昭和63年7月7日 建設工事着工  
平成元年2月16日 建設工事しゅん功  
平成元年4月14日 開 所

機械金属及び関連工業の技術の向上を図るために、技術指導、研究開発、情報の提供を行い、産業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

### (3) 施設の概要

敷地面積	建築面積	延床面積	構 造
14,975.00 m <sup>2</sup>	1,662.47 m <sup>2</sup>	2,651.49 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建

室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
会 議 室	93.79	36	精 密 測 定 室	70.31	—
視 聴 覚 室	229.71	150	特 殊 加 工 室	57.62	—
実 習 試 験 室	175.00	30	多 目 的 室	133.98	—
顕 微 鏡 室	76.56	—	メカトロニクス実験室	61.13	—
図 書 室	54.12	—	材 料 試 験 室	31.25	—

駐車場収容台数 50 台

※室名は主な部屋のみ掲載

(4) 建設事業費 833,849 千円

事業費内訳 建設工事費 553,990 千円  
用地取得費 136,137 千円  
機器購入費 143,722 千円

財源内訳 道補助金 60,000 千円  
日本自転車振興会補助金 104,600 千円  
市 債 467,400 千円  
一般財源 142,329 千円  
そ の 他 59,520 千円

### (5) 主要機器

①材料試験機器 万能材料試験機、ショア硬さ試験機、ブリネル硬さ試験機、ロックウェル硬さ試験機、微小硬さ計、真空高温炉、電気炉、塩水噴霧試験機、走査電子顕微鏡、金属顕微鏡、コンクリート圧縮試験機、発光分析装置、蛍光X線分析装置

②非破壊検査機器 超音波探傷機、磁気探傷機、X線探傷機



③測定・計測機器 静ひずみ測定器，動ひずみ測定器，温度記録計，デジタル表面温度計，デジタル放射温度計，つりあい試験機，つりあい試験機(ポータブル)，電磁膜厚計，高周波膜厚計，超音波厚さ計，電子風速計，ペーハーメーター，粗さ測定器，赤外線映像装置，三次元測定機，万能工具顕微鏡，ハイトマチック，デジタルマイクロスコープ，ミックスドシグナルオシロスコープ

④CAD CADシステム

⑤加工機器 レーザー加工機，旋盤，フライス盤，平面研削盤，シャリングマシン，コーナーシャー，プレスブレーキ，アルゴン溶接機，プラズマ切断機，アーク溶接機，半自動アーク溶接機，ワイヤカット放電加工機，マシニングセンタ

【機器導入実績】

年 度	金 額	機 器
平成 19 年度	609 千円	炭酸ガスデジタルインバータ溶接機 2 台
平成 20 年度	881 千円	ファンクションジェネレーター シーケンスプログラミングソフト 汎用コンパクト電源 デジタル・マルチメーター他 制御機器 2 台 テスター 10 台
平成 21 年度	563 千円	蛍光 X 線分析装置 (6 年リース契約) シーケンサ実習機 汎用コンパクト電源
平成 22 年度	10,558 千円	シーケンサ実習機 5 台 デジタルマイクロスコープ ミックスドシグナルオシロスコープ

(6) 事業内容

①試験・検査及び測定

工業材料の強度試験 (引張・圧縮・曲げ・抗折等)，非破壊検査，金属の組織試験，工業計測等依頼試験の実施

②技術指導及び新技術の導入促進

技術相談，技術指導の実施

先端加工技術の普及と指導 (難削材加工，精密切断及び熱処理加工等)

③講習会・研修会等の開催

工業技術に関する講習会等の開催による人材育成の実施

平成 26 年度実施予定講習会等

ア 随時開催

機械設計の基本，力学入門講座，材料力学入門講座，強度計算入門，電気制御入門，機械製図と材料の基礎講座，技能入門講座 (旋盤・フライス盤)，NC プログラミング講座，CAD 入門講座等

イ 他機関との共催

ものづくり体験セミナー，インターンシップ受入，技能士検定事前講習，溶接 JIS 検定事前講習

④技術開発及び共同研究

先端機器による生産加工技術の研究開発

異業種交流の促進，企業との共同研究

⑤技術情報の収集及び提供

工業技術に関する専門図書（雑誌，書籍等）の閲覧，センターだよりの発行

⑥機械金属工業関係団体の指導育成

機械金属及び関係工業の各団体の代表で構成され，機械金属業界の振興を図り，産業の発展に寄与するため設置された旭川機械金属工業振興会の事務局

また，機械金属及び関連企業に対する，企業情報・補助金情報等の提供及び助言等

(7) 利用状況

①部屋・機器の使用及び依頼試験等件数 (単位：件)

年 度		H21	H22	H23	H24	H25
部屋及び物品使用件数		181	229	161	129	156
機 器 使 用	件 数	468	502	555	625	562
	時 間	1,469h	1,430h	1,761h	1,798h	1,796h
試 験 等 依 頼 件 数		2,873	2,129	1,591	1,622	1,580
成 績 書 謄 本 交 付 件 数		36	17	12	0	5
合 計		3,558	2,877	2,319	2,376	2,303

②技術相談指導件数 (単位：件)

年 度		H21	H22	H23	H24	H25
面 接 相 談 指 導 件 数		205	167	153	110	95
企 業 訪 問 指 導 等 件 数		32	34	15	16	10
合 計		237	201	168	126	105

③技術講習会等開催件数 (単位：件・人)

年 度		H21	H22	H23	H24	H25
講 習 会 等 開 催 件 数		24	48	26	43	74
受 講 者 数		181	316	280	277	354

### 3 旭川市旭山動物園

(1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼 11 番地の 18  
( TEL 0166-36-1104 , FAX 0166-36-1406 )

(2) 沿革 昭和39年 建設地の調査を開始  
昭和40年 建設地を東旭川町倉沼に決定, 建設事務局を設置  
昭和41年 土木工事, 給水工事等に着手  
昭和42年 第1期工事完了  
昭和42年7月 開園

(3) 総事業費 (当初計画 昭和40年度~43年度) 279,948 千円

内 訳	用地買収費	46,423 千円
	工事費	176,874 千円
	設計費	21,477 千円
	動物購入費	16,778 千円
	遊戯施設費	18,396 千円

#### (4) 施設の概要

① 敷地面積 151,998.56 m<sup>2</sup>

② 建造物 75 棟 15,576.92 m<sup>2</sup>

内 訳	管理施設	23 棟	2,795.87 m <sup>2</sup>
	動物舎	38 棟	11,827.11 m <sup>2</sup>
	便益施設	14 棟	953.94 m <sup>2</sup>

③ 貸出物品

ベビーカー	120 台
車椅子	91 台 (うち電動アシスト付き 27 台)
電動カート	8 台
傘	1,200 本

④ 利便施設 売店 5 店 東門隣接: 売店 1 店, レストラン 1 店

⑤ 駐車場 無料 約 700 台 ※有料 (民間) 約 2,700 台

⑥ 開園期間 夏期 平成26年4月26日 (土) ~平成26年11月3日 (月)  
冬期 平成26年11月11日 (火) ~平成27年4月7日 (火)

⑦ 開園時間 夏期 (4/26-10/15) 午前9時30分~午後5時15分 (入園は午後4時00分まで)  
(10/16-11/3) 午前9時30分~午後4時30分 (入園は午後4時00分まで)  
冬期 (11/11-4/7) 午前10時30分~午後3時30分 (入園は午後3時00分まで)

⑧ 休園日 夏期 期間中無休  
冬期 年末年始 (12月30日~1月1日)

⑨ 飼育動物数

(平成26年4月1日現在)

区分	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	計
種類	44	66	8	118
点数	258	369	20	647

(5) 入園者数

(単位：人)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
有料	2,489,803	2,219,536	1,956,209	1,621,839	1,306,086	1,247,538	1,260,602
無料	582,550	549,674	507,065	439,680	417,563	378,437	389,455
計	3,072,353	2,769,210	2,463,274	2,061,519	1,723,649	1,625,975	1,650,057

(6) 主な施設整備の状況 (平成8年度～)

施設名	概要・工事費用等
1 こども牧場 (平成9年4月27日オープン)	概要 構造 木造平屋建 延面積 191.93㎡, ふれあい広場 320㎡ 工事費用 99,178,700円 4,264,200円 (設計 平成8年度) 94,914,500円 (工事 平成8年度)
2 フライイングゲージ 「ととりの村」 (平成9年9月7日オープン)	概要 支柱…鉄骨 ネット…ホリエレン 高さ 14m, 区画面積 2,889.90㎡ 工事費用 86,403,900円 2,193,900円 (設計 平成8年度) 84,210,000円 (工事 平成9年度)
3 せせらぎ水路 (平成10年4月29日オープン)	概要 水路延長 約132m, 高低差 12.8m 工事費用 95,476,500円 5,544,000円 (設計 平成9年度) 89,932,500円 (工事 平成9年度)
4 もうじゅう館 (平成10年9月27日オープン)	概要 構造 鉄筋コンクリート造 平屋 床面積 611㎡, 放飼場 918㎡, 観客通路 884㎡ 工事費用 593,901,000円 24,643,500円 (設計 平成9年度) 569,257,500円 (工事 平成10年度)
5 さる山 (平成11年7月25日オープン)	概要 構造 鉄筋コンクリート造 平屋 床面積 225㎡, 放飼場 330㎡ 工事費用 233,688,000円 11,550,000円 (設計 平成10年度) 2,152,500円 (地質調査 平成10年度) 219,985,500円 (工事 平成11年度)

<p>6 ペンギン館 (平成12年9月10日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 延床面積 631 m<sup>2</sup> (うち水中トンネル 32 m<sup>2</sup>) 放飼場 154 m<sup>2</sup> (うち冬期放飼場 64 m<sup>2</sup>) 工事費用 460,530,000 円 11,130,000 円 (建築設計 平成11年度) 1,680,000 円 (地質調査 平成11年度) 2,488,500 円 (設備設計 平成11年度) 445,231,500 円 (工事 平成12年度)</p>
<p>7 オランウータン空中運動場 (平成13年8月12日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上17m(擬木・鉄柱) 空中ジヤングルジム 直径5m球体 延床面積 78.5 m<sup>2</sup> (直径10m) 工事費用 43,216,500 円 1,941,000 円 (設計 平成13年度) 41,275,500 円 (工事 平成13年度)</p>
<p>8 ほっきょくぐま館 (平成14年9月21日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 延床面積 1,187 m<sup>2</sup> (展示観察ホール・寝室5・管理室) 放飼場 428 m<sup>2</sup> (※プール 140 トン・24 トン) 工事費用 714,241,500 円 13,125,000 円 (建築設計 平成13年度) 6,898,500 円 (設備設計 平成13年度) 3,108,000 円 (地質調査 平成13年度) 691,110,000 円 (工事 平成13・14年度)</p>
<p>9 あざらし館 (平成16年6月6日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 延床面積 999 m<sup>2</sup> (観察ホール, 休憩室) 放飼場 266 m<sup>2</sup> (※プール 300 トン, マリンウェイ) 工事費用 608,055,000 円 12,075,000 円 (建築設計 平成14年度) 6,300,000 円 (設備設計 平成14年度) 589,680,000 円 (工事 平成15・16年度)</p>
<p>10 おらんう〜たん館 (平成17年1月15日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄骨造 地上1階 延床面積 99.04 m<sup>2</sup> 観察ホール・放飼場 74.20 m<sup>2</sup> 工事費用 71,568,000 円 3,223,000 円 (設計 平成16年度) 68,345,000 円 (工事 平成16年度)</p>
<p>11 くもざる・かびばら館 (旧ホッキョクグマ舎改修) (平成17年8月7日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 地上1階 延床面積 191 m<sup>2</sup> うち放飼場 112 m<sup>2</sup>(屋外) 79 m<sup>2</sup>(屋内) 工事費用 57,855,000 円 (工事 平成17年度) ※設計は公共建築課で実施</p>
<p>12 第2こども牧場 (平成18年7月22日オープン)</p>	<p>概要 木造 平屋 延床面積 111.78 m<sup>2</sup> 工事費用 47,250,000 円 (工事 平成17・18年度) ※設計は公共建築課で実施</p>
<p>13 ちんぱんじー館 (平成18年8月5日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階地下1階 延床面積 1,118.06 m<sup>2</sup> (観察ホール, スカイブリッジ) 放飼場 449.40 m<sup>2</sup> 工事費用 656,758,500 円 15,750,000 円 (建築設計 平成17年度) 5,460,000 円 (設備設計 平成17年度) 2,184,000 円 (地質調査 平成17年度) 633,364,500 円 (工事 平成17・18年度)</p>

<p>14 オオカミの森 (平成 20 年 6 月 28 日オープン)</p>	<p>概 要 鉄筋コンクリート造 地上 1 階地下 1 階 (観察棟) 木造平家 (寝室棟) 延床面積 231.5 m<sup>2</sup> (観察棟, 寝室棟) 総面積 1,933.8 m<sup>2</sup></p> <p>工事費用 215,785,500 円 5,376,000 円 (建築設計 平成 19 年度) 1,911,000 円 (設備設計 平成 19 年度) 208,498,500 円 (工事 平成 19・20 年度)</p>
<p>15 エゾシカの森 (平成 21 年 4 月 29 日オープン)</p>	<p>概 要 鉄骨造 (観察棟, 四阿, 観察通路) 木造 (寝室棟) 延床面積 186.85 m<sup>2</sup> (観察棟, 四阿, 観察通路, 寝室棟) 放飼場面積 958.4 m<sup>2</sup></p> <p>工事費用 7,959,000 円 (建築設計(てながざる館設計分含む) 平成 20 年度) 2,331,000 円 (設備設計(てながざる館設計分含む) 平成 20 年度) 90,993,000 円 (工事 平成 20 年度)</p>
<p>16 てながざる館放飼場 (平成 21 年 8 月 29 日オープン)</p>	<p>概 要 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造遊具 整備面積 173 m<sup>2</sup> (うち放飼場整備面積 77.37 m<sup>2</sup>) 鉄骨造遊具高さ 14m</p> <p>工事費用 7,959,000 円 (建築設計(エゾシカの森設計分含む) 平成 20 年度) 2,331,000 円 (設備設計(エゾシカの森設計分含む) 平成 20 年度) 71,005,725 円 (工事 平成 20 年度)</p>
<p>17 シマフクロウ舎 (平成 22 年 4 月 29 日オープン) ※旧もうきん舎 改称: 平成 24 年 4 月 28 日</p>	<p>概 要 鉄筋コンクリート造 地上 1 階 延床面積 175 m<sup>2</sup> うち放飼場 131 m<sup>2</sup></p> <p>工事費用 3,310,000 円 (建築設計 平成 21 年度) 1,140,000 円 (設備設計 平成 21 年度) 66,400,950 円 (工事 平成 21 年度)</p>
<p>18 タンチョウ舎 (平成 23 年 4 月 29 日オープン)</p>	<p>概 要 鉄筋コンクリート造 地上 1 階 床面積 9.25 m<sup>2</sup> 放飼場 112.79 m<sup>2</sup></p> <p>工事費用 4,672,500 円 (建築設計(両生類・は虫類舎設計分含む) 平成 22 年度) 651,000 円 (設備設計(両生類・は虫類舎設計分含む) 平成 22 年度) 34,680,000 円 (工事 平成 22 年度)</p>
<p>19 両生類・は虫類舎 (平成 23 年 4 月 29 日オープン)</p>	<p>概 要 木造 地上 1 階 床面積 130.91 m<sup>2</sup></p> <p>工事費用 4,672,500 円 (建築設計(タンチョウ舎設計分含む) 平成 22 年度) 651,000 円 (設備設計(タンチョウ舎設計分含む) 平成 22 年度) 35,985,000 円 (工事 平成 22 年度)</p>
<p>20 北海道産動物舎 (平成 24 年 11 月 18 日オープン)</p>	<p>概 要 鉄骨一部木造 地上 1 階 施設面積 1,203.1 m<sup>2</sup></p> <p>工事費用 5,880,000 円 (建築設計 平成 23 年度) 219,965,750 円 (工事 平成 24 年度)</p>

21 きりん舎・かば館 (平成 25 年 11 月 21 日オープン)	概要 きりん舎 鉄筋コンクリート造 地上 2 階 延床面積 366.30 m <sup>2</sup> (寝室, 多目的寝室, 管理諸室) 放飼場 635.58 m <sup>2</sup> かば館 鉄筋コンクリート造 地上 1 階地下 1 階 延床面積 1,685.26 m <sup>2</sup> (寝室, 観察通路, 管理諸室) 放飼場 313.08 m <sup>2</sup> (カバ, タチョウ, 体イソシ) 工事費用 1,890,000 円 (基本構想 平成 20 年度) 22,680,000 円 (基本設計 平成 21 年度) 3,780,000 円 (地質調査 平成 23 年度) 23,541,000 円 (建築実施設計 平成 23・24 年度) 15,025,500 円 (設備実施設計 平成 23・24 年度) 1,177,249,500 円 (工事 平成 24・25 年度)
--	--

(7) 平成 26 年度主要行事予定

開園式	4 月 26 日
企画展	春の企画展：4 月 26 日～6 月 30 日 鳴き虫展：8 月中旬～8 月末 秋の企画展：10 月上旬～11 月 3 日 冬の企画展：平成 27 年 1 月上旬～3 月中旬
春まつり	4 月 26 日～5 月 6 日 抽選券配付
ぬりえ展	募集：4 月 26 日～6 月 30 日 展示：8 月 1 日～8 月 31 日
絵本の読み聞かせ	5 月 10 日から毎月第 2 土曜
ワンポイントガイド	5 月 11 日から毎週日曜日・祝日
三度のメシより旭山・とことん旭山	5 月 10 日から毎週土曜日
「旭山探検隊！！～花・鳥・虫・実～」 ※旧名称：感じて！身近な自然を学ぶ会	5 月 4 日, 5 月 11 日の他, 随時開催
第 46 回児童動物画コンクール	募集：6 月 1 日～8 月 29 日 展示：9 月 23 日～11 月 3 日 表彰式：9 月 23 日
障がい者夜間特別開園	実施：7 月 5 日
47 回目の開園記念日	7 月 1 日
動物園撮影教室	夕暮れの旭山：7 月 19 日 雪の中の旭山：平成 27 年 2 月中旬予定
サマースクール (小学校 5・6 年生対象)	8 月 1 日～8 月 3 日
夜の動物園	8 月 9 日～8 月 15 日 ナイトウォッチング, ホタルのこみち
星まつり	8 月 9 日～8 月 15 日 大型あんどん展示, 屋台広場, 抽選券配付
第 15 回動物読書感想文コンクール	募集：11 月 1 日～平成 27 年 1 月下旬 表彰式：3 月下旬
第 20 回動物ふれあいフォトコンテスト	募集：平成 25 年 11 月 18 日～平成 26 年 11 月 3 日 表彰式：12 月上旬
2014 わくわくゲーム大会	11 月 3 日
平成 26 年度冬期開園	11 月 11 日～平成 27 年 4 月 7 日
クリスマスツリーを飾る会	11 月下旬予定
ペンギンの散歩・トボガン広場	実施期間：12 月下旬～翌年 3 月中旬
もちつき大会	平成 27 年 1 月下旬予定
雪あかりの動物園	平成 27 年 2 月上旬予定

## 4 一般財団法人 道北地域旭川地場産業振興センター

(1) 所在地 旭川市神楽4条6丁目1番12号  
( TEL 0166-61-2283 , FAX 0166-62-1903 )

(2) 沿革 昭和61年9月16日 建設工事着工  
昭和62年8月29日 建設工事しゅん功  
昭和62年9月23日 開 館

道北地域の地場産業の振興・育成を図るため、昭和61年6月に上川支庁管内の市町村、関係団体等が一体となって財団法人を設立し、事業推進の中核施設となる道北地域旭川地場産業振興センターを建設した。

### (3) 施設の概要

敷地面積	建床面積	延床面積	構造
9,221.21 m <sup>2</sup>	3,123.30 m <sup>2</sup>	4,293.22 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨屋根架構

室名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
大展示場	1,500.00	1,800	研修室	80.39	48
会議室	166.11	108	研究開発室	80.96	24

### (4) 建設事業費

事業費内訳		財源内訳	
建設工事費	1,098,700 千円	補助金(国・道)	400,000 千円
用地取得費	260,810 千円	借入金(高度化資金)	767,400 千円
計	1,359,510 千円	市町村補助金等 (うち旭川市分)	192,110 千円 (177,110) 千円

### (5) 事業内容

- ①地場産品の展示会の開催、販売及び宣伝、普及
- ②地場産業に関連する情報の収集及び提供
- ③地場産業に携わる経営者、後継者等の資質の向上を図るための研修会等の開催
- ④地場産業振興センターの施設賃貸及び管理運営
- ⑤道の駅の運営



(6) 平成 25 年度施設利用状況

室 名	利 用 日 数 (日)	利 用 率 (%)
大 展 示 場	239	68.5
会 議 室	151	43.3
研 修 室	174	49.9
取 引 幹 旋 室	53	15.2
研 究 開 発 室 (1)	152	43.6
研 究 開 発 室 (2)	189	54.2

(7) 展示会の実施状況

(単位：日)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
家 具	0	0	0	0	0
物 産 展	16	16	23	27	23
各 種 機 器	41	42	34	38	33
建 材 ・ 建 具 (住宅関連)	34	32	36	29	44
自 動 車	22	18	15	18	39
ス ポ ー ツ 用 品	0	0	3	3	2
日 用 雑 貨	28	26	18	6	17
衣 料 品	0	0	0	0	0
そ の 他	68	67	80	94	82
合 計	209	201	209	215	240
年 間 利 用 日 数	207	199	207	215	239

※ 併用利用があるため、用途別利用日数合計と年間利用日数は異なる。

(8) 平成 25 年度旭川市補助金 95,232 千円 (整備費補助金を含む)

(経済交流課)

## 5 観光案内所

観光の宣伝、紹介と観光客へのサービス提供を図ることを目的に設置

### 【旭川観光物産情報センター】

- (1) 所在地 旭川市宮下通西4153番1 JR旭川駅 東コンコース  
( TEL 0166-26-6665 , FAX 0166-22-6704 )
- (2) 沿革 平成14年6月29日 開設  
平成22年10月1日 旭川駅前広場に移転（平成23年の新駅舎グランドオープン  
までの仮設置）  
平成24年2月5日 JR旭川駅 東コンコースに移転
- (3) 規模 面積 1,038.09 m<sup>2</sup>
- (4) 利用状況

(単位：人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
利用人数	46,989	45,723	35,534	54,933	60,063

(観光課)

### 【旭川空港観光案内所】

- (1) 所在地 上川郡東神楽町旭川空港ビル内  
( TEL 0166-83-3716 , FAX 0166-83-4040 )
- (2) 沿革 昭和57年9月 開設（設置主体 上川地方観光連盟）  
（運営主体 大雪山国立公園観光連盟）  
平成5年6月 運営主体を旭川空港ビル(株)に移管  
平成11年6月 運営主体を(株)ジェイエイエストレーディングに移管  
平成15年10月 運営主体を旭川空港ビル(株)に移管
- (3) 規模 面積 6 m<sup>2</sup>
- (4) 利用状況

(単位：件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
利用件数	52,178	57,007	42,686	46,264	38,989

(観光課)

### 【旭山動物園観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼 旭山動物園内
- (2) 沿革 平成18年4月29日 開設
- (3) 規模 面積 34.81 m<sup>2</sup>
- (4) 利用状況 平成25年度 7,083 件

(観光課)

### 【旭川総合観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市5条通7丁目 旭川フードテラス2階  
( TEL 0166-27-7777 , FAX 0166-26-0338 )
- (2) 沿革 平成18年6月1日～9月30日 旭川屋内にログハウスにて開設  
(設置・運営主体：TMO)  
平成19年6月 旭川屋内に開設(通年開設)  
平成22年7月4日 まちなか交流館内に移転  
平成25年1月7日 旭川フードテラス2階に移転, 名称を旭川総合  
観光情報センター(愛称：あさテラス)に変更
- (3) 規模 面積 141.86 m<sup>2</sup>
- (4) 利用状況 平成25年度 6,388件

(観光課)



## VI 条例・規則



# 旭川市中小企業振興基本条例（平成23年7月1日条例第29号）

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第7条）

### 第2章 中小企業振興のための基本方針（第8条－第17条）

### 第3章 中小企業審議会（第18条）

### 第4章 雑則（第19条）

### 附則

旭川市は、古くから北海道の交通の要衝として発展し、豊かな自然の恵みを生かした良質な米やそばなどで知られる農業をはじめ、食料品、家具・木製品、機械・金属、紙・パルプなどの製造業、卸売業、小売業等多様な産業を有し、さらに、教育や医療などの様々な都市機能が集積する、北海道の拠点都市です。

現在の拠点都市としての礎を築き上げ、本市経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中小企業は本市経済の基盤として、雇用の大部分を支える、市民の暮らしになくてはならない存在です。

中小企業が成長発展することによって、雇用が創出され、地域社会が活性化し、まちづくりの発展につながり、市民生活も向上するという好循環を生み出していきます。

経済のグローバル化や急速な少子高齢化の進展と人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く環境が大きく変化し、中小企業の事業活動が一層厳しさを増す中にあっても、中小企業は、その多様性を生かし、活力ある成長発展を図っていかねばなりません。

市は、中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを認識し、中小企業者は、その認識を共有するとともに、自ら経営活動を行うことにより、地域社会で一定の役割を果たすよう努めることが必要です。

あわせて、中小企業が社会の変化に対応し、更なる発展をするためには、市が中心となって、果敢に挑戦する中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを進めることが重要であり、市、企業はもとより、市民が、中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、それぞれが果たすべき役割を十分に踏まえながら緊密に連携し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが何より大切です。

ここに、市、企業及び市民の役割を明らかにすることにより、協力して中小企業を振興し、より豊かで住みやすいまちにするため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イ及びウに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 組合等 事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体をいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって、事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」という。）自らの創意工夫と自主的な経営の向上の努力を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、本市の持つ特性を生かすとともに、経済的社会的環境の変化に円滑に適応することにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

3 中小企業の振興は、国、北海道その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の協力を得ながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、広く中小企業者等の意見を聴き、施策の策定に反映するよう努めなければならない。

3 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置を講ずるとともに、主体的に関係機関や組合等と連携を図るよう努めなければならない。

4 市は、中小企業の振興に関する情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切に提供しなければならない。

5 市は、中小企業の振興の重要性に対する市民の理解を深めるため、中小企業者等と市民との交流及び連携を促進するよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力等)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に円滑に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）、経営基盤の強化等に努めるものとする。

2 中小企業者等は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業者等は、共同事業の実施を図るとともに、組合等の組織化、組合等への加入等により相互の連携及び協力を図るよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

5 中小企業者等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、中小企業者等との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、中小企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、市内において生産され、製造され、若しくは加工された産品を消費し、又は提供されるサービスを利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 中小企業振興のための基本方針

(経営支援の充実)

第8条 市は、中小企業者等の経営力を向上させるため、経営の革新や経営基盤の強化を支援するとともに、業種間での連携及び事業の共同化の促進を図るものとする。

2 市は、中小企業者等の技術力及び競争力を向上させるため、技術開発及び教育機関、研究機関、他の企業等との共同研究等を支援するとともに、企業集積の維持及び発展を図るものとする。

3 市は、経営支援の効果を高めるため、関係機関と連携し、支援体制の充実を図るものとする。

(人材の育成及び確保等)

第9条 市は、中小企業者等における従業員の職業能力の開発の機会を確保するとともに、中小企業への就業を促進するものとする。

2 市は、中小企業者等における労働環境や勤労者福祉の向上を支援するものとする。

(児童及び生徒の勤労観等の育成)

第10条 市は、児童及び生徒が社会人、職業人として自立することができるよう職業意識を醸成するため、中小企業者等と連携を図りながら、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。



る。

2 中小企業者等は、児童及び生徒の勤労観及び職業観の育成が中小企業における人材の確保等のために重要であることを認識し、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会を提供するよう努めるものとする。

(創業等の促進)

第11条 市は、創業並びに新たな事業及び産業の創出に関する情報を提供し、並びに研修の実施及び技術開発を支援するものとする。

(金融の円滑化)

第12条 市は、不況、災害等の影響から中小企業者等を守るとともに、経営の革新、経営基盤の強化、技術開発、創業等を促進するため、融資制度による金融の円滑化を図るものとする。

(地域社会に貢献する取組の支援)

第13条 市は、中小企業者等が、少子高齢化の進展、環境の保全等地域社会における課題に対する取組を支援するものとする。

(産業の発展等による中小企業振興)

第14条 市は、次に掲げる事項に関する施策の実施により、産業の発展及び創出を図り、中小企業の振興に資するものとする。

- (1) 本市製造業の生産性の向上及び競争力の強化
- (2) 市外からの資金獲得のための地場製品の販路拡大
- (3) 中心市街地等における市民生活の利便性の向上及び地域の活性化の促進
- (4) 市民の消費生活を支え、市民の交流と賑わいの場を提供する商業集積の機能の強化
- (5) 会議、見本市等の誘致及び観光資源の創出による観光客等の集客の促進
- (6) 新たな事業、特色ある活動等に対する支援による本市経済の活性化及び雇用の創出

(海外における事業展開の支援)

第15条 市は、中小企業者等が海外において事業を展開することができるよう、関係機関と連携し、支援するものとする。

2 市は、海外における市場の動向、見本市等に関する情報を提供するとともに、販路を拡大するための活動を支援するものとする。

(中小企業振興に当たっての措置等)

第16条 市は、各部署が連携して、中小企業の振興に関する施策の効果を高めるよう努めるものとする。

2 市は、産業、雇用、金融など中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

3 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の確保に努めるものとする。

(功労者の表彰)

第17条 市は、中小企業者等及びその従業員その他のもので、中小企業の振興に関し功績があったと認められるものを表彰することができる。

### 第3章 中小企業審議会

(中小企業審議会)

第18条 中小企業の振興に関し必要な事項を審議させるため、旭川市中小企業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員12人をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旭川市中小企業等振興条例の廃止)

2 旭川市中小企業等振興条例(昭和45年旭川市条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の旭川市中小企業等振興条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき助成を受けている者については、旧条例第21条及び第22条の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく旭川市中小企業等審議会(以下「旧審議会」という。)の委員に委嘱されている者は、この条例の規定に基づく旭川市中小企業審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期は、なお従前の例による。

(旭川市税条例の一部改正)

5 旭川市税条例(昭和43年旭川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第120条の2を削る。

第129条の7中「第2項、第120条の2」を「第2項」に改める。

(旭川市工業等振興促進条例の一部改正)

6 旭川市工業等振興促進条例(平成20年旭川市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

## 旭川市中小企業審議会規則（平成23年7月1日規則第26号）

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第18条第1項の規定に基づき設置する旭川市中小企業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

（部会）

第4条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び第4項の特別委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び次項の特別委員の互選によりこれを定める。

4 特別の事項を審議させるため必要があるときは、部会に特別委員を置くことができる。

5 特別委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定に適用については、委員とみなす。

6 特別委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、経済観光部経済総務課において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（旭川市事務分掌条例施行規則の一部改正）

2 旭川市事務分掌条例施行規則（平成20年旭川市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第13条経済総務課経済企画係の項第3号を次のように改める。

(3) 中小企業審議会に関すること。

## 旭川市地酒の普及の促進に関する条例（平成 25 年 12 月 18 日条例第 71 号）

旭川市は、石狩川水系の豊かな伏流水と上川盆地の扇状地が育む良質の米に恵まれ、かつては、多くの酒蔵を擁し「北海の灘」と呼ばれた。その伝統は、今日、稲作農業の裾野を酒造好適米の生産にまで広げている。また、本市で生産された酒は、飲食店街の発展を促すとともに、海外にも輸出され日本文化に対する理解を深めることにつながっている。

ここに、市及び事業者がそれぞれの役割を担うとともに市民の協力をもって、地酒による乾杯の習慣を広めること等により地酒の普及を促進し、もって本市経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地酒の普及を促進し、もって本市経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「地酒」とは、市内において製造された清酒その他の酒類をいう。

（市の役割）

第 3 条 市は、地酒による乾杯の奨励その他の地酒の普及の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 地酒の製造を業として行う者（以下「地酒製造業者」という。）は、地酒の普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 飲食店業、旅館業その他の酒類を扱う事業を営む者は、地酒の普及の促進に関する市の措置及び地酒製造業者の取組に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第 5 条 市民は、地酒の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 旭川市工業等振興促進条例（平成20年9月19日条例第55号）

改正 平成23年3月24日条例第18号 平成23年7月1日条例第29号  
平成23年7月1日条例第30号 平成25年3月25日条例第36号  
旭川市工業等振興促進条例（昭和60年旭川市条例第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設（これらと一体となっている事務所を含む。以下「工場等」という。）の新設又は増設をする者に対し課税免除及び助成金の交付を行い、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- （2） 事業所 別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- （3） 特定事業用施設 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項に規定する特定事業を行う施設（工場及び事業所を除く。）をいう。
- （4） 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- （5） 固定資産 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。
- （6） 固定資産税 旭川市税条例（昭和43年旭川市条例第20号）第58条第1項の規定に基づいて本市が課する固定資産税をいう。
- （7） 事業所税 旭川市税条例第139条第1項の規定に基づいて本市が課する事業所税をいう。
- （8） 都市計画税 旭川市都市計画税条例（昭和31年旭川市条例第27号）第2条第1項の規定に基づいて本市が課する都市計画税をいう。
- （9） 固定資産税及び都市計画税に係る基準年度 新設又は増設をした工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）の属する年の翌年（操業日が1月1日である場合は、その日の属する年）の1月1日（以下「基準日」という。）を賦課期日とする固定資産税及び都市計画税を課されることとなった年度をいう。
- （10） 事業所税に係る基準年度 操業日の属する事業年度（個人にあつては、その年）の事業所税を課されることとなった年度をいう。
- （11） 課税免除 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、課税を免除することをいう。
- （12） 常用雇用者 雇用期間の定めのない者又はこれに準ずる者として規則で定める者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

（課税免除及び助成金の交付等）

第3条 市長は、この条例の定めるところにより、旭川市税条例の規定にかかわらず固定資産税及び都市計画税の課税免除を行い、及び次に掲げる助成金を交付するものとする。

- （1） 工場等設置助成金

- (2) 土地取得助成金
- (3) 工場等改修助成金
- (4) 環境配慮型施設整備助成金
- (5) 雇用助成金
- (6) 操業前研修助成金
- (7) 操業助成金

2 前項の場合において、同項第2号及び第3号に掲げる助成金は、重複して交付しない。

3 市長は、第1項に定めるもののほか、資金のあつせんその他必要な事項について便宜を供することができる。

(課税免除及び助成金の交付の対象者等)

第4条 課税免除及び助成金の交付は、規則で定める地域内に工場等の新設又は増設をした者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長の指定を受けたもの(以下「指定事業者」という。)に対して行うものとする。

(1) 工場等の新設又は増設をするために取得した固定資産(以下「対象固定資産」という。)の取得価額の合計額が2,500万円以上であること。ただし、企業の経営の効率化又は事業活動を支援するサービスを提供する事業で別に定めるもの(以下「特定産業支援業」という。)を行う工場等にあつては、この限りでない。

(2) 工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者の人数(規則で定める期間内にこの条例の規定に基づく課税免除又は助成金の交付を受けた者の工場等の増設の場合にあつては、当該課税免除又は助成金の交付の決定に係る人数(決定が複数あるときは、当該決定に係る人数のうち最大であるもの)と比較して増加した人数)が5人(特定産業支援業を行う工場等にあつては、規則で定める人数)以上であること。

(3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の指定を受けようとする者は、操業日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(課税免除)

第5条 市長は、指定事業者が基準日において所有している対象固定資産並びに工場等の敷地の用に供されている土地及び当該土地と一体として当該工場等の事業の用に供されている土地(規則で定めるものに限る。)(以下「対象固定資産等」という。)に対して課する固定資産税及び都市計画税について、課税免除を行うものとする。

2 前項の課税免除は、固定資産税及び都市計画税に係る基準年度以降3年間(対象固定資産が規則で定める環境に配慮した設備を有する施設(以下「環境配慮型施設」という。))に該当する場合にあつては、5年間)において行うものとする。

(課税免除の申請)

第6条 前条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 市長は、指定事業者に対し、対象固定資産のうちの家屋において行われる事業に対して課する事業所税の額で、事業所税に係る基準年度以降3年間に課する事業所税の額に相当する額(増設の場合にあつては、規則で定めるところにより算定した額を控除した額)を限度として工場等設置助成金を交付するものとする。

2 市長は、指定事業者に対し、工場等の新設又は増設をするために取得した土地(規則で定めるものに限る。)の取得価額の100分の25に相当する額以内で1億円を限度として土地取得助成金を交付するものとする。

3 市長は、指定事業者に対し、工場等の新設又は増設をするために賃借した建物の改修(規則で定めるものに限る。)に要した費用の額(その額が1,000万円以上である場合に限る。)の100分の50に相当する額以内で2,000万円を限度として工場等改修助成金を交付するものとする。

4 市長は、指定事業者に対し、新設又は増設をした工場等が環境配慮型施設に該当する場合にお

いて、その環境に配慮した設備の整備（規則で定めるものに限る。）に要した費用の額（その額が5,000万円以上で、かつ、対象固定資産等の取得価額の合計額が1億5,000万円を超える場合に限る。）の100分の50に相当する額以内で5,000万円を限度として環境配慮型施設整備助成金を交付するものとする。

5 市長は、指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者（規則で定めるものに限る。）の人数に30万円を乗じて得た額以内で3,000万円を限度として雇用助成金を交付するものとする。

6 市長は、指定事業者（特定産業支援業を行う者に限る。）に対し、従業員に業務上必要な知識及び技術を習得させるための研修（規則で定めるものに限る。）に要した費用について、当該研修を受講した常用雇用者の人数に20万円を乗じて得た額以内で500万円を限度として操業前研修助成金を交付するものとする。

7 市長は、指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の操業に係る費用のうち、次の各号のいずれかに該当する費用の額の100分の50に相当する額以内で500万円を限度として操業助成金を交付するものとする。

- (1) 建物賃借料
  - (2) 電気料金
  - (3) 水道料金及び下水道使用料
  - (4) 通信回線使用料
- (助成金の交付の申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第9条 市長は、課税免除又は助成金の交付を行うべき期間中に相続、合併、分割又は事業の譲渡により対象固定資産等の所有者に変更を生じた場合であつて、市長にその旨の届出があつたときは、その事業を承継した者に対し課税免除及び助成金の交付を行うものとする。

(指定等の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 課税免除又は助成金の交付の要件を欠くに至ったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により指定を受け、課税免除を受け、若しくは受けようとし、又は助成金の交付の決定を受けたとき。
  - (3) 操業を休止し、又は廃止したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
  - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたと認められるとき。
- 2 市長は、課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行つた課税免除を取り消し、又は対象固定資産等に係る固定資産税及び都市計画税を課することができる。
- (1) 課税免除を行うべき期間中に課税免除の要件を欠くに至ったとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により課税免除を受け、又は受けようとしたとき。
  - (3) 課税免除を行うべき期間中に操業を休止し、又は廃止したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
  - (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたと認められるとき。
- 3 市長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付を行うべき期間中に助成金の交付の要件を欠くに至ったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 操業日から5年以内（特定産業支援業を行う工場等にあつては、規則で定める期間内）に操業を休止し、又は廃止したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行つたと認められるとき。  
（報告及び調査）

第11条 市長は、指定事業者又は課税免除若しくは助成金の交付の決定を受けた者に対し、工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例（以下「旧条例」という。）の規定により指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により交付を受けた奨励金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる奨励金は、この条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例の規定により交付を受けた奨励金とみなして、同条例第4条の規定を適用する。

（東日本大震災により工場等に被害を受けた者に係る特例）

4 平成28年3月31日までの間、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により工場等に被害を受けた者が、第4条第1項の規則で定める地域内に工場等の新設又は増設をしたときにおけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	市長は	市長は、附則第4項に規定する東日本大震災により工場等に被害を受けた者が、次条第1項の規則で定める地域内に工場等の新設又は増設をしたときは
	助成金を	助成金（第4号及び第6号に掲げるものを除く。）を
第4条第1項	要件	要件（第1号に掲げるものを除く。）
第5条第2項	3年間（対象固定資産が規則で定める環境に配慮した設備を有する施設（以下「環境配慮型施設」という。）に該当する場合にあつては、5年間）	3年間
第7条第5項及び第7項	年度の翌々年度	年度

（東日本大震災により被害を受けた者を雇用した者に係る特例）

5 平成28年3月31日までの間、市内に工場等を有する者が、東日本大震災により被害を受けた者を常用雇用者として雇用したときは、第4条第1項の規定にかかわらず、当該工場等を有する者のうち、市税の滞納がなく、かつ、市長の指定を受けたものに対して、雇用助成金を交付するものとする。

6 第4条第2項、第7条第5項、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項並びに第11条の規定



は、前項の雇用助成金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第2項	前項	附則第5項
	操業日	同項の規定による雇用をした日
第7条第5項	指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者（規則で定めるものに限る。）	附則第5項の指定を受けた者に対し、附則第4項に規定する東日本大震災により被害を受けた者を常用雇用者（規則で定めるものに限る。）として雇用した年度以降3年間において、各年度につき、当該常用雇用者
第8条	前条	附則第6項の規定により読み替えて準用される前条第5項
第9条	課税免除又は助成金	助成金
	課税免除及び助成金	助成金
第10条第1項	指定事業者	附則第5項の指定を受けた者
第10条第1項第1号	課税免除又は助成金	助成金
第10条第1項第2号	指定を受け、課税免除を受け	指定を受け
第11条	指定事業者又は課税免除若しくは	附則第5項の指定を受けた者又は

附 則（平成23年3月24日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例（以下「旧条例」という。）の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び奨励金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により受けた課税免除及び奨励金の交付並びに前項の規定によりなお従前の例によることとされる課税免除及び奨励金の交付は、この条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例の規定により受けた課税免除及び助成金の交付とみなして、同条例第4条の規定を適用する。

（旭川市中小企業等振興条例の一部改正）

- 4 旭川市中小企業等振興条例（昭和45年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条の2及び第8条の2中「奨励金」を「助成金」に改める。

附 則（平成23年7月1日条例第29号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成28年3月31日において現にこの条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第4条第1項の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び助成金の交付並びに附則第5項の規定による指定を受けている者に係る助成金の交付については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る助成金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

- 1 機械修理業
- 2 総合リース業
- 3 産業用機械器具賃貸業
- 4 事務用機械器具賃貸業
- 5 ソフトウェア業
- 6 情報処理サービス業
- 7 情報提供サービス業
- 8 広告代理業
- 9 デザイン業
- 10 機械設計業
- 11 経営コンサルタント業
- 12 エンジニアリング業
- 13 ディスプレイ業
- 14 産業用設備洗浄業
- 15 非破壊検査業
- 16 その他高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると市長が認める業種

# 旭川市工業等振興促進条例施行規則（平成20年9月19日規則第72号）

改正 平成23年3月31日規則第12号  
平成24年3月29日規則第18号

平成23年7月1日規則第27号  
平成25年3月28日規則第9号

旭川市工業等振興促進条例施行規則（昭和60年旭川市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新設及び増設の範囲）

第2条 条例第1条の工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が工場等を新たに設置することをいう。

2 条例第1条の工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は工場等を拡張し、若しくは移転することをいう。

（施設の範囲等）

第3条 条例第2条第1号の物の製造又は加工を行う施設とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業を行う施設をいう。

2 条例第2条第9号の操業日とは、対象固定資産の全てが設置され、稼働した日（特定産業支援業を行う工場等にあつては、新たに雇用され、又は増加した常用雇用者の全てが就業した日）をいう。

3 条例第2条第12号の規則で定める者は、期間を定めて雇用される者であつて、継続して1年を超えて雇用されることが見込まれるもの（特定産業支援業にあつては、年間の給与等の収入金額が130万円以上であることが見込まれる者に限る。）とする。

（指定地域）

第4条 条例第4条第1項の規則で定める地域は、工場の新設又は増設の場合にあつては都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域とし、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設の新設又は増設の場合にあつては同法第7条第1項に規定する市街化区域とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらの地域以外の地域を加えることがある。

（常用雇用者の人数に係る期間等）

第5条 条例第4条第1項第2号の規則で定める期間は、操業日前10年間とする。

2 条例第4条第1項第2号の規則で定める人数は、20人（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域内における工場等の新設又は増設の場合にあつては、10人）とする。

（指定の申請）

第6条 条例第4条第2項の規定による申請は、指定申請書（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（課税免除の対象）

第7条 条例第5条第1項の規則で定める土地は、取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設又は増設に着手した土地とする。

（環境配慮型施設）

第8条 条例第5条第2項の規則で定める環境に配慮した設備を有する施設は、太陽光、雪氷冷熱その他の再生可能エネルギーを利用することにより、通常の施設と比較して二酸化炭素の排出量を20パーセント以上低減させる設備を有すると市長が認めるものとする。

（課税免除の申請）

第9条 条例第6条の規定による申請は、固定資産税及び都市計画税に係る基準年度の前年度の1月31日までに、課税免除申請書（様式第2号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（工場等設置助成金の算定）

第10条 条例第7条第1項の規則で定めるところにより算定した額は、工場等の増設をしなかった場合に課されるべきであった事業所税に相当する額とする。

（土地取得助成金の対象）

第11条 条例第7条第2項の規則で定める土地は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地（その面積が工場等の面積の合計の3倍の面積を超える場合は、当該3倍の面積に相当する部分）とする。

（1） 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第4条第2号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成10年法律第152号）附則第9条第2号の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）第7条第1項第1号に規定する業務用地であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（2） 面積が3,000平方メートル以上であるものであること。

（3） 取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設又は増設に着手したものであること。

（工場等改修助成金の対象）

第12条 条例第7条第3項の規則で定める建物の改修は、操業日前6月以内に完了した改修とする。

（環境配慮型施設整備助成金の対象）

第13条 条例第7条第4項の規則で定める設備の整備は、操業日前6月以内に完了した整備とする。

（雇用助成金の対象）

第14条 条例第7条第5項の規則で定める常用雇用者は、雇用助成金の交付の申請をする日の属する年度の4月1日時点において、1年以上雇用されている者であって本市に1年以上住所を有するもの（特定産業支援業にあっては、当該年度の初日の属する年の前年中の給与等の収入金額が130万円以上であった者に限る。）とする。

（操業前研修助成金の対象）

第15条 条例第7条第6項の規則で定める研修は、操業日前6月以内に実施した研修とする。

（操業助成金の対象）

第16条 条例第7条第7項の規定による操業助成金は、交付の申請をする日の属する年度の前年度に支払った費用を対象とする。

（助成金の交付の申請）

第17条 条例第8条の規定による申請は、助成金の交付を受けようとする年度の9月30日までに、助成金交付申請書（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（助成金の交付時期）

第18条 助成金の交付時期は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

（1） 工場等設置助成金 事業所税に係る基準年度以降3年間に課する各年度の事業所税の納期限の属する年度の翌年度

（2） 土地取得助成金、工場等改修助成金、環境配慮型施設整備助成金及び操業前研修助成金 操業日の属する年度の翌々年度

（3） 雇用助成金及び操業助成金 操業日の属する年度の翌々年度以降3年間

(端数計算)

第19条 助成金の額を算定する場合において、助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(地位の承継の届出)

第20条 条例第9条の届出は、地位承継届(様式第4号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(操業の休止等の届出)

第21条 課税免除又は助成金の交付を受けた者は、操業日から5年(特定産業支援業を行う者にあつては、6年)以内に、その対象となった工場等の操業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、操業休止・廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金交付決定の取消し等に係る期間)

第22条 条例第10条第3項第3号の規則で定める期間は、操業日から6年間とする。

(事業報告書の提出)

第23条 課税免除又は助成金の交付を受けた者は、当該課税免除又は助成金の交付を受けた各事業年度(個人にあつては、各年)につき、それぞれ決算終了後3月以内に事業報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例(昭和60年旭川市条例第13号)の規定により指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

(東日本大震災により工場等に被害を受けた者に係る特例)

3 条例附則第4項において条例の規定を読み替えて適用する場合におけるこの規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	対象固定資産の全てが設置され、稼働した日(特定産業支援業を行う工場等にあつては、新たに日)	新たに 日
第3条第3項	雇用されることが見込まれるもの(特定産業支援業にあつては、者に限る。)	雇用され、及び 者
第5条第2項	20人(中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域内における工場等の新設又は増設の場合にあつては、10人)	5人
第14条	条例 の属する年度の4月1日時点において、1年以上雇用されている者であつて本市に1年以上住所を有するもの(特定産業支援業にあつては、当該年度の初日の属する年	条例附則第4項の規定により読み替えて適用される条例 において、1月以上雇用され、本市に住所を有する者であつて、年間の給与等の収入金額が130万円以上であると見込まれるもの

	の前年中の給与等の収入金額が130万円以上であった者に限る。)	
第16条	条例	条例附則第4項の規定により読み替えて適用される条例
	年度の前年度に支払った	年度に支払う
第17条第1項	9月30日まで	9月30日まで（操業日の属する年度にあつては、第6条第2項の規定による指定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内）
第18条第2号	、工場等改修助成金、環境配慮型施設整備助成金及び操業前研修助成金	及び工場等改修助成金
	年度の翌々年度	年度
第18条第3号	年度の翌々年度	年度
様式第1号	第4条第1項	附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第4条第1項

（東日本大震災により被害を受けた者を雇用した者に係る特例）

- 4 第3条第3項、第6条、第14条、第17条、第18条第3号及び第19条から第23条まで並びに様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの規定は、条例附則第5項の雇用助成金について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第3項	雇用されることが見込まれるもの（特定産業支援業にあつては、	雇用され、及び
	者に限る。)	者
第6条第1項	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
第14条	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
	の属する年度の4月1日時点において、1年以上雇用されている者であつて本市に1年以上住所を有するもの（特定産業支援業にあつては、当該年度の初日の属する年の前年中の給与等の収入金額が130万円以上であった者に限る。)	において、1年以上雇用され、本市に住所を有する者であつて、年間の給与等の収入金額が130万円以上であると見込まれるもの
第17条第1項	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
	9月30日まで	9月30日まで（附則第4項の規定により読み替えて準用される第14条に規定する常用雇用者を雇用した日（以下「雇用日」という。）の属する年度にあつては、附則第4項において準用される第6条第2項の規定による指定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内）
第18条第3号	雇用助成金及び操業助成金	雇用助成金

	操業日	雇用日
	年度の翌々年度	年度
第20条	条例	条例附則第6項の規定により読み替えて準用される条例
第21条	課税免除又は助成金	助成金
	操業日	雇用日
第22条	操業日	雇用日
第23条	課税免除又は助成金	助成金
様式第1号	第4条第1項	附則第5項
様式第6号	第23条	附則第4項の規定により読み替えて準用される同規則第23条

附 則（平成23年3月31日規則第12号）

（施行期日等）

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第3条第1項の規定は、平成21年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- この規則の施行の際現に旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例（平成23年旭川市条例第18号）による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び奨励金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月1日規則第27号）

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 平成28年3月31日において現に旭川市工業等振興促進条例附則第4項の規定により読み替えて適用される同条例第4条第1項の規定による指定を受けている者に係る課税免除及び助成金の交付並びに同条例附則第5項の規定による指定を受けている者に係る助成金の交付については、同日後も、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第9号）

（施行期日）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- この規則の施行の際現に旭川市工業等振興促進条例（平成20年旭川市条例第55号）の規定による指定を受けている者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

## 旭川市工芸センター条例（昭和30年4月1日条例第25号）

改正	昭和36年5月1日	条例第32号	昭和41年5月31日	条例第14号
	昭和43年12月26日	条例第49号	昭和51年3月29日	条例第34号
			[題名改正]	
	平成8年3月29日	条例第10号	平成9年10月16日	条例第71号
			[題名改正]	
	平成11年7月1日	条例第38号	平成12年3月31日	条例第63号
	平成17年12月15日	条例第74号		

### （設置）

第1条 本市は木工芸及び窯業の生産技術向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与するため旭川市工芸センター（以下「センター」という。）を設置する。

### （位置）

第2条 センターは、旭川市緑が丘東1条3丁目に置く。

### （事業）

第3条 センターは、次の事業を行う。

- （1） 作品の試作及び研究
- （2） 業界の指導
- （3） 技術者の養成

2 センターは、前項各号に掲げる事業のほか、一般需要者の依頼による製品の製作を行うことができる。

### （使用の承認）

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- （2） センターの管理運営上支障があるとき。
- （3） その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、センター管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付することができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき、又は第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- （1） 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

### （使用料等）

第5条 センターの設備を使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターの試験分析その他の業務を依頼する者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

4 センターに第3条第2項の製作を依頼する者は、市長が別に定めるところにより、当該製作に要する費用を納入しなければならない。

### （使用者の義務）

第6条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者は、センターの設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が



定める損害額を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことのできないとき、又は特に市長が認めたときは、この限りでない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営を円滑に行なうため、旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この条例施行のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

2 旭川市共同作業所条例（昭和24年旭川市条例第29号）は、廃止する。

附 則（昭和36年5月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年5月31日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和43年12月26日条例第49号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000 円
------------------	------------

を

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000 円
木工芸指導所運営委員会委員	日額 1,000 円

に改める。

附 則（昭和51年3月29日条例第34号）

この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和51年旭川市条例第33号）の施行の日（昭和51年5月旭川市規則第30号で、同51年5月1日）から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第10号）

この条例は、平成8年4月15日から施行する。

附 則（平成9年10月16日条例第71号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成9年11月規則第63号で、同9年12月1日から施行）

附 則（平成11年7月1日条例第38号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第63号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例（昭和31年旭川市条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成17年12月15日条例第74号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工芸センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

設備		1件の単位 (時間)	使用料 (円)	備考
木工機 械	帯のご盤	1	310	使用時間が1件の 単位に規定する時間 に満たないときは、 1件の単位に規定す る時間使用したもの とみなす。
	高速度単軸面取盤	1	300	
	卓上ボール盤	1	270	
	リンク式横切丸のご盤	1	320	
	高速丸のご盤	1	310	
	角のみ盤	1	280	
	ダボ孔ボーリングマシン	1	470	
	手押かな盤	1	310	
	自動かな盤	1	370	
	4軸ほぞ取盤	1	390	
	エッジベルトサンダー	1	420	
	リップソー	1	360	
	4点式万能帯のご盤	1	350	
	高周波加熱装置	1	740	
	そで付昇降盤	1	470	
	高周波ルータ	1	630	
	カットボーリング面取機械	1	730	
	ストロークサンダー	1	480	
	プレス機	1	1,200	
	5軸制御NCルータ実験機	1	3,150	
	炭酸ガスレーザ彫刻システム	1	2,430	
	ワイドベルトサンダー	1	1,100	
	長円ほぞ取機	1	570	
自動長穴明機械	1	520		
コーナーロッキングマシン	1	520		
糸のご盤	1	290		
窯業機 械	電動ロクロ	1	120	
	真空土練機	1	150	
試験機 器	耐光性試験機	1	860	
	恒温恒湿環境試験機（大）	24	5,310	
	恒温恒湿環境試験機（小）	24	1,390	
	家具強度試験機	1	720	
	振動試験装置	1	4,350	

別表第2（第5条関係）

業務		1件の単位	手数料 (円)	備考
木材木質 材試験	強度試験	5試片（料）ま で	610	5試片（料）に満たないも のは、5試片（料）とみなす。
	含水率測定	1条件5試片 （料）まで	370	1条件5試片（料）に満た ないものは、1条件5試片

接着力試験		1条件5試片 (料)まで	610	(料)とみなす。
製品性能 試験	繰返し荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	1,760	1条件1試料4,000回に満 たないときは,1条件1試料
	繰返し衝撃荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	1,760	4,000回とみなす。
	静的強度試験	1条件1試料	830	
	衝撃試験	1条件1試料	830	
	耐久性試験	1条件1試料 12,500回ごと	3,680	1条件1試料12,500回に満 たないときは,1条件1試料 12,500回とみなす。
恒温恒湿処理試験(大)		1日	5,580	
恒温恒湿処理試験(小)		1日	1,670	
恒温水槽試験		1日	300	
塗料及び 塗膜試験	塗膜強度試験	1条件5試料ま で	270	1条件5試料に満たないも のは,1条件5試料とみなす。
	耐摩耗試験	1条件1試料 5,000回ごと	280	1条件1試料5,000回に満 たないときは,1条件1試料 5,000回とみなす。
振動試験		1条件	31,500	
その他の木工関連試験		1式	31,500円以内 で市長がその 都度定める。	
窯業試 験・調整	吸水試験	1試料	330	
	強度試験	1試料	530	
	乾燥試験	1試料	210	
	材料調整	1kg	680	1kgに満たないものは,1 kgとみなす。
試験分析成績証明書		1件又は1通	210	
その他の業務		31,500円以内で市長がその都 度定める。		

# 旭川市工芸センター条例施行規則（平成12年3月31日規則第82号）

改正 平成20年5月1日規則第44号  
平成26年3月26日規則第7号

平成25年3月28日規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市工芸センター条例（昭和30年旭川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第2条 旭川市工芸センター（以下「センター」という。）の開所時間及び休所日は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）開所時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（2）休所日 旭川市の休日定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工芸センター機械設備使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工芸センター機械設備使用承認書（様式第2号）を前項の申請書を提出した者に交付する。

（業務の依頼）

第4条 センターに試験分析その他の業務（以下「業務」という。）を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、旭川市工芸センター業務依頼申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼があったときは、依頼者に旭川市工芸センター業務依頼承認書（様式第4号）を交付する。

3 市長は、業務が完了したときは、依頼者に分析結果書又は試験分析成績証明書を交付する。

（使用料等の納入）

第5条 条例第5条第1項に規定する使用料は設備の使用後に、同条第2項に規定する手数料は業務の完了後に遅滞なく納入しなければならない。ただし、試験分析成績証明書に係る手数料は、前条第1項の申請書を提出したときに納入しなければならない。

（使用料等の減免）

第6条 条例第5条第3項の規定により使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）国、地方公共団体等が公務上使用し、又は業務を依頼するとき。

（2）その他市長が必要と認めるとき。

2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工芸センター使用料等減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料等の減額又は免除を承認したときは、旭川市工芸センター使用料等減免承認書（様式第6号）を前項の申請書を提出した者に交付する。

（運営委員会の組織）

第7条 条例第7条の規定による旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）は、委員11人で組織する。

（委員会の委員）

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）木工業又は窯業関係者 6人

（2）学識経験を有する者 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

第12条 削除

(職員)

第13条 センターに所長を置く。

2 センターに主幹、副所長、主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 副所長は、所長を補佐する。

4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 センターは、次の事務を分掌する。

(1) 木工芸及び窯業に係る技術の調査研究、相談、指導及び普及に関すること。

(2) 木工芸品及び窯業製品に係る設計、意匠、試作及び研究開発に関すること。

(3) 木工芸及び窯業に係る技術者の育成に関すること。

(4) 木工芸及び窯業に係る展示会、講習会等の開催に関すること。

(5) 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集及び提供に関すること。

(6) 施設設備の使用許可に関すること。

(7) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。

(8) その他センターに関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 旭川市工芸センター運営委員会設置規則(昭和44年旭川市規則第1号)

(2) 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例施行規則(昭和55年旭川市規則第14号)

附 則(平成20年5月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 旭川市工業技術センター条例（平成元年4月7日条例第17号）

改正	平成6年3月30日条例第11号	平成9年3月31日条例第26号
	平成10年7月2日条例第38号	平成11年9月20日条例第40号
	平成12年3月31日条例第64号	平成14年9月20日条例第44号
	平成17年12月15日条例第75号	平成22年3月25日条例第15号
	平成23年9月9日条例第34号	平成26年3月25日条例第25号

### （設置）

第1条 本市は、工業技術の向上を図り、もって、産業の振興発展に寄与するため、旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）を設置する。

### （位置）

第2条 センターの位置は、旭川市工業団地3条2丁目とする。

### （事業）

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1） 試験、検査及び測定
- （2） 技術開発及び共同研究
- （3） 技術指導及び新技術の導入促進
- （4） 講習会、研修会等の開催
- （5） 技術情報の収集及び提供
- （6） その他市長が必要と認める事業

### （使用の承認）

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しないことができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- （2） センターの管理運営上支障があるとき。
- （3） その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付すことができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない事由が生じた場合又は第4条第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- （1） 第2項各号の一に該当するに至ったとき。
- （2） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても市は、その責めを負わない。

### （使用料等）

第5条 センターを使用する者は、別表1に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験、検査等を依頼する者は、別表2に定める手数料を納入しなければならない。

3 使用料及び手数料は、前納しなければならない。

4 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、若しくは免除し、又は納期を別に定めることができる。

5 既に納入された使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- （1） 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不能となったとき。
- （2） その他市長が特別の事由があると認めたとき。

### （原状回復義務）

第6条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営等に関して市長の諮問に応ずるため、旭川市工業技術センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員12人をもって構成する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第26号)

1 この条例は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に承認された使用に係る使用料及び試験、検査等に係る手数料については、この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成10年7月2日条例第38号)

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示に定める日から施行する。

附 則 (平成11年9月20日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第64号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第44号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第75号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例(以下「改正後の条例」という。)別表1及び別表2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月25日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月9日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第25号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表1

(1) 部屋の使用料

時間区分 種別	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時
会議室	1,570円	2,100円	2,620円	5,250円
視聴覚室	3,670	4,200	4,720	9,450
実習試験室	3,150	3,670	4,200	8,400

備考

1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。

2 暖房料については、市長が別に定める。

## (2) 機器の使用料

機器名		1時間当たりの金額(円)
材料試験機器	万能材料試験機	3,330
	ショア硬さ試験機	420
	ロックウェル硬さ試験機	420
	ブリネル硬さ試験機	420
	微小硬さ計	470
	金属顕微鏡	490
	真空高温炉	940
	塩水噴霧試験機	520
	走査電子顕微鏡	2,490
	電気炉	630
	コンクリート圧縮試験機	1,610
	発光分析装置	3,450
	蛍光X線分析装置	2,740
	非破壊検査機器	超音波探傷機
磁気探傷機		410
X線探傷機		410
測定・計測機器	静ひずみ測定器	590
	動ひずみ測定器	740
	温度記録計	420
	デジタル表面温度計	390
	デジタル放射温度計	400
	つりあい試験機	1,310
	つりあい試験機(ポータブル)	590
	電磁膜厚計	410
	高周波膜厚計	400
	超音波厚さ計	420
	電子風速計	400
	ペーハーメーター	390
	粗さ測定器	680
	赤外線映像装置	990
	三次元測定機	1,660
	万能工具顕微鏡	1,210
	ハイトマチック	420
	デジタルマイクロスコープ	1,500
ミックスドシグナルオシロスコープ	630	
CAD	CADシステム	1,850
加工機器	レーザー加工機	3,780
	旋盤	840
	フライス盤	940
	平面研削盤	840
	シャリングマシン	840
	コーナーシャー	740
	プレスブレーキ	840
	アルゴン溶接機	570



プラズマ切断機	470
アーク溶接機	550
半自動アーク溶接機	520
ワイヤカット放電加工機	1,480
マシニングセンタ	1,260

(3) 備付物品の使用料

市長が別に定める備付物品を使用する場合の使用料は、規則で定める額とする。

別表 2

(1) 試験、検査等の手数料

項目		1件当たりの金額 (円)	備考
材料試験	引張試験	1,780	
	曲げ試験	1,780	
	せん断試験	1,780	
	圧縮試験	1,780	
	抗折試験	1,780	
	破壊試験	2,830	
	偏平試験	2,830	
	荷重試験	2,830	
	硬さ試験	510	
	微小硬さ試験	3,780	
	顕微鏡組織試験	6,250	
	マクロ組織試験	3,570	
	電子顕微鏡試験	6,510	
	発光分析試験	7,950	
測定・計測試験	寸法精度測定0.1mm以上	820	
	寸法精度測定0.01mm以上	1,420	
	寸法精度測定0.01mm未満	3,570	
	粗さ測定	2,200	
	膜厚試験	510	
	厚み測定	330	

(2) 交付手数料

項目	1通当たりの金額 (円)
成績書謄本	310

## 旭川市工業技術センター条例施行規則（平成元年4月7日規則第27号）

改正	平成元年11月17日規則第48号	平成5年6月21日規則第20号
	平成5年10月25日規則第39号	平成7年11月20日規則第51号
	平成9年9月30日規則第61号	平成12年3月31日規則第83号
	平成14年8月12日規則第51号	平成17年12月15日規則第67号
	平成20年4月14日規則第42号	平成22年3月26日規則第18号
	平成26年3月26日規則第7号	

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市工業技術センター条例（平成元年旭川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第2条 旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前8時45分から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に変更することがある。

2 センターの休所日は、旭川市の休日定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第3条 条例第4条第1項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工業技術センター使用承認書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）を申請者に交付する。

（使用の取消し等）

第4条 前条の規定により使用承認書の交付を受けた者が条例第4条第1項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市工業技術センター使用取消（変更）申請書（様式第3号）に使用承認書を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター使用取消（変更）承認書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

（依頼試験）

第5条 センターに試験を依頼する者は、旭川市工業技術センター依頼試験申請書（様式第5号）に試験品を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター依頼試験承認書（様式第6号。以下「依頼試験承認書」という。）の交付を受けなければならない。

2 市長は、試験が完了したときは、依頼者に成績書（様式第7号）を交付する。

3 成績書の謄本は、必要に応じ、これを交付する。

4 第1項の規定により提出された試験品は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第6条 条例第5条第4項の規定により使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等減免申請書（様式第8号）を市長に提出し、旭川市工業技術センター使用料等減免承認書（様式第9号）の交付を受けなければならない。

（使用料等の納入）

第7条 センターを使用する者は、使用承認書の交付を受けたときに使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験を依頼する者は、依頼試験承認書の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

3 センターに成績書の謄本の交付を依頼する者は、成績書の謄本の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

4 第4条の規定により使用の内容を変更した場合において、既に納入した使用料に不足が生じたときは、不足の使用料を納入しなければならない。

(使用料等の還付)

第8条 条例第5条第5項ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等還付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(暖房料及び備付物品の使用料)

第9条 条例別表1に基づき徴収するセンターの暖房料及び備付物品の使用料は、次の各号に定める額とする。

(1) 暖房料 条例別表1 (1) 部屋の使用料の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(2) 備付物品の使用料 別表に定める額

2 暖房料の徴収期間は、11月1日から翌年の4月30日までとする。

(き損等の届出)

第10条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、直ちにき損(滅失)届(様式第11号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用を承認されていない施設を使用しないこと。

(2) 使用後は、係員の点検を受けること。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。

(運営委員会の構成)

第12条 条例第7条の規定による旭川市工業技術センター運営委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 機械金属工業等関係者

(2) 学識経験者

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 委員会は、会長が招集する。

2 この規則に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第16条 削除

技術支援係

(職員)

第17条 センターに所長を置く。

2 センターに主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第18条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(所掌事務)

第19条 センターは、次の事務を分掌する。

- (1) 機械金属工業に係る生産加工技術の指導及び相談並びに製品開発支援に関すること。
- (2) 機械金属工業に係る技術者の育成指導並びに技術研修の企画及び実施に関すること。
- (3) 機械金属工業に係る先端技術の調査研究及び普及並びに技術情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。
- (5) 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること。
- (6) その他センターに関すること。

(事務代決)

第20条 センターの代決については、市長が別に定めるところによる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月17日規則第48号)

この規則は、平成元年11月18日から施行する。

附 則 (平成5年6月21日規則第20号抄)

1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月25日規則第39号)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月20日規則第51号)

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月30日規則第61号)

1 この規則は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に承認された使用に係る使用料については、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第83号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日規則第67号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る申請及び試験に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請及び試験、検査又は情報検索に係る申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年4月14日規則第42号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第18号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成26年3月26日規則第7号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表

品名	単位	使用料 (円)	構成
スライド映写機	1台	310	スライド映写機, スクリーン
投映機	1台	520	投映機, スクリーン
ビデオテレビ	1式	520	モニターテレビ, ビデオデッキ, ラック
ビデオプロジェクター	1式	520	ビデオデッキ, スクリーン, テーブル
コピー使用料	1枚	10	

備考

この表において「1回」とは、「9時から12時まで」、「13時から17時まで」又は「18時から21時まで」の間における使用をいう。

## 旭川市旭山動物園条例（昭和42年4月1日条例第21号）

改正	昭和46年4月1日条例第34号	昭和49年4月1日条例第21号
	昭和51年3月29日条例第31号	昭和55年4月1日条例第24号
	昭和58年3月31日条例第19号	平成元年4月7日条例第19号
	平成3年3月26日条例第12号	平成7年3月28日条例第17号
	平成9年3月31日条例第25号	平成13年3月26日条例第21号
	平成17年3月24日条例第18号	平成18年3月24日条例第24号
	平成20年3月24日条例第25号	平成23年3月24日条例第19号
	平成26年3月25日条例第26号	

（設置）

第1条 本市は、市民の動物に対する科学的教養を昂めるとともに、合せて市民の保健及び休養に資するため動物園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 動物園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 旭川市旭山動物園

位置 旭川市東旭川町倉沼

（入園料）

第3条 動物園の入園料は、別表のとおりとする。

2 入園料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（入園の拒否等）

第4条 市長は次の各号の一に該当する場合にはその者の入園を拒否し、又は退園させることができる。

（1）公益を害し又はそのおそれがあると認めたとき。

（2）動物園の管理上支障があると認めたとき。

（3）その他入園を不相当と認めたとき。

（入園料の減免）

第5条 市長は特に必要があると認めたときは、入園料を減額し、又は免除することができる。

（市長への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、動物園の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和42年6月規則第15号で、同42年7月1日から施行）

附 則（昭和46年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第21号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第31号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日条例第24号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月7日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月26日条例第12号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月28日条例第17号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第25号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成9年9月30日までの間は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表1の1中「420円」とあるのは「410円」と、「520円」とあるのは「500円」とする。

附 則（平成13年3月26日条例第21号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第18号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成17年7月22日までの間の入園料については、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表1の1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 入園料

区分	単位	金額	備考
個人	1回につき	580円	(1) 中学生以下の者は、無料とする。 (2) 「団体」とは、一団の入園者の数が30人以上のものをいう。
	1期間につき	1,000円	
団体	1人1回につき	480円	(3) 「1期間」とは、入園をした日からその日の属する年度の末日までをいう。

附 則（平成18年3月24日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第25号）

この条例は、平成20年4月26日から施行する。

附 則（平成23年3月24日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第26号）

- 1 この条例は、平成26年4月26日から施行する。ただし、別表の改正規定（1年の入園料に係る部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日前にこの条例による改正前の旭川市旭山動物園条例別表に規定する1年の入園料を徴収した場合における同日以後の入園料については、入園した日から起算して1年間（共通の場合にあつては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	単位		金額（円）	
			市民	市民以外
個人	1回につき		590	820
	1年につき	単独	1,020	
		共通	920	
	2日につき		820	
団体	1人1回につき		490	720

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者並びに市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び高等専門学校に在学している者（高等専門学校の場合は3学年までの者）で、規則で定めるところにより、これを証することができるものをいう。
- 2 「市民以外」とは、前項以外の者をいう。
- 3 「団体」とは、一団の入園者の数が25人以上のものをいう。
- 4 「1年」とは、入園した日から起算して1年間（共通の場合にあつては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）をいう。

- 5 「単独」とは、入園のみをすることができる場合をいう。
- 6 「共通」とは、入園のほか、旭川市科学館の常設展示室及びプラネタリウムを観覧することができる場合をいい、旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。
- 7 「2日」とは、入園した日（午後2時以降に入園する場合に限る。）及びその翌日（正午までに入園する場合に限る。）をいう。
- 8 前項の規定により入園した日の翌日に入園することができる者は、当該入園した日に市内に存する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づくホテル営業又は旅館営業の許可を受けた施設に宿泊した者で、規則で定めるところにより、これを証することができるものとする。
- 9 中学生以下の者は、無料とする。
- 10 市民及び市民以外の者で団体を構成する場合の入園料は、それぞれの区分に応じた額とする。



## 旭川市旭山動物園規則（昭和42年7月1日規則第16号）

改正	昭和42年7月29日規則第23号 昭和46年10月27日規則第65号 昭和50年4月1日規則第29号 昭和52年4月28日規則第22号 昭和54年4月28日規則第26号 昭和56年4月20日規則第23号 昭和57年3月31日規則第29号 昭和59年4月25日規則第17号 昭和62年4月28日規則第25号 平成元年4月28日規則第31号 平成9年4月23日規則第39号 平成13年3月30日規則第42号 平成17年4月26日規則第32号 平成19年4月23日規則第35号 平成23年3月25日規則第4号 平成26年1月27日規則第1号	昭和45年4月27日規則第16号 昭和49年4月20日規則第20号 昭和51年4月28日規則第28号 昭和53年4月28日規則第20号 昭和55年4月26日規則第23号 昭和56年8月1日規則第35号 昭和58年4月28日規則第24号 昭和60年4月27日規則第12号 昭和63年4月28日規則第14号 平成6年4月26日規則第22号 平成11年4月22日規則第36号 平成14年10月29日規則第62号 平成18年3月28日規則第21号 平成20年3月27日規則第16号 平成25年3月28日規則第10号 平成26年4月25日規則第29号
----	--	---

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市旭山動物園条例（昭和42年旭川市条例第21号。以下「条例」という。）の施行その他動物園の管理について必要な事項を定めるものとする。

（開園期間及び開園時間）

第2条 動物園の開園期間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これらを変更することがある。

開園期間	開園時間
4月1日から4月7日（4月8日又は9日が日曜日に当たる場合は、その日）まで及び11月11日から翌年の3月31日まで（12月30日から翌年の1月1日までを除く。）	午前10時30分から午後3時30分まで
4月29日（4月26日、27日又は28日が土曜日に当たる場合は、その日）から10月15日まで	午前9時30分から午後5時15分まで
10月16日から11月3日まで	午前9時30分から午後4時30分まで

（パスポート）

第3条 市長は、条例別表に規定する1年の単独の入園料を徴収したときは当該入園料を納入した者に動物園パスポートを、1年の共通の入園料及び旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）別表第1に規定する1年の共通の観覧料を徴収したときは当該入園料及び観覧料を納入した者に動物園・科学館共通パスポート（以下「共通パスポート」という。）を交付する。

2 前項の規定により動物園パスポートの交付を受けた者及び同項又は旭川市科学館条例施行規則（平成17年旭川市教育委員会規則第5号）の規定により共通パスポートの交付を受けた者（以下「パスポート入園者」という。）が入園しようとするときは、動物園パスポート又は共通パスポート（以下「パスポート」という。）を提示するものとする。

3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第1項の規定による動物園パスポートの交付又は同項若しくは旭川市科学館条例施行規則の規定による共通パスポートの交付を受けていないものとみなす。

4 パスポート入園者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 パスポートは、再発行しない。

（1泊2日券）

第3条の2 市長は、条例別表に規定する2日の入園料を徴収したときは、当該入園料を納入した者に

- 1 泊2日券を交付する。
- 2 前項の規定により1泊2日券の交付を受けた者（以下「1泊2日券入園者」という。）が入園しようとするときは、1泊2日券を提示するものとする。
- 3 前項の規定による1泊2日券の提示がないときは、第1項の規定による1泊2日券の交付を受けていないものとみなす。
- 4 1泊2日券入園者は、1泊2日券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 1泊2日券は、再発行しない。

（証明の方法）

第4条 条例別表に規定する市民であることの証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示することにより行うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有する者 運転免許証、被保険者証、旅券その他の官公署が発行した書類又はこれらに準ずる書類として市長が別に認めるものであつて、氏名及び住所が記載されたもの
  - (2) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び高等専門学校に在学している者（高等専門学校の場合は3学年までの者） 生徒手帳、学生証その他在学していることを証するものとして市長が別に認めるもの
- 2 条例別表備考第8項に規定する施設に宿泊した者であることの証明は、宿泊先が記載された1泊2日券の提示その他市長が別に定める方法により行うものとする。

（入園料の減免）

第4条の2 条例第5条に規定する入園料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内に居住する70歳以上の者が入園するとき。 免除
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。 減額又は免除

（立入等の制限禁止）

第5条 市長は、動物園の管理上必要と認めたときは、動物園施設の全部又は一部の立ち入り若しくは使用を制限し、又は禁止することがある。

（入園の拒否等）

第6条 条例第4条の規定による入園を拒否し、又は退園を命ずる場合は、次の者に対し行なうものとする。

- (1) 保護者のつかない未就学幼児
- (2) 泥酔者
- (3) 他に害を及ぼすと認められる病人
- (4) 喧騒にわたり、若しくは公序良俗をみだして他に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる者
- (5) 動物を引きつれ、又は他に迷惑危害を及ぼす恐れのある危険物等を携帯している者
- (6) 棒、石その他のもので動物に危害を加え、又はその恐れのある者
- (7) その他動物園の管理上支障があると認められる者

（弁償）

第7条 市長は、故意又は過失によつて、動物園の施設（動物を含む。）に損傷を与えた者に対し、それを弁償させることがある。

- 2 前項の弁償の額は、その施設の内容及び損傷の度合いなどによつて、市長がそのつど決定する。

（売店及び広告）

第8条 動物園内の売店の経営又は動物園内に広告を掲示するものは、市長の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認の基準及び取扱いの要領については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月29日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月27日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

附 則（昭和49年4月20日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第29号）

この規則は、昭和50年4月27日から施行する。

附 則（昭和51年4月28日規則第28号）

この規則は、昭和51年4月29日から施行する。

附 則（昭和52年4月28日規則第22号）

この規則は、昭和52年4月29日から施行する。

附 則（昭和53年4月28日規則第20号）

この規則は、昭和53年4月29日から施行する。

附 則（昭和54年4月28日規則第26号）

この規則は、昭和54年4月29日から施行する。

附 則（昭和55年4月26日規則第23号）

この規則は、昭和55年4月27日から施行する。

附 則（昭和56年4月20日規則第23号）

この規則は、昭和56年4月29日から施行する。

附 則（昭和56年8月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日規則第29号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月28日規則第24号）

この規則は、昭和58年4月29日から施行する。ただし、別表の改正規定中ジェットスクリーコースターに係る部分は、昭和58年7月3日から施行する。

附 則（昭和59年4月25日規則第17号）

この規則は、昭和59年4月29日から施行する。

附 則（昭和60年4月27日規則第12号）

この規則は、昭和60年4月28日から施行する。

附 則（昭和62年4月28日規則第25号）

この規則は、昭和62年4月29日から施行する。

附 則（昭和63年4月28日規則第14号）

この規則は、昭和63年4月29日から施行する。

附 則（平成元年4月28日規則第31号）

この規則は、平成元年4月29日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第22号）

この規則は、平成6年4月29日から施行する。

附 則（平成9年4月23日規則第39号）

この規則は、平成9年4月27日から施行する。

附 則（平成11年4月22日規則第36号）

この規則は、平成11年4月29日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第42号）

この規則は、平成13年4月29日から施行する。

附 則（平成14年10月29日規則第62号）

この規則は、平成14年11月2日から施行する。

附 則（平成17年4月26日規則第32号）

1 この規則は、平成17年4月29日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項から第3項までの改正規定は、同年7月23日から施行する。

2 施行日から平成17年7月22日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「条例別表1の1」とあるのは、「旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例（平成17年旭川市条例第

18号) 附則第2項の表」とする。

附 則 (平成18年3月28日規則第21号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月23日規則第35号)

この規則は、平成19年4月28日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日規則第16号)

この規則は、平成20年4月26日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日規則第4号)

この規則は、平成23年4月29日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日規則第10号)

この規則は、平成25年4月27日から施行する。

附 則 (平成26年1月27日規則第1号)

この規則は、平成26年4月26日から施行する。

附 則 (平成26年4月25日規則第29号)

この規則は、平成26年4月26日から施行する。

## VII 附属機関



# 1 旭川市中小企業審議会

(1) 設置根拠 旭川市中小企業等振興条例（平成 23 年 7 月 1 日条例第 29 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 経済総務課経済企画係

(4) 委員名簿

（任期 平成 24 年 8 月 29 日～平成 26 年 8 月 28 日）

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考
産 業 界	商工団体	新 谷 龍一郎	旭川商工会議所会頭	会長
		中 村 彰 利	あさひかわ商工会会長	副会長
	工 業	高 松 葉 子	旭川情報産業事業協同組合理事	
	商 業	宮 口 幸 治	旭川市商店街振興組合連合会理事長	
	観 光	遠 藤 國 雄	旭川観光コンベンション協会 専務理事	
技能・労働		高 橋 紀 博	連合北海道旭川地区連合会会長	
支援機関等		江 口 尚 文	旭川大学教授	
		桶 利 光	旭川信用金庫常勤理事・本店長	
		平 田 庄 吾	旭川高等技術専門学院学院長	
公募委員		前 田 あやの		
		西 嶋 美代子		
		山 田 和 慶		

## 2 旭川市工芸センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工芸センター条例（昭和30年4月1日条例第25号）

(2) 構成 委員定数 11人（委員長1人，副委員長1人）

(3) 庶務所管 旭川市工芸センター

(4) 委員名簿

（任期 平成25年12月1日～平成27年11月30日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
業界代表	笠折利夫	旭川家具工業協同組合副理事長	委員長
	佐藤信	旭川家具工業協同組合理事	
	高木均	旭川建具事業協同組合専務理事	
	野村幸生	旭川地方木材協会会長	
	高橋秀寿	旭川クラフト普及協会副会長	
	田所義人	旭川陶芸協会副会長	
学識経験者	由田茂一	(地独)北海道立総合研究機構森林研究本部 林産試験場研究主幹	
	廣田誠一	(地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所研究主幹	
	中尾紀行	東海大学国際文化学部教授	副委員長
	芝木美沙子	北海道教育大学旭川校教授	
	渋谷あずさ	北海道インテリアコーディネーター協会幹事	



### 3 旭川市工業技術センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工業技術センター条例（平成元年 4 月 7 日条例第 17 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 旭川市工業技術センター

(4) 委員名簿

（任期 平成 25 年 8 月 2 日～平成 27 年 8 月 1 日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
機械金属工業等関係者	佐々木 通彦	旭川機械金属工業振興会会長	
	平尾 満泰	旭川総合鉄工団地協同組合副理事長	
	媚山 正人	旭川鐵工組合組合長	会長
	松田 誠一	旭川溶接協会会長	
	長谷川 敦彦	(一社)北海道機械工業会旭川支部支部長	
	宮崎 孝次	旭川工業団地協同組合理事長	
	佐藤 英春	旭川鉄工青年会前会長	
学識経験者	須藤 学	旭川商工会議所事務局長	
	岡田 昌樹	(独)国立高等専門学校機構 旭川工業高等専門学校教授	副会長
	岡本 義則	北海道旭川工業高等学校校長	
	河田 恵一	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 旭川職業能力開発促進センター所長	
	齊藤 裕美	(一社)北海道建築士会旭川支部 女性委員会副委員長	



## VIII 統計資料



# 1 産業別就業者数

(単位：人・%)

区 分	平成2年		平成7年		平成12年	
	1990年	構成比	1995年	構成比	2000年	構成比
総 数	169,541	100.00	176,299	100.00	172,038	100.00
第1次産業	7,302	4.31	6,153	3.49	5,211	3.03
農業	6,711	3.96	5,698	3.23	4,895	2.85
林業	583	0.34	447	0.25	308	0.18
漁業	8	0.00	8	0.00	8	0.00
第2次産業	40,934	24.14	44,330	25.14	40,521	23.55
鉱業	133	0.08	120	0.07	99	0.06
建設業	20,286	11.97	23,153	13.13	23,254	13.52
製造業	20,515	12.10	21,057	11.94	17,168	9.98
第3次産業	120,931	71.33	125,087	70.95	124,188	72.19
電気・ガス・水道業	901	0.53	984	0.56	969	0.56
運輸・通信業	12,091	7.13	12,142	6.89	11,664	6.78
卸売・小売業、飲食店	47,055	27.75	46,643	26.46	44,845	26.07
金融・保険業	6,684	3.94	6,134	3.48	5,174	3.01
不動産業	1,542	0.91	1,443	0.82	1,536	0.89
サービス業	43,693	25.77	48,784	27.67	51,188	29.75
公務	8,965	5.29	8,957	5.08	8,812	5.12
分類不能の産業	374	0.22	729	0.41	2,188	1.23

区 分	平成17年		区 分	平成22年	
	2005年	構成比		2010年	構成比
総 数	162,138	100.00	総 数	154,253	100.00
第1次産業	4,730	2.92	第1次産業	4,155	2.70
農業	4,543	2.80	農業	3,991	2.59
林業	180	0.11	林業	157	0.10
漁業	7	0.01	漁業	7	0.01
第2次産業	31,714	19.56	第2次産業	26,209	16.99
鉱業	48	0.03	鉱業	31	0.02
建設業	18,354	11.32	建設業	14,497	9.40
製造業	13,312	8.21	製造業	11,681	7.57
第3次産業	123,307	76.05	第3次産業	117,667	76.28
電気・ガス・熱供給・水道業	776	0.48	電気・ガス・熱供給・水道業	742	0.48
情報通信業	2,194	1.35	情報通信業	1,509	0.98
運輸業	8,892	5.48	運輸業	8,933	5.79
卸売・小売業	34,061	21.01	卸売・小売業	29,590	19.19
金融・保険業	4,209	2.60	金融・保険業	3,692	2.39
不動産業	1,905	1.17	不動産業	2,577	1.67
飲食店、宿泊業	8,948	5.52	学術研究	3,839	2.49
医療、福祉	20,348	12.55	飲食店、宿泊業	9,616	6.23
教育、学習支援業	7,252	4.47	生活関連サービス業	6,641	4.31
複合サービス事業	1,779	1.10	教育、学習支援業	7,067	4.58
サービス業	24,550	15.14	医療、福祉	23,708	15.37
公務	8,393	5.18	複合サービス事業	1,055	0.68
分類不能の産業	2,387	1.47	サービス業	10,208	6.62
			公務	8,490	5.50
			分類不能の産業	6,222	4.03

(資料：国勢調査)

※日本標準産業分類改訂に伴い、平成17年、平成22年の産業分類に変更が生じている。

## 2 事業所統計

### (1) 事業所数・従業者数の推移

(単位：事業所・%)

区 分	事 業 所 数		従 業 者 数	
	総 数	前回比	総 数	前回比
平成3(1991)年	18,976	95.71	171,690	106.15
第1次産業	51	106.25	906	86.45
第2次産業	2,800	102.38	39,182	104.16
第3次産業	16,125	94.61	131,602	106.93
平成8(1996)年	18,906	99.63	180,412	105.08
第1次産業	55	107.84	812	89.62
第2次産業	3,001	107.18	42,404	108.22
第3次産業	15,850	98.29	137,196	104.25
平成11(1999)年 ※簡易調査	17,333	91.68	150,118	83.21
第1次産業	42	76.36	700	86.21
第2次産業	2,799	93.27	36,291	85.58
第3次産業	14,492	91.43	113,127	82.46
平成13(2001)年	17,431	100.57	171,461	114.22
第1次産業	48	114.29	721	103.00
第2次産業	2,745	98.07	35,253	97.14
第3次産業	14,638	101.01	135,487	119.77
平成16(2004)年 ※簡易調査	15,555	89.24	137,724	80.32
第1次産業	37	77.08	395	54.79
第2次産業	2,441	88.93	29,685	84.21
第3次産業	13,077	89.34	107,644	79.45
平成18(2006)年	15,774	101.41	154,677	112.31
第1次産業	51	137.84	540	136.71
第2次産業	2,307	94.51	26,394	88.91
第3次産業	13,416	102.59	127,743	118.67

※事業所・企業統計調査による。(平成11年、平成16年は簡易調査で、民営のみを対象。)

平成21(2009)年	15,677	99.39	148,008	95.69
第1次産業	64	125.49	752	139.26
第2次産業	2,382	103.25	24,612	93.25
第3次産業	13,231	98.62	122,644	96.01
平成24(2012)年	14,892	94.99	138,204	93.38
第1次産業	52	81.25	659	87.63
第2次産業	2,250	94.46	22,366	90.87
第3次産業	12,590	95.16	115,179	93.91

※平成21年は経済センサス-基礎調査による。(平成24年との比較のため、民営のみ抽出。)

※平成24年は経済センサス-活動調査で、民営のみを対象。

## (2) 中小・小規模事業所（民営）

【 中小事業所 】

（単位：事業所・人・％）

区 分	総 数		中 小 事 業 所			
	事業所数	従業者数	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A～R 全産業（S 公務を除く）	14,892	138,204	14,719	98.84	113,405	82.06
A～B 農 林 漁 業	52	659	52	100.00	659	100.00
C 鉱業，採石業，砂利採取業	2	5	2	100.00	5	100.00
D 建 設 業	1,457	11,557	1,455	99.86	11,557	100.00
E 製 造 業	791	10,804	788	99.62	9,687	89.66
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10	541	10	100.00	541	100.00
G 情 報 通 信 業	110	1,262	109	99.09	1,262	100.00
H 運 輸 業 ， 郵 便 業	386	8,936	381	98.70	7,783	87.10
I 卸 売 ・ 小 売 業	3,797	33,721	3,708	97.66	25,014	74.18
50～55 卸売業	1,098	9,283	1,087	99.00	8,808	94.88
56～61 小売業	2,699	24,438	2,621	97.11	16,206	66.31
J 金 融 ・ 保 険 業	361	3,912	360	99.72	3,912	100.00
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	1,278	3,504	1,274	99.69	3,504	100.00
L 学術研究，専門・技術サービス業	509	2,956	508	99.80	2,956	100.00
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,197	13,475	2,181	99.27	11,814	87.67
75 宿泊業	128	1,659	125	97.66	1,047	63.11
76～77 飲食店	2,069	11,816	2,056	99.37	10,767	91.12
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,434	6,576	1,427	99.51	6,279	95.48
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業	308	4,444	306	99.35	2,690	60.53
P 医 療 ， 福 祉	1,219	22,338	1,210	99.26	18,042	80.77
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	81	756	80	98.77	641	84.79
R サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの）	900	12,758	868	96.44	7,059	55.33

※平成24年経済センサス-活動調査による。

※中小事業所 = 従業者数300人未満（卸売業・サービス業は100人未満，小売業・飲食業は50人未満）

※出向・派遣のみの事業所については，総数の事業所数に含まれているが，中小事業所の事業所数では集計外となる。

【 小規模事業所 】

(単位：事業所・人・%)

区 分	総 数		小 規 模 事 業 所			
	事業所数	従業者数	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A～R 全産業（S 公務を除く）	14,892	138,204	10,743	72.14	37,902	27.42
A～B 農 林 漁 業	52	659	40	76.92	239	36.27
C 鉱業，採石業，砂利採取業	2	5	2	100.00	5	100.00
D 建 設 業	1,457	11,557	1,332	91.42	7,123	61.63
E 製 造 業	791	10,804	663	83.82	3,750	34.71
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10	541	5	50.00	64	11.83
G 情 報 通 信 業	110	1,262	98	89.09	519	41.13
H 運 輸 業 ， 郵 便 業	386	8,936	280	72.54	1,530	17.12
I 卸 売 ・ 小 売 業	3,797	33,721	2,074	54.62	4,952	14.69
50～55 卸売業	1,098	9,283	547	49.82	1,388	14.95
56～61 小売業	2,699	24,438	1,527	56.58	3,564	14.58
J 金 融 ・ 保 険 業	361	3,912	309	85.60	1,870	47.80
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	1,278	3,504	1,262	98.75	3,093	88.27
L 学術研究，専門・技術サービス業	509	2,956	320	62.87	723	24.46
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,197	13,475	1,396	63.54	3,073	22.81
75 宿泊業	128	1,659	71	55.47	161	9.70
76～77 飲食店	2,069	11,816	1,325	64.04	2,912	24.64
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,434	6,576	1,165	81.24	2,147	32.65
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業	308	4,444	280	90.91	1,201	27.03
P 医 療 ， 福 祉	1,219	22,338	969	79.49	6,442	28.84
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	81	756	24	29.63	64	8.47
R サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの）	900	12,758	524	58.22	1,107	8.68

※平成24年経済センサス-活動調査による。

※小規模事業所 = 従業者数20人未満（卸売業・小売業・飲食業・サービス業は5人未満）

※出向・派遣のみの事業所については，総数の事業所数に含まれているが，小規模事業所の事業所数では集計外となる。



### (3) 産業分類別事業所数，従業者数（民営）

【 事業所数 】

（単位：事業所・％）

区 分	平成24年				
	2012年	構成比	シェア	全道	構成比
総 数	14,892	100.00	6.43	231,549	100.00
第1次産業	52	0.35	1.27	4,103	1.77
農林漁業	52	0.35	1.27	4,103	1.77
第2次産業	2,250	15.11	6.45	34,863	15.06
鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.01	0.89	225	0.10
建設業	1,457	9.78	6.32	23,038	9.95
製造業	791	5.31	6.82	11,600	5.01
第3次産業	12,590	84.54	6.54	192,583	83.17
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.07	3.75	267	0.12
情報通信業	110	0.74	4.46	2,469	1.07
運輸業，郵便業	386	2.59	5.67	6,811	2.94
卸売業，小売業	3,797	25.50	6.63	57,265	24.73
金融業，保険業	361	2.42	7.87	4,588	1.98
不動産業，物品賃貸業	1,278	8.58	7.00	18,260	7.89
学術研究，専門・技術サービス業	509	3.42	6.13	8,305	3.59
宿泊業，飲食サービス業	2,197	14.75	6.49	33,841	14.62
生活関連サービス業，娯楽業	1,434	9.63	6.78	21,147	9.13
教育，学習支援業	308	2.07	5.49	5,615	2.42
医療，福祉	1,219	8.19	7.90	15,432	6.66
複合サービス事業	81	0.54	4.36	1,859	0.80
サービス業（他に分類されないもの）	900	6.04	5.38	16,724	7.22

【 従業者数 】

（単位：人・％）

区 分	平成24年				
	2012年	構成比	シェア	全道	構成比
総 数	138,204	100.00	6.40	2,159,641	100.00
第1次産業	659	0.48	1.57	41,851	1.94
農林漁業	659	0.48	1.57	41,851	1.94
第2次産業	22,366	16.18	5.70	392,106	18.16
鉱業，採石業，砂利採取業	5	0.00	0.22	2,325	0.11
建設業	11,557	8.36	6.10	189,508	8.77
製造業	10,804	7.82	5.39	200,273	9.27
第3次産業	115,179	83.34	6.67	1,725,684	79.91
電気・ガス・熱供給・水道業	541	0.39	6.32	8,565	0.40
情報通信業	1,262	0.91	3.09	40,904	1.89
運輸業，郵便業	8,936	6.47	6.11	146,155	6.77
卸売業，小売業	33,721	24.40	7.10	475,044	22.00
金融業，保険業	3,912	2.83	6.62	59,055	2.73
不動産業，物品賃貸業	3,504	2.54	5.81	60,326	2.79
学術研究，専門・技術サービス業	2,956	2.14	5.64	52,413	2.43
宿泊業，飲食サービス業	13,475	9.75	6.14	219,339	10.16
生活関連サービス業，娯楽業	6,576	4.76	6.22	105,733	4.90
教育，学習支援業	4,444	3.22	7.70	57,700	2.67
医療，福祉	22,338	16.16	8.08	276,348	12.80
複合サービス事業	756	0.55	3.41	22,191	1.03
サービス業（他に分類されないもの）	12,758	9.23	6.32	201,911	9.35

※平成24年経済センサス-活動調査による。

※統計処理上，四捨五入により，個々の構成比の和が100.00%にならないことがある。

#### (4) 道内主要都市比較

##### 【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成18年		
(2006)	シェア	都市名
74,191	29.45	札幌
<b>15,774</b>	<b>6.26</b>	<b>旭川</b>
15,162	6.02	函館
9,732	3.86	釧路
9,022	3.58	帯広
8,492	3.37	苫小牧
6,789	2.70	小樽
6,107	2.42	北見
5,248	2.08	室蘭
251,883	100.00	全道計

平成21年			平成24年		
(2009)	シェア	都市名	(2012)	シェア	都市名
79,415	32.05	札幌	74,335	32.10	札幌
<b>15,677</b>	<b>6.33</b>	<b>旭川</b>	<b>14,892</b>	<b>6.43</b>	<b>旭川</b>
14,851	5.99	函館	13,509	5.83	函館
9,318	3.76	釧路	8,542	3.69	帯広
9,106	3.68	帯広	8,517	3.68	釧路
7,991	3.23	苫小牧	7,459	3.22	苫小牧
6,597	2.66	小樽	5,940	2.57	小樽
5,956	2.40	北見	5,678	2.45	北見
4,888	1.97	室蘭	4,494	1.94	室蘭
247,760	100.00	全道計	231,549	100.00	全道計

##### 【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成18年		
(2006)	シェア	都市名
840,151	34.79	札幌
<b>154,677</b>	<b>6.40</b>	<b>旭川</b>
131,904	5.46	函館
86,052	3.56	苫小牧
84,024	3.48	釧路
82,552	3.42	帯広
59,903	2.48	小樽
55,850	2.31	北見
50,809	2.10	室蘭
2,414,969	100.00	全道計

平成21年			平成24年		
(2009)	シェア	都市名	(2012)	シェア	都市名
871,524	38.14	札幌	831,700	38.51	札幌
<b>148,008</b>	<b>6.48</b>	<b>旭川</b>	<b>138,204</b>	<b>6.40</b>	<b>旭川</b>
120,141	5.26	函館	109,928	5.09	函館
81,938	3.59	苫小牧	77,452	3.59	苫小牧
79,922	3.50	帯広	77,362	3.58	帯広
78,045	3.42	釧路	71,190	3.30	釧路
55,262	2.42	小樽	52,355	2.42	小樽
52,865	2.31	北見	51,871	2.40	北見
47,038	2.06	室蘭	44,129	2.04	室蘭
2,285,139	100.00	全道計	2,159,641	100.00	全道計

※平成18年は事業所・企業統計調査による。

※平成21年は経済センサス-基礎調査による。(平成24年との比較のため、民営のみ抽出。)

※平成24年は経済センサス-活動調査で、民営のみを対象。

### 3 商業統計

#### (1) 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	総数 (事業所)	前回比	総数 (人)	前回比	総数 (百万円)	前回比
平成6年 (1994)	5,423	97.2%	40,915	103.6%	1,649,207	94.6%
卸売業	1,533	97.0%	15,903	96.0%	1,156,398	91.3%
小売業	3,890	97.3%	25,012	109.1%	492,809	103.4%
平成9年 (1997)	5,083	93.7%	39,281	96.0%	1,706,555	103.5%
卸売業	1,483	96.7%	15,163	95.3%	1,196,400	103.5%
小売業	3,600	92.5%	24,118	96.4%	510,155	103.5%
平成11年 (1999)	4,928	97.0%	39,451	100.4%	1,565,472	91.7%
卸売業	1,460	98.4%	13,967	92.1%	1,071,723	89.6%
小売業	3,468	96.3%	25,484	105.7%	493,749	96.8%
平成14年 (2002)	4,398	89.2%	36,990	93.8%	1,389,767	88.8%
卸売業	1,235	84.6%	12,315	88.2%	949,280	88.6%
小売業	3,163	91.2%	24,675	96.8%	440,487	89.2%
平成16年 (2004)	4,223	96.0%	36,122	97.7%	1,357,610	97.7%
卸売業	1,206	97.7%	11,469	93.1%	934,115	98.4%
小売業	3,017	95.4%	24,653	99.9%	423,495	96.1%
平成19年 (2007)	3,829	90.7%	33,234	92.0%	1,260,629	92.9%
卸売業	1,102	91.4%	10,338	90.1%	856,633	91.7%
小売業	2,727	90.4%	22,896	92.9%	403,997	95.4%

資料：商業統計調査

平成21年 (2009)	4,094	-	35,849	-	-	-
卸売業	1,219	-	10,694	-	-	-
小売業	2,875	-	25,155	-	-	-
平成24年 (2012)	2,810	68.6%	24,705	68.9%	866,008	-
卸売業	832	68.3%	7,182	67.2%	532,532	-
小売業	1,978	68.8%	17,523	69.7%	333,475	-

資料：経済センサス

## (2) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

区 分	平成 1 6 年		平成 1 9 年	
	(2004)	構成比	(2007)	構成比
総数	4,223	( 100.0)	3,829	( 100.0)
卸売業計	1,206	100.0	1,102	100.0
各種商品	4	0.3	3	0.3
繊維・衣服等	74	6.1	57	5.2
飲食料品	267	22.1	243	22.1
建築材料，鉱物・金属材料等	265	22.0	252	22.9
機械器具	332	27.5	299	27.1
その他	264	21.9	248	22.5
小売業計	3,017	100.0	2,727	100.0
各種商品	17	0.6	15	0.6
織物・衣服・身の回り品	505	16.7	459	16.8
飲食料品	913	30.3	752	27.6
自動車・自転車	249	8.3	239	8.8
家具・じゅう器・機械器具	255	8.5	235	8.6
機械器具	-	-	-	-
その他	1,078	35.7	1,027	37.7
無店舗	-	-	-	-

資料：商業統計調査

(単位：事業所・%)

(2009)	平成21年				(2012)	平成24年				
	構成比	シェア	全道	構成比		構成比	シェア	全道	構成比	
4,094	(100.0)	6.5	63,287	(100.0)	2,810	(100.0)	6.6	42,813	(100.0)	
	(29.8)			(26.4)		(29.6)			(25.8)	
1,219	100.0	7.3	16,720	100.0	832	100.0	7.5	11,054	100.0	
0	0.0	0.0	15	0.1	5	0.6	6.7	75	0.7	
64	5.3	10.3	619	3.7	46	5.5	10.7	428	3.9	
235	19.3	6.4	3,683	22.0	174	20.9	7.0	2,471	22.4	
278	22.8	7.4	3,767	22.5	190	22.8	7.2	2,653	24.0	
353	29.0	7.4	4,789	28.6	203	24.4	7.1	2,879	26.0	
289	23.7	7.5	3,847	23.0	214	25.7	8.4	2,548	23.1	
	(70.2)			(73.6)		(70.4)			(74.2)	
2,875	100.0	6.2	46,567	100.0	1,978	100.0	6.2	31,759	100.0	
11	0.4	6.4	171	0.4	6	0.3	6.4	94	0.3	
423	14.7	7.3	5,788	12.4	288	14.6	7.1	4,081	12.8	
809	28.1	5.4	14,913	32.0	499	25.2	5.2	9,563	30.1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
458	15.9	7.2	6,355	13.6	307	15.5	7.5	4,075	12.8	
1,132	39.4	6.0	18,845	40.5	778	39.3	6.1	12,690	40.0	
42	1.5	8.5	495	1.1	100	5.1	8.0	1,256	4.0	

資料：経済センサス

## (3) 産業分類別の推移

【 従業者数 】

(単位：人・%)

区 分	平成16年		平成19年	
	(2004)	構成比	(2007)	構成比
総数	36,122	( 100.0)	33,234	( 100.0)
卸売業計		(31.8)		(31.1)
卸売業計	11,469	100.0	10,338	100.0
各種商品	27	0.2	15	0.1
繊維・衣服等	596	5.2	513	5.0
飲食料品	3,587	31.3	3,217	31.1
建築材料、鉱物・金属材料等	2,244	19.6	2,112	20.4
機械器具	2,694	23.5	2,486	24.0
その他	2,321	20.2	1,995	19.3
小売業計		(68.2)		(68.9)
小売業計	24,653	100.0	22,896	100.0
各種商品	1,915	7.8	1,905	8.3
織物・衣服・身の回り品	2,403	9.7	1,978	8.6
飲食料品	9,049	36.7	8,055	35.2
自動車・自転車	1,736	7.0	1,861	8.1
家具・じゅう器・機械器具	1,194	4.8	1,173	5.1
機械器具	-	-	-	-
その他	8,356	33.9	7,924	34.6
無店舗	-	-	-	-

資料：商業統計調査

(単位：人・%)

平成21年					平成24年				
(2009)	構成比	シェア	全道	構成比	(2012)	構成比	シェア	全道	構成比
35,849	( 100.0)	6.9	522,403	( 100.0)	24,705	( 100.0)	7.2	343,808	( 100.0)
	(29.8)			(28.2)		(29.1)			(27.6)
10,694	100.0	7.3	147,305	100.0	7,182	100.0	7.6	94,805	100.0
0	0.0	0.0	156	0.1	39	0.5	6.2	630	0.7
466	4.4	8.3	5,608	3.8	425	5.9	11.7	3,618	3.8
3,035	28.4	7.4	40,982	27.8	2,147	29.9	7.6	28,373	29.9
2,053	19.2	7.0	29,247	19.9	1,306	18.2	7.0	18,785	19.8
2,800	26.2	7.3	38,462	26.1	1,651	23.0	7.4	22,428	23.7
2,340	21.9	7.1	32,850	22.3	1,614	22.5	7.7	20,971	22.1
	(70.2)			(71.8)		(70.9)			(72.4)
25,155	100.0	6.7	375,098	100.0	17,523	100.0	7.0	249,003	100.0
1,921	7.6	6.8	28,420	7.6	1,538	8.8	9.5	16,175	6.5
2,082	8.3	8.2	25,471	6.8	1,388	7.9	7.8	17,796	7.1
8,752	34.8	6.2	140,131	37.4	5,889	33.6	6.4	92,646	37.2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,157	12.6	7.5	42,194	11.2	2,095	12.0	7.5	27,885	11.2
8,970	35.7	6.6	135,831	36.2	6,079	34.7	6.9	87,616	35.2
273	1.1	8.9	3,051	0.8	534	3.0	7.8	6,885	2.8

資料：経済センサス

## (4) 産業分類別の推移

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

区 分	平成 1 6 年		平成 1 9 年	
	(2004)	構成比	(2007)	構成比
総数	1,357,610	( 100.0)	1,260,629	( 100.0)
卸売業計		(68.8)		(68.0)
各種商品	934,115	100.0	856,633	100.0
各種商品	1,268	0.1	661	0.1
繊維・衣服等	20,617	2.2	13,388	1.6
飲食料品	457,743	49.0	431,320	50.4
建築材料、鉱物・金属材料等	172,898	18.5	161,640	18.9
機械器具	141,467	15.1	128,894	15.0
その他	140,122	15.0	120,730	14.1
小売業計		(31.2)		(32.0)
各種商品	423,495	100.0	403,997	100.0
各種商品	49,112	11.6	46,649	11.5
織物・衣服・身の回り品	32,540	7.7	26,247	6.5
飲食料品	131,115	31.0	117,357	29.0
自動車・自転車	51,005	12.0	49,777	12.3
家具・じゅう器・機械器具	28,024	6.6	29,706	7.4
機械器具	-	-	-	-
その他	131,699	31.1	134,261	33.2
無店舗	-	-	-	-

資料：商業統計調査



(単位：百万円・%)

平成24年				
(2012)	構成比	シェア	全道	構成比
866,008	( 100.0)	5.8	14,890,903	( 100.0)
	(61.5)			(66.8)
532,532	100.0	5.4	9,950,754	100.0
883	0.2	0.5	168,585	1.7
10,831	2.0	11.0	98,802	1.0
186,620	35.0	5.0	3,715,166	37.3
116,183	21.8	4.4	2,616,236	26.3
86,490	16.2	5.7	1,517,894	15.3
131,526	24.7	7.2	1,834,070	18.4
	(38.5)			(33.2)
333,475	100.0	6.8	4,940,148	100.0
30,684	9.2	8.1	380,405	7.7
21,215	6.4	8.0	266,606	5.4
94,645	28.4	6.8	1,389,639	28.1
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
56,280	16.9	7.0	803,396	16.3
119,216	35.7	6.3	1,906,753	38.6
11,435	3.4	5.9	193,348	3.9

資料：経済センサス

(5) 道内主要都市比較（卸売業＋小売業）

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成19年 (2007)		
シェア	都市名	
16,323	28.0	札幌
3,969	6.8	函館
3,829	6.6	<b>旭川</b>
2,162	3.7	帯広
2,176	3.7	釧路
1,916	3.3	小樽
1,854	3.2	苫小牧
1,469	2.5	北見
1,212	2.1	室蘭
58,236	100.0	全道計

(単位：事業所・%)

平成21年 (2009)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名	
19,674	31.1	札幌	12,640	29.5	札幌
4,094	6.5	<b>旭川</b>	2,810	6.6	<b>旭川</b>
4,091	6.5	函館	2,744	6.4	函館
2,430	3.8	帯広	1,597	3.7	帯広
2,344	3.7	釧路	1,468	3.4	釧路
2,018	3.2	小樽	1,318	3.1	小樽
1,861	2.9	苫小牧	1,281	3.0	苫小牧
1,609	2.5	北見	1,122	2.6	北見
1,234	1.9	室蘭	864	2.0	室蘭
63,287	100.0	全道計	42,813	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成19年 (2007)		
シェア	都市名	
175,025	37.7	札幌
33,234	7.2	<b>旭川</b>
25,978	5.6	函館
18,251	3.9	帯広
16,198	3.5	釧路
14,879	3.2	苫小牧
11,874	2.6	北見
11,730	2.5	小樽
8,461	1.8	室蘭
463,793	100.0	全道計

(単位：人・%)

平成21年 (2009)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名	
210,348	40.3	札幌	135,544	39.4	札幌
35,849	6.9	<b>旭川</b>	24,705	7.2	<b>旭川</b>
27,762	5.3	函館	18,117	5.3	函館
20,787	4.0	帯広	13,329	3.9	帯広
17,984	3.4	釧路	10,993	3.2	釧路
15,934	3.1	苫小牧	10,850	3.2	苫小牧
13,282	2.5	北見	9,261	2.7	北見
12,835	2.5	小樽	8,127	2.4	小樽
9,182	1.8	室蘭	6,168	1.8	室蘭
522,403	100.0	全道計	343,808	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成19年 (2007)		
シェア	都市名	
8,799,871	49.4	札幌
1,260,629	7.1	<b>旭川</b>
892,672	5.0	帯広
836,138	4.7	函館
644,327	3.6	釧路
555,165	3.1	苫小牧
554,549	3.1	北見
292,958	1.6	小樽
263,864	1.5	室蘭
17,819,365	100.0	全道計

(単位：百万円・%)

平成24年 (2012)		
シェア	都市名	
8,684,107	58.3	札幌
866,008	5.8	<b>旭川</b>
597,052	4.0	函館
501,610	3.4	帯広
424,811	2.9	釧路
380,469	2.6	苫小牧
276,454	1.9	北見
214,483	1.4	小樽
195,273	1.3	室蘭
14,890,903	100.0	全道計

資料：商業統計調査

資料：経済センサス

(6) 道内主要都市比較（卸売業）

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成19年		
(2007)	シェア	都市名
5,551	40.6	札幌
1,102	8.1	<b>旭川</b>
878	6.4	函館
633	4.6	帯広
603	4.4	釧路
488	3.6	苫小牧
414	3.0	小樽
385	2.8	北見
294	2.1	室蘭
13,687	100.0	全道計

(単位：事業所・%)

平成21年			平成24年		
(2009)	シェア	都市名	(2012)	シェア	都市名
7,292	43.6	札幌	4,857	43.9	札幌
1,219	7.3	<b>旭川</b>	832	7.5	<b>旭川</b>
952	5.7	函館	633	5.7	函館
725	4.3	帯広	516	4.7	帯広
682	4.1	釧路	435	3.9	釧路
552	3.3	苫小牧	350	3.2	苫小牧
445	2.7	小樽	296	2.7	北見
439	2.6	北見	283	2.6	小樽
320	1.9	室蘭	202	1.8	室蘭
16,720	100.0	全道計	11,054	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成19年		
(2007)	シェア	都市名
63,482	50.5	札幌
10,338	8.2	<b>旭川</b>
6,844	5.4	函館
5,657	4.5	帯広
4,776	3.8	釧路
3,506	2.8	苫小牧
3,446	2.7	北見
2,565	2.0	小樽
2,026	1.6	室蘭
125,636	100.0	全道計

(単位：人・%)

平成21年			平成24年		
(2009)	シェア	都市名	(2012)	シェア	都市名
76,363	51.8	札幌	51,319	54.1	札幌
10,694	7.3	<b>旭川</b>	7,182	7.6	<b>旭川</b>
6,722	4.6	函館	4,736	5.0	函館
5,986	4.1	帯広	4,169	4.4	帯広
5,084	3.5	釧路	3,270	3.4	釧路
4,189	2.8	苫小牧	2,539	2.7	苫小牧
3,868	2.6	北見	2,464	2.6	北見
2,684	1.8	小樽	1,823	1.9	小樽
2,676	1.8	室蘭	1,422	1.5	室蘭
147,305	100.0	全道計	94,805	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成19年		
(2007)	シェア	都市名
6,666,363	57.2	札幌
856,633	7.3	<b>旭川</b>
652,813	5.6	帯広
507,455	4.4	函館
457,115	3.9	釧路
382,474	3.3	北見
351,124	3.0	苫小牧
167,340	1.4	室蘭
151,926	1.3	小樽
11,662,826	100.0	全道計

(単位：百万円・%)

平成24年		
(2012)	シェア	都市名
6,903,102	69.4	札幌
532,532	5.4	<b>旭川</b>
349,466	3.5	函館
309,549	3.1	帯広
285,162	2.9	釧路
216,420	2.2	苫小牧
143,951	1.4	北見
111,015	1.1	室蘭
97,838	1.0	小樽
9,950,754	100.0	全道計

資料：商業統計調査

資料：経済センサス

(7) 道内主要都市比較（小売業）

【 事業所数 】

平成19年 (2007)			平成21年 (2009)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
10,772	24.2	札幌	12,382	26.6	札幌	7,783	24.5	札幌
3,091	6.9	函館	3,139	6.7	函館	2,111	6.6	函館
2,727	6.1	<b>旭川</b>	2,875	6.2	<b>旭川</b>	1,978	6.2	<b>旭川</b>
1,529	3.4	帯広	1,705	3.7	帯広	1,081	3.4	帯広
1,573	3.5	釧路	1,662	3.6	釧路	1,035	3.3	小樽
1,502	3.4	小樽	1,573	3.4	小樽	1,033	3.3	釧路
1,366	3.1	苫小牧	1,309	2.8	苫小牧	931	2.9	苫小牧
1,084	2.4	北見	1,170	2.5	北見	826	2.6	北見
918	2.1	室蘭	914	2.0	室蘭	662	2.1	室蘭
44,549	100.0	全道計	46,567	100.0	全道計	31,759	100.0	全道計

【 従業者数 】

平成19年 (2007)			平成21年 (2009)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
111,543	33.0	札幌	133,985	35.7	札幌	84,225	33.8	札幌
22,896	6.8	<b>旭川</b>	25,155	6.7	<b>旭川</b>	17,523	7.0	<b>旭川</b>
19,134	5.7	函館	21,040	5.6	函館	13,381	5.4	函館
12,594	3.7	帯広	14,801	3.9	帯広	9,160	3.7	帯広
11,422	3.4	釧路	12,900	3.4	釧路	8,311	3.3	苫小牧
11,373	3.4	苫小牧	11,745	3.1	苫小牧	7,723	3.1	釧路
9,165	2.7	小樽	10,151	2.7	小樽	6,797	2.7	北見
8,428	2.5	北見	9,414	2.5	北見	6,305	2.5	小樽
6,435	1.9	室蘭	6,506	1.7	室蘭	4,746	1.9	室蘭
338,157	100.0	全道計	375,098	100.0	全道計	249,003	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

平成19年 (2007)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名	
2,133,509	34.7	札幌	1,781,005	36.1	札幌
403,997	6.6	<b>旭川</b>	333,475	6.8	<b>旭川</b>
328,683	5.3	函館	247,585	5.0	函館
239,859	3.9	帯広	192,062	3.9	帯広
204,041	3.3	苫小牧	164,049	3.3	苫小牧
187,212	3.0	釧路	139,649	2.8	釧路
172,074	2.8	北見	132,503	2.7	北見
141,031	2.3	小樽	116,645	2.4	小樽
96,524	1.6	室蘭	84,258	1.7	室蘭
6,156,539	100.0	全道計	4,940,148	100.0	全道計

資料：商業統計調査

資料：経済センサス

## 4 工業統計

### (1) 事業所数・従業者数・製造品出荷額等・粗付加価値額の推移

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		粗付加価値額	
	総数	前年比	総数	前年比	総数	前年比	総数	前年比
平成15年 (2003)	536	97.1	11,400	97.0	19,104,204	93.9	8,805,302	92.7
平成16年 (2004)	507	94.6	11,169	98.0	19,478,312	102.0	8,921,499	101.3
平成17年 (2005)	511	100.8	10,921	97.8	19,139,680	98.3	8,534,555	95.7
平成18年 (2006)	449	87.9	9,853	90.2	18,086,442	94.5	8,093,135	94.8
平成19年 (2007)	425	94.7	9,610	97.5	19,064,145	105.4	8,266,685	102.1
平成20年 (2008)	431	101.4	9,740	101.4	18,934,603	99.3	8,111,744	98.1
平成21年 (2009)	399	92.6	8,983	92.2	17,113,001	90.4	7,188,352	88.6
平成22年 (2010)	394	98.7	9,183	102.2	17,363,023	101.5	7,604,539	105.8
平成23年 (2011)	405	102.8	8,687	94.6	17,673,416	101.8	6,996,913	92.0
平成24年 (2012)	377	93.1	8,681	99.9	16,791,186	95.0	5,985,314	85.5

資料：工業統計調査(経済産業省) 平成23年は平成24年経済センサス-活動調査による。

注1) 『-』は数値が皆無であることを示し、また『x』は公表を控えている数値を示しています。

注2) 平成20年調査から産業分類が改訂されました。

## (2) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

	平成19年		平成20年		平成21年	
	2007	構成比	2008	構成比	2009	構成比
総数	425	100.00	431	100.00	399	100.00
食料品	96	22.59	95	22.04	90	22.56
飲料・たばこ・飼料	6	1.41	5	1.16	5	1.25
繊維工業	1	0.24	18	4.18	18	4.51
衣服・その他の繊維製品	20	4.71	-	-	-	-
木材・木製品	27	6.35	37	8.58	32	8.02
家具・装備品	52	12.24	46	10.67	40	10.03
パルプ・紙・紙加工品	9	2.12	9	2.09	9	2.26
印刷・同関連業	45	10.59	41	9.51	38	9.52
化学工業	5	1.18	5	1.16	4	1.00
石油製品・石炭製品	1	0.24	1	0.23	1	0.25
プラスチック製品	9	2.12	8	1.86	9	2.26
ゴム製品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	1	0.23	1	0.25
窯業・土石製品	17	4.00	22	5.10	20	5.01
鉄鋼業	7	1.65	6	1.39	5	1.25
非鉄金属	-	-	-	-	1	0.25
金属製品	64	15.06	71	16.47	64	16.04
一般機械器具	30	7.06	-	-	-	-
はん用機械器具製造業			11	2.55	10	2.51
生産用機械器具製造業			20	4.64	19	4.76
業務用機械器具製造業			2	0.46	2	0.50
電気機械器具	6	1.41	6	1.39	6	1.50
情報通信機械器具	1	0.24	-	-	-	-
電子部品・デバイス	1	0.24	1	0.23	1	0.25
輸送用機械器具	5	1.18	5	1.16	4	1.00
精密機械器具	2	0.47	-	-	-	-
その他	21	4.94	21	4.87	20	5.01

資料：工業統計調査（経済産業省） 平成23年は平成24年経済センサス-活動調査による。

注1) 構成比は四捨五入処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

(単位；事業所・%)

平成22年		平成23年		平成24年				
2010	構成比	2011	構成比	2012	構成比	シェア	全道	構成比
394	100.00	405	100.00	377	100.00	6.60	5,716	100.00
91	23.10	92	22.72	92	24.40	4.60	1,998	34.95
5	1.27	6	1.48	5	1.33	3.01	166	2.90
17	4.31	16	3.95	15	3.98	8.20	183	3.20
-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	7.61	32	7.90	31	8.22	8.18	379	6.63
37	9.39	37	9.14	35	9.28	15.15	231	4.04
8	2.03	8	1.98	7	1.86	6.86	102	1.78
42	10.66	40	9.88	35	9.28	9.33	375	6.56
4	1.02	5	1.23	4	1.06	3.74	107	1.87
1	0.25	3	0.74	2	0.53	4.35	46	0.80
9	2.28	9	2.22	6	1.59	3.77	159	2.78
-	-	1	-	-	-	-	22	0.38
1	0.25	1	0.25	1	0.27	6.67	15	0.26
21	5.33	20	4.94	18	4.77	4.27	422	7.38
6	1.52	6	1.48	4	1.06	4.26	94	1.64
-	-	1	-	2	0.53	-	23	0.40
62	15.74	63	15.56	59	15.65	10.14	582	10.18
-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	2.79	15	3.70	11	2.92	9.48	116	2.03
20	5.08	22	5.43	25	6.63	10.55	237	4.15
2	0.51	1	0.25	1	0.27	3.13	32	0.56
4	1.02	6	1.48	5	1.33	7.25	69	1.21
-	-	-	-	-	-	-	13	0.23
1	0.25	1	0.25	1	0.27	2.44	41	0.72
3	0.76	7	1.73	4	1.06	3.10	129	2.26
-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	4.82	13	3.21	14	3.71	8.00	175	3.06

## (2) 産業分類別の推移

【 従業者数 】

	平成19年		平成20年		平成21年	
	2007	構成比	2008	構成比	2009	構成比
総数	9,610	100.00	9,740	100.00	8,983	100.00
食料品	3,105	32.31	3,026	31.07	3,024	33.66
飲料・たばこ・飼料	202	2.10	307	3.15	276	3.07
繊維工業	24	0.25	805	8.26	826	9.20
衣服・その他の繊維製品	765	7.96	-	-	-	-
木材・木製品	390	4.06	531	5.45	390	4.34
家具・装備品	995	10.35	860	8.83	506	5.63
パルプ・紙・紙加工品	416	4.33	407	4.18	397	4.42
印刷・同関連業	726	7.55	693	7.11	663	7.38
化学工業	175	1.82	175	1.80	171	1.90
石油製品・石炭製品	14	0.15	12	0.12	12	0.13
プラスチック製品	328	3.41	342	3.51	302	3.36
ゴム製品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	4	0.04	4	0.04
窯業・土石製品	236	2.46	264	2.71	245	2.73
鉄鋼業	72	0.75	62	0.64	56	0.62
非鉄金属	-	-	-	-	7	0.08
金属製品	891	9.27	955	9.80	893	9.94
一般機械器具	531	5.53	-	-	-	-
はん用機械器具製造業			130	1.33	106	1.18
生産用機械器具製造業			420	4.31	344	3.83
業務用機械器具製造業			9	0.09	9	0.10
電気機械器具	127	1.32	148	1.52	138	1.54
情報通信機械器具	42	0.44	-	-	-	-
電子部品・デバイス	305	3.17	369	3.79	372	4.14
輸送用機械器具	80	0.83	52	0.53	49	0.55
精密機械器具	9	0.09	-	-	-	-
その他	177	1.84	169	1.74	193	2.15

資料：工業統計調査（経済産業省） 平成23年は平成24年経済センサス-活動調査による。

注1)構成比は四捨五入処理しているため、合計が100%にならない場合があります。



(単位；人・%)

平成22年		平成23年		平成24年				
2010	構成比	2011	構成比	2012	構成比	シェア	全道	構成比
9,183	100.00	9,183	100.00	8,681	100.00	5.22	166,429	100.00
3,088	33.63	3,088	33.63	2,989	34.43	3.90	76,739	46.11
232	2.53	232	2.53	176	2.03	5.29	3,324	2.00
809	8.81	809	8.81	814	9.38	24.83	3,278	1.97
-	-	-	-	-	-	-	-	-
398	4.33	398	4.33	426	4.91	6.17	6,901	4.15
732	7.97	732	7.97	716	8.25	22.22	3,222	1.94
380	4.14	380	4.14	329	3.79	5.29	6,217	3.74
718	7.82	718	7.82	594	6.84	7.69	7,724	4.64
172	1.87	172	1.87	75	0.86	2.24	3,343	2.01
11	0.12	11	0.12	16	0.18	1.68	951	0.57
304	3.31	304	3.31	273	3.14	6.74	4,048	2.43
-	-	-	-	-	-	-	645	0.39
4	0.04	4	0.04	6	0.07	1.18	508	0.31
250	2.72	250	2.72	273	3.14	4.69	5,827	3.50
62	0.68	62	0.68	51	0.59	0.82	6,221	3.74
-	-	-	-	-	-	-	508	0.31
-	-	-	-	11	-	-	-	-
870	9.47	870	9.47	725	8.35	7.40	9,796	5.89
-	-	-	-	-	-	-	-	-
94	1.02	94	1.02	222	2.56	9.38	2,366	1.42
380	4.14	380	4.14	416	4.79	8.85	4,701	2.82
9	0.10	9	0.10	6	0.07	1.32	456	0.27
130	1.42	130	1.42	131	1.51	6.23	2,104	1.26
-	-	-	-	-	-	-	1,249	0.75
354	3.85	354	3.85	285	3.28	4.84	5,885	3.54
40	0.44	40	0.44	29	0.33	0.34	8,477	5.09
-	-	-	-	-	-	-	-	-
146	1.59	146	1.59	118	1.36	6.09	1,939	1.17

## (2) 産業分類別の推移

【 製造品出荷額等 】

	平成19年		平成20年		平成21年	
	2007	構成比	2008	構成比	2009	構成比
総 数	19,064,145	100.00	18,934,603	100.00	17,113,001	100.00
食 料 品	5,866,809	30.77	5,429,860	28.68	4,991,341	29.17
飲料・飼料・たばこ	976,032	5.12	968,095	5.11	897,011	5.24
織 維 工 業	x	x	720,184	3.80	807,469	4.72
衣服・その他の繊維製品	719,858	3.78	-	-	-	-
木 材 ・ 木 製 品	559,533	2.94	677,060	3.58	530,948	3.10
家 具 ・ 装 備 品	1,069,987	5.61	909,976	4.81	414,792	2.42
パルプ・紙・紙加工品	2,808,945	14.73	2,943,590	15.55	2,990,377	17.47
印 刷 ・ 同 関 連 業	827,192	4.34	828,448	4.38	791,484	4.63
化 学 工 業	360,048	1.89	470,676	2.49	477,246	2.79
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	465,534	2.44	503,405	2.66	532,090	3.11
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	x	x	x	x
窯 業 ・ 土 石 製 品	437,980	2.30	440,641	2.33	493,383	2.88
鉄 鋼 業	234,013	1.23	312,736	1.65	170,505	1.00
非 鉄 金 属	-	-	-	-	x	x
金 属 製 品	1,439,560	7.55	1,480,674	7.82	1,425,284	8.33
一 般 機 械 器 具	1,159,824	6.08	-	-	-	-
はん用機械器具製造業			378,362	2.00	289,406	1.69
生産用機械器具製造業			725,345	3.83	628,007	3.67
業務用機械器具製造業			x	x	x	x
電 気 機 械 器 具	132,051	0.69	195,419	1.03	182,113	1.06
情 報 通 信 機 械 器 具	x	x	-	-	-	-
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	x	x	x	x	x	x
輸 送 用 機 械 器 具	97,726	0.51	75,387	0.40	163,513	0.96
精 密 機 械 器 具	x	x	-	-	-	-
そ の 他	211,428	1.11	229,024	1.21	200,332	1.17

資料：工業統計調査（経済産業省） 平成23年は平成24年経済センサス-活動調査による。

注1)構成比は四捨五入処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

(単位 ; 万円・%)

平成22年		平成23年		平成24年				
2010	構成比	2011	構成比	2012	構成比	シェア	全道	構成比
17,363,023	100.00	17,673,416	100.00	16,791,186	100.00	2.77	605,213,251	100.00
4,780,763	27.53	4,836,606	27.37	5,004,154	29.80	2.72	184,195,103	30.43
761,155	4.38	882,149	4.99	714,175	4.25	3.00	23,796,074	3.93
787,221	4.53	885,384	5.01	810,731	4.83	31.10	2,606,489	0.43
-	-	-	-	-	-	-	-	-
510,393	2.94	739,276	4.18	576,879	3.44	3.84	15,022,048	2.48
744,020	4.29	729,321	4.13	733,624	4.37	20.30	3,613,086	0.60
2,900,927	16.71	2,903,021	16.43	2,769,746	16.50	6.83	40,539,026	6.70
958,934	5.52	856,397	4.85	756,661	4.51	6.95	10,885,360	1.80
462,950	2.67	190,859	1.08	532,154	3.17	3.40	15,658,711	2.59
x	x	107,711	x	x	x	x	121,706,529	20.11
649,738	3.74	621,618	3.52	592,818	3.53	6.27	9,457,590	1.56
-	-	-	-	-	-	-	1,042,791	0.17
x	x	x	x	x	x	x	545,904	0.09
524,019	3.02	667,490	3.78	563,699	3.36	3.12	18,087,007	2.99
193,421	1.11	290,911	1.65	x	x	x	60,281,481	9.96
x	x	x	x	x	x	x	1,698,832	0.28
1,358,833	7.83	1,078,358	6.10	1,077,580	6.42	5.06	21,282,420	3.52
-	-	-	-	-	-	-	-	-
248,274	1.43	634,253	3.59	x	x	x	3,438,011	0.57
726,352	4.18	743,749	4.21	808,487	4.81	9.66	8,370,186	1.38
x	x	x	x	x	x	x	653,251	0.11
164,589	0.95	185,519	1.05	167,222	1.00	2.69	6,226,069	1.03
-	-	-	-	-	-	-	10,145,278	1.68
x	x	x	x	x	x	x	13,894,730	2.30
97,991	0.56	185,799	1.05	x	x	x	28,605,815	4.73
-	-	-	-	-	-	-	-	-
185,033	1.07	129,947	0.74	162,000	0.96	4.68	3,461,460	0.57

(2) 産業分類別の推移

【 粗付加価値額 】

	平成19年		平成20年		平成21年	
	2007	構成比	2008	構成比	2009	構成比
総 数	8,266,685	100.00	8,111,744	100.00	7,188,352	100.00
食 料 品	2,488,234	30.10	2,334,606	28.78	1,934,442	26.91
飲料・飼料・たばこ	279,230	3.38	263,773	3.25	289,889	4.03
織 維 工 業	x	x	386,686	4.77	366,987	5.11
衣服・その他の繊維製品	364,127	4.40	-	-	-	-
木 材 ・ 木 製 品	248,459	3.01	281,474	3.47	266,773	3.71
家 具 ・ 装 備 品	643,199	7.78	560,761	6.91	216,942	3.02
パルプ・紙・紙加工品	681,130	8.24	658,266	8.11	958,725	13.34
印 刷 ・ 同 関 連 業	401,028	4.85	414,865	5.11	379,418	5.28
化 学 工 業	150,585	1.82	246,247	3.04	256,038	3.56
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	287,643	3.48	228,942	2.82	239,168	3.33
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	x	x	x	x
窯 業 ・ 土 石 製 品	186,207	2.25	177,952	2.19	186,678	2.60
鉄 鋼 業	80,799	0.98	79,226	0.98	49,188	0.68
非 鉄 金 属	-	-	-	-	x	x
金 属 製 品	624,082	7.55	649,673	8.01	606,797	8.44
一 般 機 械 器 具	471,561	5.70	-	-	-	-
はん用機械器具製造業			127,606	1.57	104,619	1.46
生産用機械器具製造業			268,885	3.31	278,861	3.88
業務用機械器具製造業			x	x	x	x
電 気 機 械 器 具	76,899	0.93	88,419	1.09	76,183	1.06
情 報 通 信 機 械 器 具	x	x	-	-	-	-
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	x	x	x	x	x	x
輸 送 用 機 械 器 具	49,993	0.60	54,669	0.67	126,463	1.76
精 密 機 械 器 具	x	x	-	-	-	-
そ の 他	108,332	1.31	118,472	1.46	93,535	1.30

資料：工業統計調査（経済産業省） 平成23年は平成24年経済センサス-活動調査による。

注1)構成比は四捨五入処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

(単位：万円・%)

平成22年		平成23年		平成24年				
2010	構成比	2011	構成比	2012	構成比	シェア	全道	構成比
7,604,539	100.00	6,996,913	100.00	5,985,314	100.00	3.98	150,413,281	100.00
1,894,575	24.91	1,770,567	25.30	1,625,194	27.15	3.11	52,255,631	34.74
251,856	3.31	413,357	5.91	191,191	3.19	3.58	5,336,820	3.55
355,564	4.68	255,487	3.65	437,119	7.30	30.64	1,426,396	0.95
-	-	-	-	-	-	-	-	-
274,667	3.61	346,496	4.95	233,061	3.89	5.38	4,335,090	2.88
465,006	6.11	433,331	6.19	422,282	7.06	23.12	1,826,698	1.21
857,602	11.28	879,889	12.58	455,390	7.61	3.42	13,300,058	8.84
511,476	6.73	461,148	6.59	340,767	5.69	6.00	5,675,462	3.77
237,852	3.13	141,547	2.02	294,497	4.92	3.68	8,003,520	5.32
x	x	41,122	x	x	x	x	2,141,216	1.42
257,965	3.39	249,455	3.57	308,238	5.15	8.46	3,644,663	2.42
-	-	-	-	-	-	-	459,250	0.31
x	x	x	x	x	x	x	297,388	0.20
200,316	2.63	100,073	1.43	78,025	1.30	1.16	6,731,504	4.48
50,001	0.66	111,258	1.59	x	x	x	5,878,842	3.91
x	x	x	x	x	x	x	398,153	0.26
670,184	8.81	459,864	6.57	457,901	7.65	6.13	7,473,002	4.97
-	-	-	-	-	-	-	-	-
121,453	1.60	195,877	2.80	x	x	x	1,798,582	1.20
319,907	4.21	427,407	6.11	257,118	4.30	6.90	3,725,612	2.48
x	x	x	x	x	x	x	348,865	0.23
75,623	0.99	79,055	1.13	47,804	0.80	2.59	1,846,257	1.23
-	-	-	-	-	-	-	3,470,412	2.31
x	x	x	x	x	x	x	8,334,287	5.54
68,942	0.91	86,296	1.23	x	x	x	10,114,760	6.72
-	-	-	-	-	-	-	-	-
83,601	1.10	56,738	0.81	78,927	1.32	4.96	1,590,813	1.06

(3) 道内主要都市比較

【事業所数】

(単位：事業所・%)

平成22年 (2010)			平成23年 (2011)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
950	16.02	札幌	1,186	19.51	札幌	985	17.23	札幌
394	6.64	旭川	405	6.66	旭川	377	6.60	旭川
318	5.36	函館	305	5.02	函館	299	5.23	函館
263	4.43	小樽	261	4.29	小樽	250	4.37	小樽
212	3.57	苫小牧	221	3.64	苫小牧	213	3.73	苫小牧
199	3.36	釧路	198	3.26	釧路	187	3.27	釧路
142	2.39	室蘭	151	2.48	帯広	140	2.45	室蘭
135	2.28	帯広	137	2.25	室蘭	131	2.29	帯広
129	2.18	石狩	134	2.20	石狩	117	2.05	石狩
124	2.09	北見	134	2.20	北見	115	2.01	北見
5,931	100.00	全道計	6,078	100.00	全道計	5,716	100.00	全道計

【従業者数】

(単位：人・%)

平成22年 (2010)			平成23年 (2011)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
28,066	16.13	札幌	28,613	17.69	札幌	27,900	16.76	札幌
10,536	6.06	苫小牧	10,716	6.63	苫小牧	10,985	6.60	苫小牧
9,183	5.28	旭川	8,687	5.37	旭川	8,681	5.22	旭川
8,674	4.99	函館	8,355	5.17	函館	8,406	5.05	函館
7,975	4.58	室蘭	7,604	4.70	室蘭	7,958	4.78	室蘭
7,720	4.44	小樽	7,309	4.52	小樽	7,501	4.51	小樽
6,759	3.89	千歳	5,702	3.53	千歳	6,288	3.78	千歳
5,296	3.04	釧路	5,200	3.21	帯広	5,127	3.08	釧路
4,997	2.87	帯広	4,999	3.09	釧路	4,876	2.93	帯広
4,916	2.83	恵庭	4,188	2.59	恵庭	4,411	2.65	恵庭
173,973	100.00	全道計	161,750	100.00	全道計	166,429	100.00	全道計

【製造品出荷額等】

(単位：万円・%)

平成22年 (2010)			平成23年 (2011)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
113,098,888	19.00	室蘭	124,193,337	20.52	室蘭	122,069,749	19.88	室蘭
95,439,650	16.03	苫小牧	102,140,359	16.88	苫小牧	113,107,458	18.42	苫小牧
46,956,051	7.89	札幌	49,534,906	8.18	札幌	48,783,819	7.95	札幌
24,206,671	4.07	釧路	24,135,796	3.99	釧路	24,169,719	3.94	釧路
22,070,548	3.71	千歳	21,151,704	3.49	千歳	22,301,199	3.63	千歳
18,532,871	3.11	函館	18,270,484	3.02	函館	17,763,181	2.89	函館
17,363,023	2.92	旭川	17,673,416	2.92	旭川	16,791,186	2.73	旭川
15,633,040	2.63	北見	15,345,927	2.54	小樽	16,110,209	2.62	小樽
15,401,540	2.59	小樽	14,743,742	2.44	北見	13,083,158	2.13	恵庭
13,630,210	2.29	恵庭	13,601,468	2.25	恵庭	12,468,287	2.03	帯広
595,286,420	100.00	全道計	605,213,251	100.00	全道計	613,942,547	100.00	全道計

【粗付加価値額等】

(単位：万円・%)

平成22年 (2010)			平成23年 (2011)			平成24年 (2012)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
21,499,698	12.19	室蘭	20,723,727	12.61	室蘭	20,723,727	13.78	札幌
19,201,211	10.88	札幌	20,677,974	12.58	札幌	20,677,974	13.75	苫小牧
15,068,169	8.54	苫小牧	10,600,684	6.45	釧路	10,600,684	7.05	室蘭
9,327,449	5.29	千歳	8,569,922	5.21	千歳	8,569,922	5.70	千歳
9,230,651	5.23	釧路	6,996,913	4.26	旭川	6,996,913	4.65	釧路
7,604,539	4.31	旭川	6,329,665	3.85	函館	6,329,665	4.21	函館
6,552,668	3.71	北見	6,137,291	3.73	北見	6,137,291	4.08	旭川
6,247,044	3.54	函館	5,921,283	3.60	苫小牧	5,921,283	3.94	小樽
5,887,917	3.34	小樽	5,759,356	3.50	小樽	5,759,356	3.83	北見
4,737,590	2.69	恵庭	5,196,076	3.16	帯広	5,196,076	3.45	恵庭
176,442,277	100.00	全道計	164,347,050	100.00	全道計	150,413,281	100.00	全道計

資料：工業統計調査（経済産業省）

平成23年は平成24年経済センサス-活動調査による。

## 5 大規模小売店舗

【店舗数・店舗面積】

(平成26年4月1日現在)

店 舗 数	店 舗 面 積
77店舗	417,416㎡

※平成12年6月1日施行「大規模小売店舗立地法」に基づく店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗の店舗数・店舗面積

【参考：平成24年経済センサス時点の状況】

項 目	説 明	現 況
①北海道の行政人口	平成24年6月末現在	5,479,689 人
②旭川市の行政人口	〃	350,891 人
③北海道の年間小売販売額	平成24年経済センサス	4,940,148 百万円
④旭川市の年間小売販売額	〃	333,475 百万円
⑤旭川市の商業人口	④÷③×①	369,895 人
⑥旭川市の小売業店舗数	平成24年経済センサス	1,978 店

【大規模小売店舗一覧】

(平成26年4月1日現在)

No.	大規模小売店舗の名称	所在地	設置者	建物の概要		小売業の概要		開店年月	備考
				業態	店舗面積(m <sup>2</sup> )	業者数	主な小売業者		
1	旭川1.8ビル、旭川駅前共同ビル	宮下通8丁目左1号、1条通8丁目右1号	株式会社西武 ほか13	百貨店	24,177	27	株式会社西武 ほか	S50.8	
2	長崎屋旭川店	春光1条8丁目1番65号	株式会社長崎屋	スーパー・専門店	13,151	8	株式会社長崎屋 ほか	H4.11	MEGADON・キホーテ旭川店
3	旭川ショッピングセンターパワーズ	永山1条4丁目120-36	株式会社富士管財	専門店	4,112	2	株式会社パワーズ ほか	H6.4	現小売業者:株式会社パワーズ、株式会社AOKI
4	旭川豊岡タウンプラザホーマック豊岡店	豊岡4条4丁目4-1 ほか	セントラルリーディングシステム株式会社	専門店	3,795	1	株式会社ホーマック	H12.4	
5	旭川豊岡タウンプラザホクレンショッピングセンター	豊岡3条4丁目6-1 ほか	セントラルリーディングシステム株式会社	スーパー	1,734	1	株式会社ホクレン商事	H12.4	
6	旭川日産複合店舗	春光1条7丁目1番1号	旭川日産自動車株式会社	専門店	1,978	1	株式会社ホーマック	S63.12	現:旭川日産自動車株式会社
7	旭町ショッピングセンター	旭町1条7丁目2631番地 ほか	中道リース株式会社	スーパー・専門店	3,456	3	株式会社アイチ、株式会社みかや、株式会社Fitsカンパニー、株式会社ソルハ	H15.8	ブックオフ
8	100満博旭川永山店	永山2条3丁目42 ほか	株式会社アルペン	専門店	3,299	1	株式会社サンキュー	H8.12	旧:アルペン永山2条店
9	イオンモール旭川西	緑町20-23丁目、緑町21-23丁目	イオン北海道株式会社	スーパー・専門店	39,986	70	イオン北海道株式会社	H16.4	
10	ウエストワンパワーズ	永山12条3丁目122番 ほか	株式会社北アークス	スーパー・専門店	8,874	6	株式会社北アークス、株式会社イザラス、株式会社ソラリス、株式会社シオジリ、株式会社ニューステップ、株式会社ユニクロ	H14.12	ループサイド豊永H館と統合
11	エコーコープ東旭川店	東旭川北1条5丁目	株式会社東旭川農業協同組合	スーパー	1,053	1	株式会社東旭川農業協同組合	S38.8	
12	スーパーセンタートライトライアル神楽店	神楽4条12丁目12番15号	旭川電気軌道株式会社	スーパー	2,017	1	株式会社トライトライアル	S53.10	旧旭友ストアー神楽店
13	コープさっぽろツインハーブ店	旭神3条5丁目6番地 ほか	旭川電気軌道株式会社	スーパー	2,733	1	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	H9.11	旧旭友ストアーツインハーブ店
14	コープさっぽろ4条通店	4条通1丁目2241番地6 ほか	旭川電気軌道株式会社	スーパー	2,351	1	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	S51.11	旧旭友ストアー西店
15	ベストプライス南6条通店	南5条通24丁目121番地	株式会社エスケーションシステム	スーパー	1,718	1	株式会社北アークス	H12.8	旧旭友ストアー南6条店
16	コープさっぽろ神楽店	神楽4条5丁目1-22	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	スーパー	2,140	1	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	H9.11	
17	ホーマック神楽店	神楽4条5丁目419-68 ほか	株式会社協同組合市民生活協同組合コープさっぽろ	専門店	4,191	1	株式会社ホーマック	H11.9	
18	コープさっぽろシーナ店	永山3条15丁目76番地	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	スーパー	9,573	13	株式会社生活協同組合コープさっぽろ ほか	S51.12	
19	コープさっぽろ春光店	末広4条1丁目452	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	スーパー	4,463	1	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	H6.9	
20	ベストプライス末広東店	末広東1条8丁目457番133 ほか	株式会社北アークス	スーパー	2,912	2	株式会社北アークス、株式会社青五	S53.12	旧コープさっぽろ末広店
21	コープさっぽろ近文店	北門町14丁目	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	スーパー	1,509	1	株式会社生活協同組合コープさっぽろ	S47.12	現小売業者:株式会社ソルハ
22	コープさっぽろ忠和店	忠和5条8丁目12-1 ほか	株式会社島田ビル	スーパー	2,094	3	株式会社生活協同組合コープさっぽろ ほか	H7.11	
23	コープさっぽろルミネ東光店	豊岡1条5丁目324-3	株式会社アルモ	スーパー	6,830	7	株式会社生活協同組合コープさっぽろ、株式会社創産 ほか	H5.10	旧コープさっぽろ東光店
24	三善館ビル	3条通15丁目右1号	株式会社三善館ビル株式会社	専門店	5,312	1	株式会社丸善三善館	—	
25	サンフドー旭川3条店	3条通18丁目	株式会社登鶴ビル	専門店	1,548	1	株式会社サンフドー	H2.7	現小売業者:株式会社サンフドー小笠原
26	G. L. O. ホンポ旭川店	永山11条3丁目119-37 ほか	株式会社サンフドーエル・オー	専門店	3,481	1	株式会社サンフドーエル・オー	H6.12	
27	ショッピングセンターパルパタウン	ハルブ町1条2丁目505-1 ほか	株式会社ハルブ	スーパー	6,341	1	株式会社ハルブ	H12.11	旧旭川大雪ショッピングセンター
28	ショッピングセンターパワーズα	永山11条4丁目119番地49 ほか	株式会社富士管財	専門店	2,018	2	株式会社サンフドー、株式会社サンフドーエル・オー	H8.1	現小売業者:株式会社サンフドー、株式会社ニッポン



29	シヨッピングプラザアスハ永山いさみやピル	永山8条4丁目38番地3 ほか	中道リース(株)、備いさみや	専門店	7,966	5	(株)コメリ、(株)ソルハほか	H2. 3
30	シヨッピングプラザダイイチ	末広1条7丁目265番地	株ダイイチ	スーパー	1,771	4	株ダイイチほか	S52. 5
31	シヨッピングプラザ東光	東光12条6丁目203番地3	株LIXILビバ	スーパー・ 専門店	4,075	7	株ダイイチ、(株)ソルハほか	H3. 11
32	スーパーズポーツゼビオ旭川店	永山3条3丁目78番地1 ほか	中商(株)	専門店	4,062	1	ゼビオ(株)	H12. 10
33	ベストブライズ神居店	神居2条5丁目130番 ほか	株道北アークス	スーパー	1,397	1	株道北アークス	H8. 9
34	ベストブライズ神居東店	神居2条13丁目265番 ほか	株道北アークス	スーパー	1,549	1	株道北アークス	H11. 8
35	ベストブライズ10条通店	10条通23丁目2番地1 ほか	株道北アークス	スーパー	1,495	1	株道北アークス	H11. 2
36	ゼビオ旭川四条店	4条西2丁目2462番2 ほか	株土屋ホーム	専門店	1,380	1	ゼビオ(株)	H4. 1
37	ダイイチ東旭川店	東旭川北1条1丁目25番地1 ほか	株ダイイチ	スーパー・ 専門店	2,484	5	株ダイイチほか	H12. 2
38	第一ビル	1条通7丁目47番地	南中保業局 ほか7	寄合百貨店	6,415	40	—	—
39	大成ファミリープラザ	6条通14丁目64 ほか	交洋不動産(株)	スーパー	15,335	31	(株)イトーヨーカ堂ほか	S55. 7
40	株大善	流通団地2条3丁目16番地	株旭川大善、株大善 ほか1	スーパー	1,545	1	株旭川大善	H5. 12
41	マルカツデパート	2条通7丁目227番地の1	株海晃、株酒井商店	百貨店	10,606	31	旭川リテーラマラネジメント(株)、(株)道北アークス、(株)大創産業	—
42	コープさっぽろ アモール店	豊岡3条2丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー・ 専門店	13,320	22	生活協同組合コープさっぽろ、ワールドホーム(株)ほか	S58. 5
43	スーパーセンタートライアル永山店	永山3条4丁目1番3号	ゼビオ(株)	スーパー	2,645	1	(株)トライアルカンパニー	H4. 10
44	永山ショッピングセンター	永山6条13丁目85-1 ほか	マックスバリュ北海道(株)・(株)しまむら・(株)さくら	スーパー・ 専門店	3,439	3	マックスバリュ北海道(株)、(株)しまむら、(株)ソルハ	H14. 11
45	二条通ショッピングセンター	2条通23丁目110番1 ほか	株ダイイチ、昭和木材(株)	スーパー・ 専門店	3,771	3	株ダイイチ、(株)ソルハほか	H17. 4
46	ニトリ春光店	花咲町5丁目2272番14	株ニトリ	専門店	13,079	1	株ニトリ	H6. 3
47	人形・オモチャショップヨシダ	本町2丁目437番229	南ヨシダ	専門店	1,186	1	南ヨシダ	H5. 11
48	浜田商事(株)	東6条3丁目	株浜田商事(株)	専門店	1,476	1	浜田商事(株)	S46. 9
49	ビッグハウス西神楽店	緑が丘南5条1丁目56-1 ほか	南御料地所	スーパー	2,388	1	株道北アークス	H14. 2
50	ツルハドラッグ永山3条西店	永山3条8丁目76番1	株サンキュー	専門店	2,016	1	(株)ソルハ	H10. 6
51	ファッションセンターしまむら神居店	神居7条1丁目1番2号 ほか	土田敏之	専門店	1,294	1	(株)しまむら	H15. 4
52	ファッションセンターしまむら西神楽店	西御料1条1丁目1番1号	丸屋産業(株)	専門店	1,290	1	(株)しまむら	H14. 10
53	ファッションプラザオクノ	3条通7丁目右10号	株オクノ ほか3	寄合百貨店	3,242	25	(株)きりあきほか	—
54	フードパワーカーンターバリュウー東光店	東光10条7丁目147番地	株ラルズ	スーパー	1,670	1	株ラルズ	S54. 10
55	ベストブライズ六合店	末広3条1丁目	株道北アークス	スーパー	1,889	2	株道北アークス、(株)ステージ	S51. 12
56	ホームマックスバーデホ春光店	花咲町6丁目2272-13 ほか	第一砕石(株)	専門店	7,392	1	ホームマックス(株)	H17. 3
57	ホームマックス東光店	東光8条1丁目3番5号	石川輝光	スーパー	1,498	1	ホームマックス(株)	S61. 4
58	ホクレンショップ豊岡店	豊岡4条1丁目274番地2	旭川市農業協同組合	スーパー	1,508	1	総合商販	H10. 9
59	ホクレンショップ北部店	花咲町7丁目3842番地1	旭川市農業協同組合	スーパー	1,719	1	(株)エコープ旭川	H10. 9

【大規模小売店舗一覽】

(平成26年4月1日現在)

No.	大規模小売店舗の名称	所在地	設置者	建物の概要		小売業の概要		開店年月	備考
				業態	店舗面積(m <sup>2</sup> )	業者数	主な小売業者		
60	ホクレンシヨップ緑が丘店	緑が丘3条3丁目1番地2	旭川市農業協同組合	スーパー	1,270	1	株式会社コープ旭川	H10. 9	現設置者:あさひかわ農業協同組合 現小売業者:未定
61	イオン旭川春光店	春光町10番地 ほか	イオン北海道㈱	スーパー	13,085	16	イオン北海道㈱ほか	H8. 5	
62	イオン旭川永山店	永山3条12丁目2番11号	イオン北海道㈱	スーパー	14,849	15	イオン北海道㈱ほか	H2. 10	
63	アージュビル、フィール旭川	1条通8丁目108番	三菱UFJ信託銀行㈱、㈱トーテム旭川、㈱津山ビル	百貨店	22,329	2	合同会社フィール旭川開発ほか	S53. 11	
64	宮前シヨッピングセンター	宮下通10丁目4154-3 ほか	北海道ジェイ・アール都市開発㈱	スーパー・専門店	6,330	3	マックスバリュ北海道㈱、㈱ソルハ、㈱オカモト	H16. 6	
65	ヤマダ電機テックランド旭川店	緑町12丁目2719番地1 ほか	㈱テックプランニング	専門店	11,000	2	㈱ヤマダ電機ほか	H8. 5	旧ダイエー旭川近文店
66	100満保ルト旭川本店	西御料5条1丁目1番5号	㈱サンキュー	専門店	5,906	1	㈱サンキュー	H14. 5	
67	ヤマダ電機テックランド旭川大雪通店	大雪通2丁目484番地3	第一硝石㈱	専門店	4,933	1	㈱ヤマダ電機	H17. 11	
68	ウエスタン川端シヨッピングセンター	川端町7条10丁目2213-23 ほか	㈱道北アークス	スーパー・専門店	8,857	4	㈱道北アークス、㈱しまむら、㈱サンドラッグプラス、㈱米澤商店	H17. 12	
69	北彩都シヨッピングセンター	南6条通18丁目2182-2 ほか	三井住友ファイナンス&リース㈱	スーパー・専門店	15,456	2	ホーマック㈱、㈱道北アークス	H20. 8	
70	ダイイチ花咲店	春光1条8丁目	㈱ダイイチ	スーパー	3,581	2	㈱ダイイチ、㈱マリエッタ	H22. 8	
71	コープチャンフオー旭川店	宮前通西4155番地の3 ほか	㈱リライアブル	専門店	5,388	1	㈱リライアブル	H22. 9	
72	ベストプライス豊岡中央店	豊岡10条5丁目82-3 ほか	㈱道北アークス	スーパー	1,413	1	㈱道北アークス	H23. 7	
73	ベストプライス永山中央店	永山3条22丁目295番地 ほか	㈱道北アークス	スーパー	1,422	1	㈱道北アークス	H24. 9	
74	スポーツデポ・ゴルフ5 旭川永山店	永山3条7丁目86番地1 ほか	㈱アルペン	専門店	5,714	2	㈱アルペンほか	H24. 11	
75	サッポロドラッグストアー旭川大町2条店	大町2条7丁目	㈱サッポロドラッグストアー	専門店	1,275	1	㈱サッポロドラッグストアー	H25. 7	
76	サッポロドラッグストアー旭川豊岡4条店	豊岡4条3丁目6番13号	㈱サッポロドラッグストアー	専門店	1,453	2	㈱サッポロドラッグストアー、㈱ローソン	H25. 9	
77	旭川複合商業施設	4条通10丁目2189番1	大和リース㈱	専門店	1,307	1	㈱サッポロドラッグストアー	H25. 9	

合計 77店舗 417,416 m<sup>2</sup>

## 6 観光入込客数

【日帰・宿泊別，道外・道内別】

(単位：人・泊・%)

内 訳	総 数	日帰・宿泊別内訳		道内・道外別内訳		宿泊客延数
		日帰・通過	宿泊客	道外客	道内客	
平成 21 年(2009)	6,365,200	5,801,000	564,200	3,411,000	2,954,200	660,200
前年比	▲5.4	▲5.7	▲2.8	▲2.4	▲8.8	▲4.5
構成比	100.0	91.1	8.9	53.6	46.4	
平成 22 年(2010)	6,071,400	5,564,200	507,200	3,194,400	2,877,000	621,700
前年比	▲4.6	▲4.1	▲10.1	▲6.4	▲2.6	▲5.8
構成比	100.0	91.6	8.4	52.6	47.4	
平成 23 年(2011)	5,410,300	4,922,400	487,900	2,515,100	2,895,200	592,600
前年比	▲10.9	▲11.5	▲3.8	▲21.3	0.6	▲4.7
構成比	100.0	91.0	9.0	46.5	53.5	
平成 24 年(2012)	5,763,800	5,260,500	503,300	2,375,000	3,388,800	628,400
前年比	6.5	6.9	3.2	▲5.6	17.0	6.0
構成比	100.0	91.3	8.7	41.2	58.8	
平成 25 年(2013)	5,333,200	4,795,800	537,400	2,345,800	2,987,400	686,500
前年比	▲7.5	▲8.8	6.8	▲1.2	▲11.8	9.2
構成比	100.0	89.9	10.1	44.0	56.0	

(資料：北海道観光入込客数調査)

【季 節 別】

(単位：人・%)

内 訳	総 数	春 季	夏 季	秋 季	冬 季
		(4~5月)	(6~9月)	(10~11月)	(12~3月)
平成 21 年(2009)	6,365,200	775,800	3,449,800	904,800	1,234,800
前年比	▲5.4	▲11.7	▲4.8	▲9.2	0.1
構成比	100.0	12.2	54.2	14.2	19.4
平成 22 年(2010)	6,071,400	715,800	3,389,200	820,100	1,146,300
前年比	▲4.6	▲7.7	▲1.8	▲9.4	▲7.2
構成比	100.0	11.8	55.8	13.5	18.9
平成 23 年(2011)	5,410,300	528,900	3,043,000	673,300	1,165,100
前年比	▲10.9	▲26.1	▲10.2	▲17.9	1.6
構成比	100.0	9.8	56.2	12.5	21.5
平成 24 年(2012)	5,763,800	654,300	3,142,100	797,500	1,169,900
前年比	6.5	23.7	3.3	18.5	0.4
構成比	100.0	11.4	54.5	13.8	20.3
平成 25 年(2013)	5,333,200	547,300	3,077,700	670,300	1,037,900
前年比	▲7.0	▲16.4	▲2.0	▲15.9	▲11.3
構成比	100.0	10.3	57.7	12.6	19.4

資料：北海道観光入込客数調査，(平成 25 年度は速報値)



## IX 関係団体



## 商工指導機関関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
旭川商工会議所	常盤通 1 丁目	会頭 新 谷 龍一郎	T:22-8411 F:22-2600
あさひかわ商工会	永山 2 条 1 9 丁目 5-11	会長 中 村 彰 利	T:48-1651 F:47-6829
北海道商工会連合会道北支所	永山 2 条 1 9 丁目 5-11	支所長 西 村 幸 則	T:73-5512 F:73-5513
北海道中小企業団体中央会上川支部	常盤通 1 丁目 道北経済センター内	支部長 高 橋 秀 樹	T:22-5601 F:22-5921
中小企業大学校旭川校	緑が丘東 3 条 2 丁目 2-1	校長 飯 田 利 彦	T:65-1200 F:65-2190

## 商業関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
(一社)旭川物産協会	神楽 4 条 6 丁目 1-12 道の駅あさひかわ 2 階	会長 中 川 竹 志	T:62-1001 F:62-1002
旭川市商店街振興組合連合会	5 条通 8 丁目 1253 番地の 1 エヌシービル 1 階	理事長 宮 口 幸 治	T:23-7404 F:23-7405
旭川平和通買物公園企画委員会	5 条通 8 丁目 1253 番地の 1 エヌシービル 1 階	委員長 大 西 勝 一	T:26-0815 F:26-0821
銀座仲見世通り運営委員会	3 条通 1 5 丁目 銀ビル内	委員長 宮 口 幸 治	T:23-1210 F:23-1210
旭川卸商連盟	常盤通 1 丁目 旭川商工会議所内	会長 山 口 誠 二	T:22-8411 F:22-2600
(一財)道北地域 旭川地場産業振興センター	神楽 4 条 6 丁目 1-12	理事長 西 川 将 人	T:61-2283 F:62-1903

## 商店街振興組合関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
旭川平和通商店街振興組合	5 条通 8 丁目 1253 番地の 1 エヌシービル 1 階	理事長 鳥 居 幸 廣	T:26-0815 F:26-0821
旭川平和通三和商店街振興組合	7 条通 8 丁目 居酒屋 琥珀内	理事長 真 壁 利 昭	T:23-7404 F:23-7405
旭川銀座商店街振興組合	3 条通 1 5 丁目 銀ビル内	理事長 宮 口 幸 治	T:23-1210 F:23-1210
旭橋みずほ通商店街振興組合	旭町 2 条 3 丁目 カネツ種苗園内	理事長 土 井 邦 由	T:51-2361 F:53-9185
緑橋ビル商店街振興組合	3 条通 8 丁目 緑橋ビル商店街(振)事務所	理事長 菅 田 正 幸	T:23-4741 F:23-4742
大町住吉商店街振興組合	大町 2 条 1 0 丁目 (有)フタバ堂内	理事長 川 田 博 已	T:51-3475 F:51-2810
豊岡商店街振興組合	豊岡 4 条 2 丁目 ハセ トケイメガネ店内	理事長 長 谷 敏 治	T:31-1024 F:31-1032

## 工業関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
(一財)旭川産業創造プラザ	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター	理事長 新 谷 龍一郎	T:68-2820 F:68-2828
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部	札幌市中央区北2条西1丁目 1番地7 ORE 札幌ビル6階	本部長 中 島 真	T:011- 210-7473
旭川市企業誘致推進協議会	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター 旭川市経済観光部企業立地課内	会長 新 谷 龍一郎	T:66-9115 F:65-7048
旭川地域産業活性化協議会	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター 旭川市経済観光部企業立地課内	会長 西 川 将 人	T:66-9115 F:65-7048
旭川家具工業協同組合	永山2条10丁目1-35	代表理事 渡 辺 直 行	T:48-4135 F:48-4749
旭川建具事業協同組合	永山7条1丁目4-17	理事長 三 浦 邦 昭	T:22-2566 F:22-2568
旭川クラフト普及協会	旭岡2丁目11 山田-ya 内	会長 得 永 光 利	T:52-9387 F:52-9387
旭川工芸デザイン協会	旭岡2丁目12-8 染あとりえ草創内	会長 大 谷 泰 久	T:52-9945 F:52-9945
旭川木彫・工芸品協会	東光4条4丁目1-16 北都工芸社内	会長 菅 野 秀 雄	T:32-5775 F:32-5775
mickle (ミクル)	東川町西町9丁目4-1 アートクラフト バウ工房内	会長 大 門 和 真	T:82-2213 F:82-2213
旭川広告デザイン協議会	2条通9丁目 道銀ビル2階 (有)デザインピークス内	会長 竹 田 貴 治	T:26-6850 F:26-6864
旭川デザイン協議会	宮下通11丁目 蔵囲夢 コレクション館内	会長 伊 藤 友 一	T:23-3000 F:23-3005
旭川陶芸協会	神楽岡8条5丁目2-13	会長 小 木 美 則	T:65-3756 F:65-3756
旭川やきもの協会	末広4条1丁目1-43 奏工房内	会長 速 水 登 稔	T:54-7207 F:54-7207
旭川機械金属工業振興会	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	会長 佐々木 通 彦	T:36-3111 F:36-4461
旭川鐵工組合	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	組合長 媚 山 正 人	T:36-4153 F:36-4153
旭川溶接協会	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	会長 松 田 誠 一	T:36-4153 F:36-4153
(一社)北海道機械工業会旭川支部	永山北3条6丁目6-21 (株)長谷川工作所内	支部長 長谷川 敦 彦	T:48-4221 F:48-4224
旭川総合鉄工団地協同組合	永山北4条6丁目3-56	代表理事 表 豊	T:48-2922 F:48-1480
旭川工業団地協同組合	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	理事長 宮 崎 孝 次	T:36-4955 F:36-5232
旭川食品加工協議会	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター (一財)旭川産業創造プラザ内	会長 大 廣 泰 久	T:68-2824 F:68-2828
旭川食品産業支援センター	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター (一財)旭川産業創造プラザ内	センター長 阿曾沼 勝	T:68-2824 F:68-2828



団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
旭川情報産業事業協同組合	緑が丘東1条4丁目2-14 (株)コンピューター・ビジネス内	理事長 本田 和行	T:65-4511 F:65-9540
旭川ICT協議会	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター (一財)旭川産業創造プラザ内	会長 古川 正志	T:68-2820 F:68-2828

## 観光関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
(一社)旭川観光コンベンション協会	5条通7丁目 旭川フードテラス2階	会長 山下 裕久	T:23-0090 F:23-1166
あさひかわ観光誘致宣伝協議会	5条通7丁目 旭川フードテラス2階 旭川市経済観光部観光課内	会長 西野目 信雄	T:25-7168 F:26-8585
大雪広域観光圏推進協議会	5条通7丁目 旭川フードテラス2階 (一社)旭川観光コンベンション協会内	会長 西川 将人	T:23-0090 F:23-1166
上川地方観光連盟	5条通7丁目 旭川フードテラス2階 (一社)旭川観光コンベンション協会内	会長 紺谷 ゆみ子	T:23-0363 F:23-0363
旭川ホテル旅館協同組合	3条通8丁目 緑橋ビル2号館2階	理事長 太田 英司	T:26-4189 F:22-5132
(公社)北海道観光振興機構	札幌市中央区北4条西4丁目 伊藤加藤ビル6階	会長 近藤 龍夫	T:011- 231-0941
旭川空港利用拡大期成会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 新谷 龍一郎	T:22-8413 F:22-2600
道内中核都市観光連携協議会	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階	会長 高松 善行	T:011- 211-2376

## 技能・労働関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
旭川市技能振興協議会	緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター 旭川市経済観光部産業振興課内	会長 飛弾野 正幸	T:65-7047 F:65-7048
(一財)旭川市勤労者共済センター	5条通10丁目 旭川市五条庁舎2階	理事長 本田 和行	T:23-9997 F:29-3577
(公社)旭川市シルバー人材センター	春光町 3639 番 4	理事長 関根 久雄	T:51-1600 F:55-2537
旭川公共職業安定所	春光町 10 番 58	所長 丹甫 正明	T:51-0176 F:51-4594
旭川労働基準監督署	宮前通東 4155 番地 31 旭川合同庁舎西館6階	署長 新田 稔	T:35-5901 F:35-6599
旭川職業能力開発促進センター	永山8条20丁目	所長 河田 恵一	T:48-2412 F:48-2476
道立旭川高等技術専門学院	緑が丘東3条2丁目1-1	学院長 平田 庄吾	T:65-6667 F:65-5565
(職)旭川建築職業訓練協会	永山9条1丁目 旭川建築総合センター内	会長 高橋 有司	T:26-1403 F:26-8823
(職)旭川左官職業訓練協会	花咲町1丁目	会長 長谷川 安光	T:53-2300 F:53-2306
北海道旭川地方技能士会	永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内	会長 美浪 利光	T:46-5278 F:46-5279

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
連合北海道旭川地区連合会	4条西6丁目 道北労福センター内	会長 高橋紀博	T:29-3705 F:25-0797
上川中部季節労働者通年雇用促進 協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部経済総務課内	代表 西川将人	T:26-3601 F:26-7093
旭川市雇用創出促進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部経済総務課内	代表 佐々木恵一	T:25-7152 F:26-7093

## 金融関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号 FAX 番号
(株)日本政策金融公庫旭川支店	4条通9丁目 朝日生命 旭川ビル内	支店長 白木義一	・国民生活 事業 T:23-5241 F:25-8087 ・中小企業 事業 T:24-4161 F:23-3933
(株)商工組合中央金庫旭川支店	5条通9丁目	支店長 永易隆治	T:26-2181 F:24-3869
日本銀行旭川事務所	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	所長 前屋誠	T:23-3181 F:29-2012
北海道信用保証協会旭川支店	7条通13丁目	支店長 三浦修市	T:24-1441 F:25-5649
(一社)旭川銀行協会	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	会長 長野実	T:26-4628 F:26-4629

平成26年度 経済観光部施策の概要

平成26年7月発行

発行 旭川市

編集 旭川市経済観光部

〒070-8525

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

TEL 0166-25-7152